

# 史跡上野国分寺跡 保存活用計画

(案)



# 第1章 保存活用計画策定の目的と経過

## 第1節 保存活用計画策定の目的

本計画は、史跡上野国分寺跡の適正な保存及び活用の方向性を定めるためのものである。

上野国分寺跡は、「日本の歴史の正しい理解のために、欠くことのできない遺跡」として大正15年に史蹟に指定された。現在まで長きにわたって地元の人々に愛され守られてきたこの史跡を、今後も群馬県が誇る史跡として確実に保存し、未来へと継承するためには、地域住民・県民がその価値を理解し、誇りと愛着を持つことが重要である。

そのために群馬県教育委員会では、昭和55(1980)～63年度(1988)の9か年にわたる発掘調査を実施して上野国分寺の実態を把握し、その調査成果を形として人々へ伝えるため平成2(1990)～5年度(1993)にかけて整備を行った(第1期整備)。しかし、第1期整備事業は完成を待たずに中断となり、その後20年近く経過した平成24年度(2012)になって整備事業が再開されることとなった(第2期整備)。平成24～28年度(2016)にかけて実施した第2期発掘調査では、金堂院を構成する全ての建物群が初めて確認されたほか、鐘楼などが再評価されたことで、これまで想定されてきた上野国分寺の姿を大きく塗り替えることとなった。今後、この第2期調査の成果を踏まえ、本来の上野国分寺の姿をより適切に表現することで史跡の価値を高めるとともに、上野国分寺に対する県民の理解を深めることが重要である。それが、東国における古代上野国の歴史・文化を理解することにつながり、さらには日本の歴史・文化を理解することにつながっていく。

本計画では、現状と課題について整理するとともに史跡の本質的価値と構成要素を明確にし、それらを適切に保存していくための基本方針や活用、整備の基本方針等を明文化する。これにより、地域住民・県民が史跡の価値を再認識し、その価値を共有することを目指す。さらに、史跡指定地のみならず国分尼寺跡を含めた周辺地区を取り込むことで、史跡と一体となった歴史的環境の保全を目指すものである。

## 第2節 保存活用計画策定の経過

### 1 組織

保存活用計画策定にあたり、有識者からなる「史跡上野国分寺跡保存活用計画策定委員会」を設置し、文化庁指導の下、協議検討を重ねた。

#### 委員

前澤 和之 館林市史編さん専門委員(古代史：委員長)  
須田 勉 元国土舘大学文学部教授(考古学：副委員長)  
藤井 恵介 東京大学名誉教授・東京藝術大学客員教授(建築史)  
佐藤 信 東京大学名誉教授・大学共同利用機関法人人間文化研究機構理事(古代史)  
小野 健吉 和歌山大学観光学部教授(庭園史)

#### 指導助言

浅野 啓介 文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官

#### オブザーバー

高原 啓成 県生活文化スポーツ部文化振興課東国文化推進室長  
田中 隆夫 前橋市教育委員会事務局文化財保護課長  
角田 真也 高崎市教育委員会事務局文化財保護課長  
眞塩 満之 上野国分寺まつり実行委員会未来地域づくり委員長  
淡嶋 慧 上野国分寺遺跡愛好会長  
阿部 明雄 前橋市元総社地区自治会連合会長

#### 事務局

古澤 勝幸 県教育委員会事務局文化財保護課長  
青木 道則 県教育委員会事務局文化財保護課次長  
桜井 美枝 県教育委員会事務局文化財保護課補佐(埋蔵文化財係長)  
齊藤 英敏 県教育委員会事務局文化財保護課文化財活用係長  
橋本 淳 県教育委員会事務局文化財保護課指導主事

### 2 経過

#### 第1回委員会(平成30年6月21日)

保存活用計画の構成案、策定の目的、史跡の概要の内容検討、地区区分の検討

#### 第2回委員会(平成30年8月24日)

史跡の価値、現状と課題、保存の検討

#### 第3回委員会(平成30年10月23日)

活用、整備、管理運営と体制等の検討、全体を通しての検討

#### パブリックコメント(平成30年12月7日～平成31年1月7日)

#### 第4回委員会(平成31年1月24日)

全体を通しての検討、最終確認

### 第3節 上位計画との関係

平成23年(2011)3月に群馬県によって、第14次群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」(平成23年度～平成27年度)が策定された。翌年、平成24年(2012)4月1日付で改定が行われ、重点プロジェクトの一つ、ぐんまイメージアッププロジェクトに「東国文化の中心・群馬の再認識」が新たな取組として追加された。この中で史跡上野国分寺跡が具体例として取り上げられ、平成24年度から整備事業が再開されることとなった。本計画の策定はその一環である。

#### ○第14次群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」(平成23年度～平成27年度)

基本理念 先人から受け継いできた「群馬の限りない可能性」を大きくはばたかせる

プロジェクト14 ぐんまイメージアッププロジェクト

##### 3 「東国文化の中心・群馬の再認識」

古代の東国文化の中心地であり東日本最大の古墳県である本県が誇る歴史文化遺産について、調査研究を進め、県民の再認識を促すとともに、観光やイメージアップ等における活用や全国への発信を推進します。

##### (1)歴史文化遺産の再認識・環境整備

- ・子どもたちをはじめ、多くの県民が本県の貴重な歴史文化遺産を再認識できるよう促し、郷土への誇りと愛着を育みます。
- ・上野国分寺跡などの全国レベルの価値を持つ史跡について、誰もが見に行きたくするような環境整備を進め、貴重な文化財の保護と活用を図ります。
- ・岩宿遺跡など旧石器時代から始まる本県の歴史を、豊富な歴史文化遺産によって物語として構成し、新たなぐんまブランドを創出します。

##### (2)歴史文化遺産による観光振興・イメージアップ

- ・本県が誇る歴史文化遺産を、群馬の観光資源として磨き上げ、誘客を推進するとともに、リピーターの増加を図ります。
- ・全国に向けた群馬の魅力的な歴史文化遺産のPRに力を注ぎ、イメージアップの推進を図ります。

##### (3)推進体制の整備

- ・東国文化の発掘・活用・発進のための推進体制を整備し、市町村や県民と連携して推進していきます。

#### ○第15次群馬県総合計画「はばたけ群馬プランⅡ」(平成28年度～平成31年度)

基本理念 群馬の限りない可能性を大きくはばたかせ、群馬の未来を創世する

～「魅力あふれる群馬」の実現～

政策12 豊かな文化・魅力を活かしたイメージアップ

群馬の魅力を再発見し、県民の誇りを醸成するとともに、群馬のブランド力の強化・発信、歴史文化遺産や文化・スポーツの活用により、群馬のイメージアップを進めます。

##### 3 歴史文化遺産活用・発信

##### (2)東国文化の活用・発信

- ③文化財を磨き上げることにより、豊かな自然環境と優れた歴史・文化を合わせた新しい魅力を持った文化財ネットワークを創出します。

○第2期群馬県教育振興基本計画(平成26年度～平成30年度)

基本目標「たくましく生きる力をはぐくむ ～自ら学び、自ら考える力を～」

基本施策1 時代を切り拓く力の育成

柱2 文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進する

取組5 古代東国文化をはじめとした文化遺産を活用した学びの推進

2 課題

- (1) 県内の歴史的価値ある文化遺産に関する学びを推進し、郷土に誇りをもたせること
- (2) 文化財に関する知識の普及や広報活動等において本県の古代東国文化を積極的に発信していくこと
- (3) 文化財の活用につながるよう、文化財の保護、文化財指定、調査研究等を計画的に進めること

4 主な取組内容

- (5) 史跡上野国分寺跡の整備事業を進め、発掘調査成果等を広く情報発信するとともに、学校教育、生涯教育での一層の活用促進を図ります。

**第4節 計画の発効と期間**

本計画は、平成31年(2019)4月1日より発効する。期間は2028年度までとし、その後は状況に即して見直しを行う。また、期間中でも必要に応じて見直しを行う。

## 第2章 史跡上野国分寺跡の概要

### 第1節 上野国分寺の概要

天平13年(741)、仏教の力で国を守る鎮護国家思想に基づき、聖武天皇によって国分寺創建の詔が発せられた。寺は国分僧寺と国分尼寺の二寺制とし、国分僧寺は「金光明四天王護国之寺」として七重塔を建て、金字で書写した護国經典である「金光明最勝王經」を安置した。地方において、これまでにない高層建築物である七重塔を備えた国分寺は、まさに「国の華」であった。

こうして全国一斉に始まった国分寺造営事業は国家的な一大プロジェクトであり、上野国分寺は群馬県のほぼ中央、現在の前橋市と高崎市の市境に建立された。東西219m、南北231mの伽藍地を築垣で囲み、その広大な敷地の中に朱塗り・瓦葺きの堂塔が配置された上野国分寺は、見る者を圧倒する存在であったろう。

これまでの発掘調査によって、上野国分寺は伽藍地東西軸の中央に伽藍中軸線を設定し、南から南大門・中門・金堂・講堂が、建物の中心を揃えて一直線に配置されていたことが分かっている(第1図)。本尊である丈六釈迦座像を安置する金堂は、中門と回廊で結ばれて聖域である金堂院を形成し、全国最大級の規模を誇った七重塔は金堂院の外、金堂と並立するように西側に配置された。講堂の北には僧侶が居住する僧坊が置かれていたと考えられるが、建物跡が確認できておらず判然としない。さらにその北側には一定の空間があり、管理・運営施設等の建物の存在が推定されるが、後世の削平により遺構は失われてしまっている。

上野国分寺の創建年代に関する史料はないが、『続日本紀』の天平勝宝元年(749)5月と閏5月に碓氷郡と勢多郡の豪族が国分寺への知識物献納によって上位の位階を得た記録が見える。天平19年(747)の郡司に協力を求め、3年以内に「塔・金堂・僧坊」を造り終えることとした督促の詔から3年目であり、国分寺に対する献納の初例であるとして、この頃全国でも早い段階で主要伽藍が整ったとする見解がある。発掘調査成果からは、塔が回廊の外に置かれる興福寺式伽藍配置であるものの、塔



第1図 上野国分寺推定復元図

と金堂を東西に並立した特徴的な配置であること、また金堂よりも講堂の規模が大きかったことが判明している。こうした特徴は前代の白鳳寺院の様式に近く、諸国国分寺のなかでも古相を示していると考えられ、上記した「上野国分寺は全国でも早い段階で主要伽藍が整った」とする見解と矛盾しない。こうした背景には、古墳時代以来、東国の中心地として栄えた上野国内各地の豪族の協力があり、その力を結集して上野国分寺の建立がなされたと言われている。出土する文字瓦からは、群馬県中東部の勢多・佐位・新田・山田郡や西部の多胡・緑野郡が深く関わったことが分かっている。

長元3年(1030)に作成された「上野国交替実録帳」からは、衰退期の様子を知ることができる。これによれば、築垣や南大門などの諸門、萱葺僧房等が壊れて無くなり、仏像も多くが破損していることが記されている。諸郡の協力によって完成した上野国分寺も、この頃には外郭施設が全て無くなっており、かなり衰微している状況をうかがい知ることができるが、金堂や講堂・塔はまだ存立していたようである。しかし、金堂の推定南東角の直近で13世紀後半～14世紀末と考えられる梵鐘鑄造土坑が検出されていること、また講堂が14世紀代には墓地として利用されていることから、遅くともこの頃までには創建以来の伽藍は無くなってしまったと考えられる。なお、発掘調査の所見では、堂塔が焼失した痕跡は認められないことから、いずれも自然倒壊したのだろう。

これまで述べてきたとおり、上野国分寺跡は発掘調査によって伽藍の様子がほぼ明らかになっている。うえ、文献史料から創建期や衰退期の状況が分かる、発掘調査成果と文献史料の両面から日本の歴史を描くことのできる、全国でも希少な国分寺である。古代上野国を語るうえでかけがえのないことはもとより、全国レベルでの国分寺制度研究に欠かすことのできない群馬県を代表する史跡といえるのである。

## 第2節 史跡指定の概要

### 1 指定の経緯

大正15年(1926)2月に内務省の柴田常恵氏により、史蹟名勝天然紀念物保存法(大正8年(1919)施行)による史蹟指定に向けた現地調査が行われた。これ以前にも、全国で18か国の国分寺跡と3か国の国分尼寺跡の史蹟指定がなされており、「日本の歴史の正しい理解のために、欠くことのできない遺跡」として国分二寺の価値・重要性が重視され、数ある史蹟候補地のなかでも優先して指定が進められたことが分かる。こうした経緯を受けて上野国分寺跡も指定対象となり、調査が行われたものと思われる。

柴田氏による調査は、『埼玉茨城群馬三県下に於ける指定史蹟』(内務省1927)において詳細に報告された。これによると、中央及び南西部に2基の土壇が残存しており、南西部の土壇は心礎のほか14個の礎石が残存していて明らかに塔跡であること(第4図上)、中央の土壇は12個の礎石が確認され、金堂跡に比定されること(第4図下)が述べられている。こうした配置から、遠江国分寺(現特別史蹟)に似た伽藍配置が推定された。これ以外にも南門と考えられる礎石3個(第5図)、東門と考えられる礎石1個が確認されている。

### 2 指定の状況

#### (1) 指定告示

官報告示：大正15年(1926)10月20日付け 第4248号

#### (2) 指定の概要

名 称：上野國分寺跡

指定基準：保存要目史蹟の部第二「社寺の址跡及祭祀信仰に関する史蹟にして重要なもの」のうち「社寺の址跡にして重要なもの」

指定説明：天平十三年國分寺創建ノ詔ニ依リ造營セラレシモノノ一ニ属ス南ニ細長キ低地ヲ有スル臺地上ニ在リテ二基ノ土壇參道ト覺シキ堀割等ヲ遺存シ礎石ハ右二基ノ土壇及他ノ所ニ點々存在ス區劃略々整ヒ善ク舊規ノ見ルベキモノアリ

所在地：群馬県群馬郡国府村大字引間字石堂

249番・250番・251番・252番・253番・254番・255番・256番・257番・258番・  
259番・260番・261番ノ1・261番ノ2・262番・263番・264番・265番・266番・  
267番・268番

同県同郡同村同大字字妙見 191番

同県同郡同村同大字東国分字村前

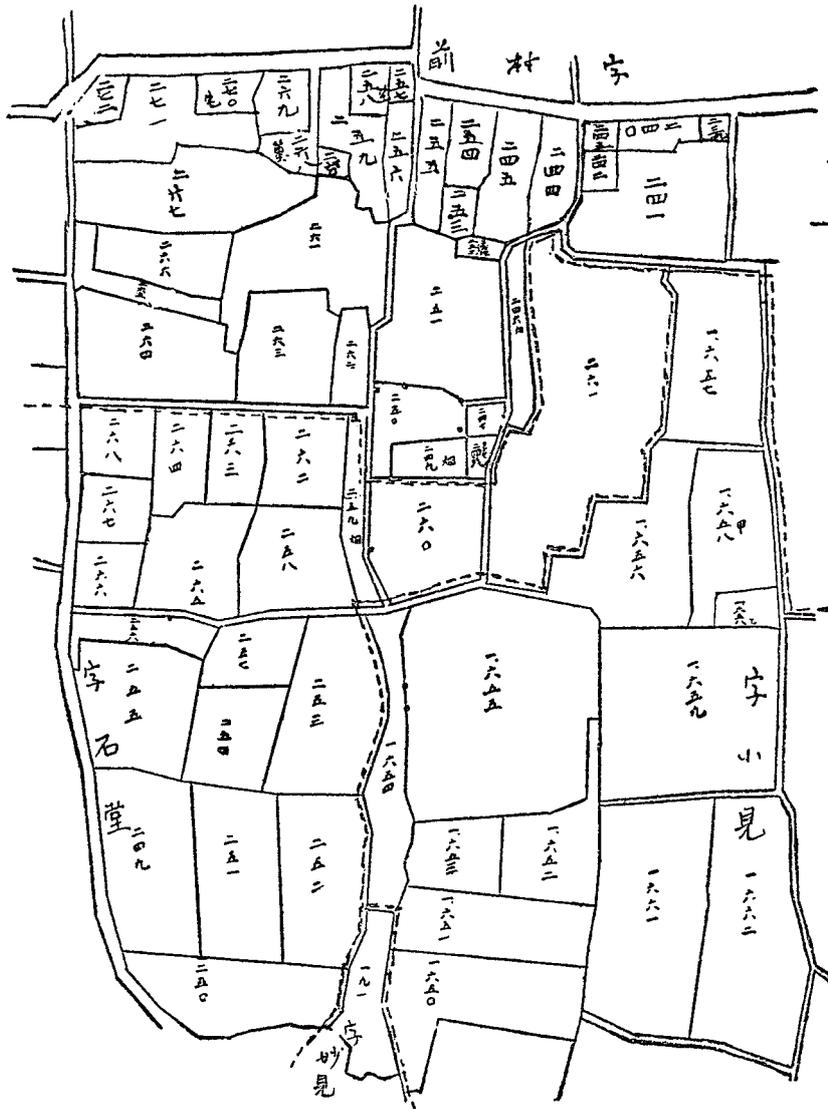
239番・240番・241番・242番・243番・244番・245番・246番・247番・248番・  
249番・250番・251番・252番・253番・254番・255番ノ1・255番ノ2・256番・  
257番・258番・259番・260番・261番・262番・263番・264番・265番・  
266番・267番・268番・269番・270番・271番ノ1・271番ノ2・272番

同県同郡元総社村大字元総社  
字小見

1650番・1651番・1652番・  
1653番・1654番・1655  
番・1656番・1657番・  
1658番ノ甲・1658番ノ乙・  
1659番・1661番・1662  
番

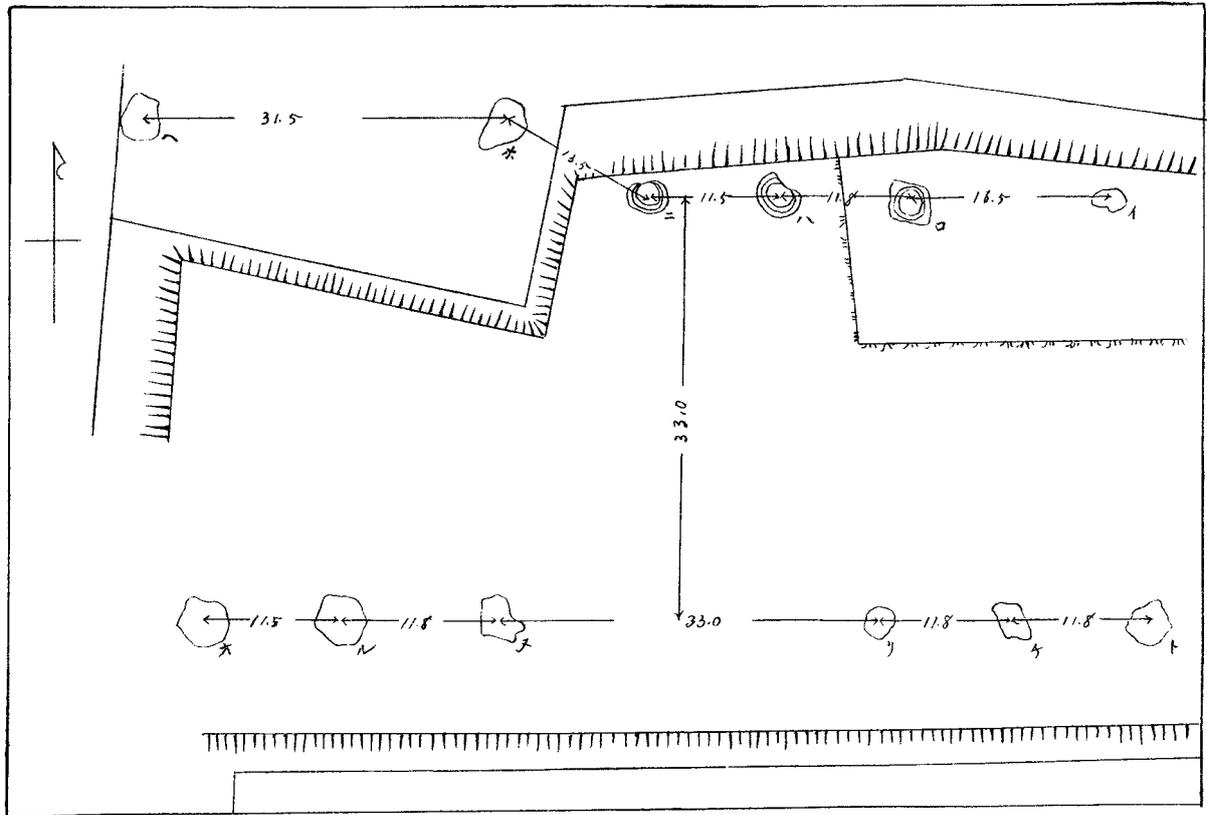
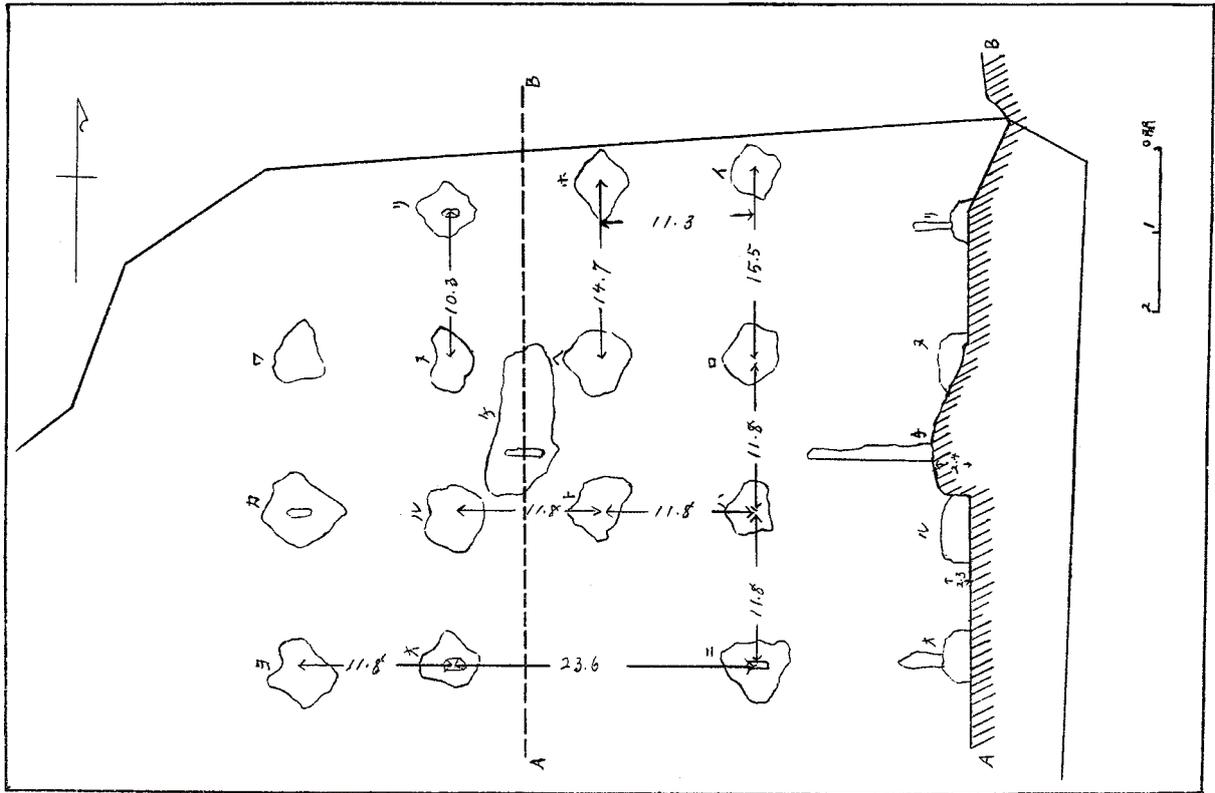
指定面積：62,459.85㎡

(公図より)

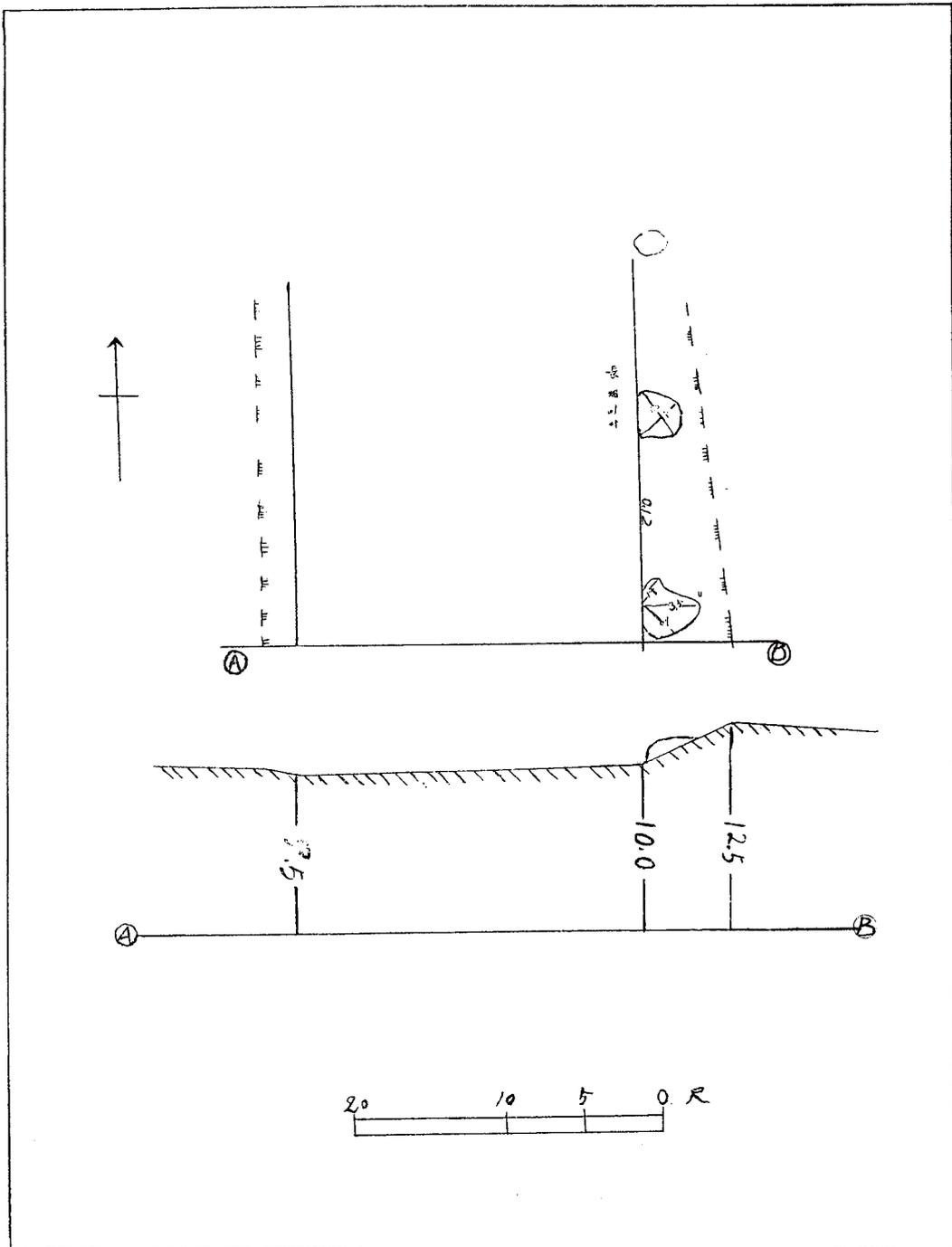


第2図 指定地域図





第4図 塔跡(上)と金堂(現講堂)跡(下)実測図



第5図 前面(南大門跡と推定された礎石)実測図

### 第3節 史跡をとりまく環境

#### 1 自然環境

##### (1)位置と地形

本史跡は前橋市街地の西方約4km、高崎市東国分町・引間町、前橋市元総社町にまたがって所在する。関東平野の北端にあたり、山地から平野部に移行するところに南流する利根川を挟んで西に榛名山・東に赤城山が円錐状火山特有の広大な裾野を広げて聳えており、その榛名山東南麓に広がる相馬ヶ原扇状地の末端付近に位置する。相馬ヶ原扇状地は、約1.8万年前の榛名山の山体崩壊に伴う岩屑なだれが堆積したもので、その後、幾筋もの中小河川が扇状地面を扇の骨組みのように浸食し、細長く伸びる台地を形成した。本史跡もそうした台地の一つ、南を染谷川・北を牛池川に挟まれた北西から南東への緩い傾斜を示す台地上に立地する。標高は125.5～129.5mを測る。本史跡の西方には弁天川によって開析された谷が入り、台地をさらに掘り込んでいる。この細長い台地上の東西に並んで国分二寺が配置され、西縁近くに国分僧寺、東縁近くに国分尼寺が建立された。国分二寺がある位置の台地の東西幅は約1kmで、僧寺の南西角から南へ30m程、また尼寺の北東角から東へ40m程で谷地との断崖となる(第7図)。

この南面から遠く周囲を仰ぎ見ると、西に妙義・浅間、北西間近に榛名、北に小野子・子持、北東に武尊・赤城の山々を望み、南から南東にかけては視界を遮ることのない平野が広がる、創建の詔が示す「好処」にふさわしい景観をなしている。



第6図 史跡の位置



## (2)気候

前橋市の平均値(昭和56年(1981)～平成22年(2010))は、年平均気温14.6℃、年間降水量1,248.5mmとなっている。内陸性の気候で降水量が少なく、夏期の気温が高い。冬期は晴天の日が多く、北西の季節風「からっ風」が時に強く吹く。

## 2 歴史的環境

### (1)国分寺創建以前

上野国分寺跡が立地する相馬ヶ原扇状地では、旧石器時代の遺跡は確認されていない。扇状地を形成した約1.8万年前の岩屑なだれの堆積によって荒涼とした斜面となり、特に本史跡の位置では、その後の湿地化による前橋泥炭層の形成、さらには洪水堆積物による総社砂層が厚く堆積しており、旧石器時代には人々が生活できる環境ではなかったと考えられている。完全に離水した縄文時代前期以降になって、ようやく人々の生活の場として展開が始まる。本史跡や国分僧寺尼寺中間地域(17)で、縄文時代中期の集落が確認されている。

弥生時代には、中期以降になって扇状地の扇端付近に集落が営まれる。隣接する谷筋を水田に開発したと考えられ、国分僧寺尼寺中間地域でも集落が確認されている。本史跡の南方約3kmには、環濠を備えた集落と浅間C軽石によって埋没した水田遺構が検出された史跡日高遺跡(23)がある。

古墳時代になると有力豪族のもとで急速に水田開発が進み、大規模集落が営まれはじめる。本史跡近辺では、南西約3.5kmに有力豪族の墓域である保渡田古墳群がある。保渡田古墳群は、5世紀後半から6世紀初頭にかけて築造された100m級の前方後円墳である井出二子山古墳(18)・八幡塚古墳(19)・薬師塚古墳(20)の3基(いずれも史跡)からなる。その南東約1kmには三ツ寺I遺跡(21)がある。三ツ寺I遺跡は、一辺86mの方形区画の周囲に幅30m・深さ4mの広大な濠をめぐる豪族居館跡である。区画の内部からは館の中心となる大型の掘立柱建物や井戸、石敷きの祭祀場等が見つかっている。この居館跡は時期が重なることから、保渡田古墳群を築造した人物がこの館の主であったと考えられている。また、北西約1.5kmには三ツ寺I遺跡と同時期、同規模と考えられている豪族居館跡である史跡北谷遺跡(22)がある。史跡北谷遺跡は一辺約90mの方形で周囲に幅30m以上・深さ3m以上の濠がめぐらされており、構造や規模が三ツ寺I遺跡とよく似るが、未調査の部分が多く詳細は分かっていない。

北東約2kmには、5世紀後半から7世紀末にかけて築造された遠見山古墳(4)・王山古墳(5)・総社二子山古墳(6)・愛宕山古墳(7)・宝塔山古墳(8)・蛇穴山古墳(9)の6基で構成される総社古墳群がある。そのうち、7世紀代に造られた愛宕山・宝塔山・蛇穴山の3古墳は、それぞれ全長56m・66m・44mの方墳であり、古墳時代終末期の上野国を代表する氏族の墓とされる。宝塔山・蛇穴山古墳の横穴式石室は、高度な石材加工技術による截石切組積である。また、宝塔山古墳の家形石棺の脚部には格狭間が彫られており、仏教文化の影響を見ることができる。同時期の上野国内にはこれら3古墳に匹敵する古墳はなく、7世紀になって上野国内の勢力が総社古墳群を築いた豪族に一元化されたことを示している。

北東約1kmの牛池川を隔てた隣の台地には、東日本最古級の史跡山王廃寺跡(3)がある。山王廃寺は7世紀後半の創建で、中門と講堂を結ぶ80m四方の回廊のなかに、金堂と塔を東西に並立して配置する法起寺式伽藍配置をもつ。ここでは、高度な石造品加工技術を駆使した地下式の塔心礎や石製鴟尾・根巻石、また4,000点を超える塑像片が見つかっている。塑像片は、奈良県法隆寺の塔本塑像群に匹敵するもので、極めて高い製作水準をもつものとして注目される。これら高度な

技術から、山王廃寺は総社古墳群を築いた豪族によって建立されたと考えられるとともに、ヤマト王権との強い結びつきがあったことがうかがえる。

南東約 1.4km、国分二寺が載る同じ台地上に上野国府推定地がある。国庁(10)をはじめとする明確に国府の存在を示す遺構は確認されていないが、周縁地域で大型の掘立柱建物跡や区画溝など、関連すると考えられる遺構が検出されている。元総社寺田遺跡(14)からは、「国厨」・「曹司」と書かれた墨書土器や、律令祭祀に使われたと考えられる人形が出土しており、近隣に国府が存在したことを示している。鳥羽遺跡(16)からは、周囲に堀をめぐらした神社遺構や鍛冶工房跡が検出されている。また、元総社明神遺跡(13)では南北方向の、関泉樋遺跡(12)・元総社蒼海遺跡群(11)では東西方向の大溝が検出されており、国府域を限る大溝との見解もある。

このように、総社古墳群を築き山王廃寺を建立した豪族によって 7 世紀に上野国内の勢力が統合されたことで、その本拠地である群馬郡に上野国府が置かれ、それに近接して国分二寺が建立されたと考えることができる。国分尼寺(2)は、関越自動車道を挟んで国分僧寺の東方約 500 mにある。

都からの交通は東山道駅路を利用したと考えられるが、最初に造成された「牛堀・矢ノ原ルート」は史跡地から 5 km 以上南方にあり、国府から離れた位置を通過する。国府へは「牛堀・矢ノ原ルート」から分岐した南北道路(推定日高道(25))が存在したようである。太田市や伊勢崎市、佐波郡玉村町で確認されている「牛堀・矢ノ原ルート」は幅が 12 m 程あり、7 世紀後半に造営され 8 世紀後半に廃絶している。その後は、史跡地の南方約 1.8km の位置を通る「国府ルート」(24)に付け替えられたとされ、幅も 6 m 程に縮小されたとの見解が有力となっている。「国府ルート」は南西から北東方向に国府推定地へと向かっている。

## (2) 国分寺廃絶以降

上野国分寺が廃絶した時期は明らかでないが、14 世紀代には講堂が墓地となっていること、金堂直近で 13 世紀後半～14 世紀末と考えられる梵鐘鑄造土坑が検出されていることから、遅くとも 14 世紀までには創建時の伽藍は失われたと考えられる。その後は、東西・南北方向の大溝による区画が各所に見られ、環濠屋敷の様相を呈すようになる。中世の墓壇も多く検出されており、国分寺とは違った機能・性格として利用されていたようである。

史跡の北方、東国分の畑からは埋納されていた梵鐘が掘り出されている。梵鐘には「上野州群馬郡府中妙見寺」や「應永十七年庚寅十一月三日」(1410)などの銘文があり、現在も谷を隔てた南西にある妙見寺(26)の存在が知られるが、上野国分寺との関係は明らかになっていない。

15 世紀には、上野国府跡を利用して総社長尾氏により蒼海城が築かれた。しかし、同じ頃に厩橋城(27)が築城されると、政治の中心が利根川左岸へと移っていく。厩橋城は上杉謙信の関東越山の際の拠点となり、江戸時代には江戸の北方の守りとして重視され、「関東の華」と称えられた。

天正 18 年(1590)の徳川家康の関東入国に際し、徳川四天王の一人である井伊直政が箕輪城に配置されて当地を支配した。慶長 3 年(1598)に直政は居城を高崎城に移し、高崎城主の支配下となる。蒼海城には慶長 6 年(1601)に秋元長朝が入封するが、蒼海城が荒れていて修復の余地がなかったのを見て、植野勝山の地に総社城(28)の建設を開始し、蒼海城は廃城となる。

江戸時代には当地は総社藩領となり、その後は高崎藩領・天領・沼田藩領・前橋藩領など支配がめまぐるしく替わった。江戸時代初期、中国からの絹織物の大量の輸入が貿易収支を圧迫したため、幕府は正徳 3 年(1743)に養蚕奨励策を打ち出すと養蚕業は全国に拡大し、特に土地の 2 / 3 が山地で、火山灰地が多く稲作に適さない土地が多い群馬県では、多くの農家に養蚕・製糸業が現金収



第8図 史跡上野国分寺跡周辺の遺跡

入を得るための副業として広まった。

幕末、横浜が開港すると生糸は主要な輸出品となり、明治政府は高品質の生糸と生産量の増加を目指し、明治5年(1872)に官営模範工場富岡製糸場(国宝・重文・史跡)を開設した。群馬県では養蚕農家による技術革新も進み、全国の養蚕・製糸業を牽引した。史跡地周辺一帯も養蚕が盛んな地域で、史跡地も公有地化以前は大部分が桑畑であった。

### 3 社会的環境

#### (1)交通

最寄駅は JR 上越線群馬総社駅で直線距離にして 2.4km、また JR 上越線と両毛線が分岐する新前橋駅までは 2.8km である。実際に歩くとするとさらに距離が増し、それぞれの駅から 50 分程となる。JR 前橋駅からは史跡近隣を通る 2 社のバス路線があり、ガイドンス施設開館時間内での運行はそれぞれ 3 本と 1 本となっている。

自家用車を使用する場合は、史跡の南側に(主)前橋安中富岡線バイパス(西毛広域幹線道路、以下、西毛広幹道という)が開通し、アクセスが格段によくなった。西毛広幹道の開通に合わせ、史跡を南から訪問できるよう進入路と天平の道駐車場が整備されている。史跡の南 2.3km には関越自動車道前橋インターチェンジがあり、降りて 10 分足らずで史跡に到着することができる。また、関越自動車道下り線からは史跡がよく視認できる。

#### (2)史跡周辺の主な文化・観光施設(第9図)

##### ①前橋市総社歴史資料館(前橋市総社町総社)

総社古墳群の宝塔山古墳と蛇穴山古墳の間に建設された。総社古墳群・史跡山王廃寺跡を中心に、総社城や天狗岩用水など当地区の基礎を築いた秋元氏に関する展示を行っている。

##### ②上毛野はにわの里公園(高崎市井出町・保渡田町)

高崎市井出町・保渡田町にまたがる、広さ 12.9ha の歴史公園。園内には、国指定の保渡田古墳群、かみつけの里博物館、土屋文明記念文学館、土屋文明歌碑、山村暮鳥詩碑などがある。

##### ③かみつけの里博物館(高崎市井出町)

保渡田古墳群を核とする「上毛野はにわの里公園」の一画にあり、史跡と合わせて地域学習の場として機能している。歴史講座や体験学習を行うほか、10 月には「かみつけの里古墳祭り」が開催され、再現劇「王の儀式」の上演や体験イベント等が行われている。

##### ④群馬県立土屋文明記念文学館(高崎市保渡田町)

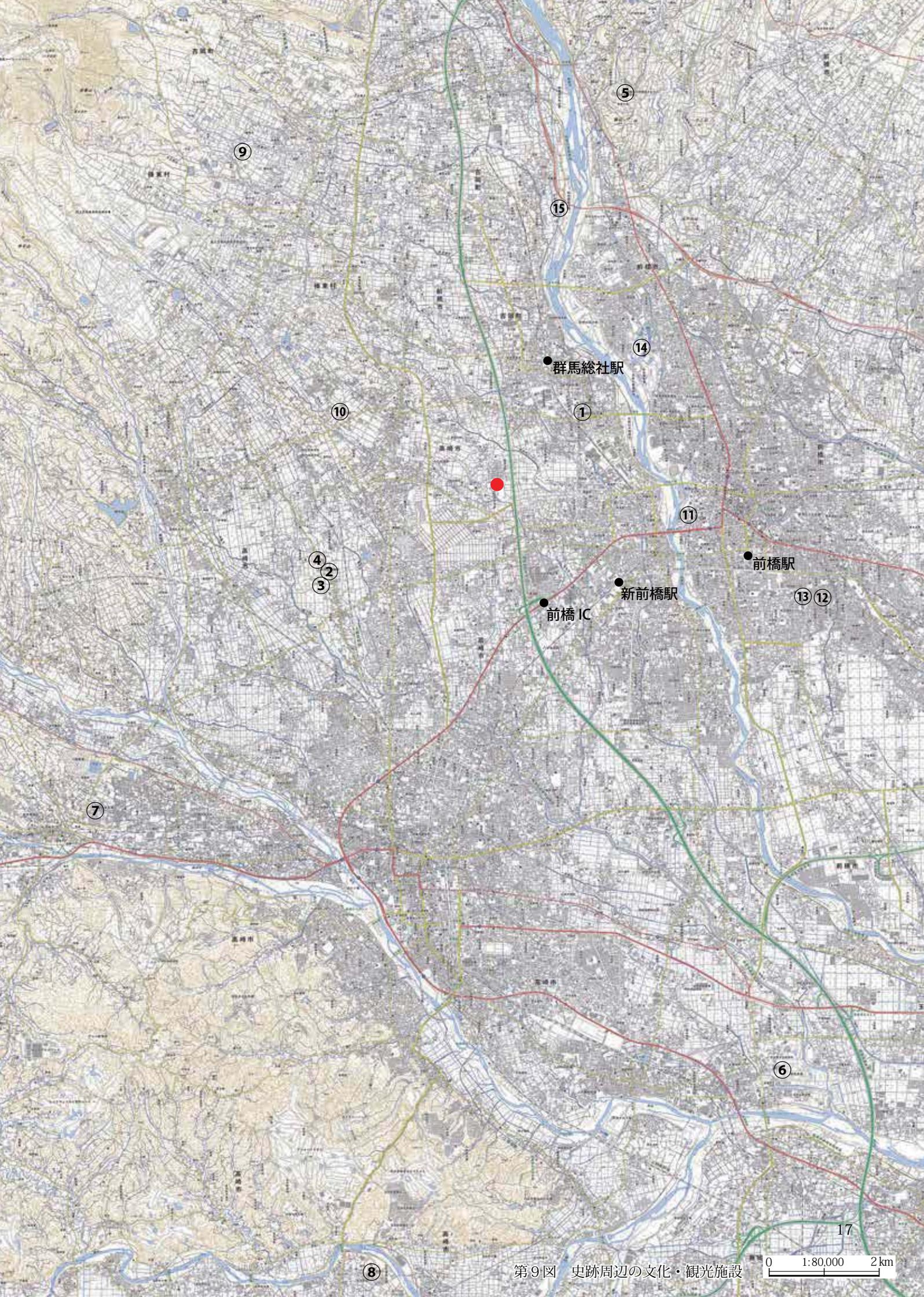
「上毛野はにわの里公園」の一画、八幡塚古墳の北側にある。『万葉集』の研究で知られる歌人土屋文明の業績を記念して、その短歌作品の魅力を発信するとともに、群馬県ゆかりの文学資料を収集し、企画展などで公開している。

##### ⑤群馬県埋蔵文化財調査センター発掘情報館(渋川市北橋町下箱田)

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団が発掘調査した遺跡の出土資料を展示する。講演会や連続講座、土器づくりや勾玉づくりなどの体験学習が行われている。

##### ⑥群馬県立歴史博物館(高崎市綿貫町)

広さ 26.2ha の群馬県立公園群馬の森の一画にある。原始～近現代に至る群馬県の歴史や文化について、通史的な展示を行う歴史系総合博物館。特に、古代東国の中心地として栄えた「古墳王国・群馬」について、東国古墳文化展示室を設けて展示を行っている。体験学習や講座等を行



第9図 史跡周辺の文化・観光施設

0 1:80,000 2km

うとともに、群馬県の中核の博物館として県内外の博物館情報を集積、発信している。県立近代美術館が隣接する。

⑦高崎市観音塚考古資料館(高崎市八幡町)

国史跡観音塚古墳の出土資料を中心に、高崎市内から出土した多くの考古資料を展示。観音塚古墳は6世紀末築造の県内最期の前方後円墳で、巨石を用いた石室が特筆され、その石室内を見学できる。

⑧多胡碑記念館(高崎市吉井町池)

日本三古碑の一つである特別史跡多胡碑に隣接する資料館。多胡碑建立の歴史的背景や碑文に関する「書」の歴史を解説するほか、山上碑・金井沢碑(いずれも特別史跡)とともに「上野三碑」としてユネスコ「世界の記憶」に登録されたことから、「上野三碑」の情報を集約して展示している。

⑨榛東村耳飾り館(北群馬郡榛東村山子田)

茅野遺跡から出土した国指定重要文化財の縄文時代土製耳飾り 577 点を中心に、世界各地から収集した耳飾りを展示している耳飾りの専門館。

⑩群馬県立日本絹の里(高崎市金古町)

シルクの歴史や群馬県の養蚕・製糸・染色関連の歴史、技術、製品の開発を紹介するとともに、繭クラフトや手織り、染色等の体験学習を行っている。

⑪群馬県庁舎(前橋(厩橋)城跡)(前橋市大手町)

地上 32 階建て、県内一の高層ビルで群馬のランドマークとなっている。地上 127 m の 32 階は展望ホールになっており、360°雄大な関東平野を眺望することができる。西側の窓からは本史跡を望むことができる。周囲には前橋城の土塁が今も残る。

⑫群馬県立文書館(前橋市文京町)

歴史資料として収集した群馬県の公文書や県内各地の古文書を保存・管理し、閲覧利用に供するとともに展示を行っている。

⑬群馬県立生涯学習センター(前橋市文京町)

群馬県の生涯学習推進の中核施設。少年科学館や視聴覚センターを併設し、各種講座やイベントを行うなど、あらゆる世代の人々の学習活動の支援を行っている。

⑭敷島公園(前橋市敷島町)

37.6ha の広大な公園。2,700 本の松が茂る松林や 600 種 7,000 本のバラや四季に咲き誇る花木が見られる「ばら園」などがあり、県民の憩いの場となっている。

⑮道の駅よしおか温泉(北群馬郡吉岡町漆原)

本史跡から最も近い道の駅で、日帰り温泉施設や足湯、物産館等が併設されている。

## 第4節 発掘調査の概要

### 1 発掘調査の経過

本史跡は、昭和 49 年度(1974)に北辺及び南辺部の調査、史跡整備に向けた昭和 55 (1980) ~ 63 年度(1988)の 9 か年にわたる調査(第 1 期)、再整備に向けた平成 24 (2012) ~ 28 年度(2016)の 5 か年にわたる調査(第 2 期)、平成 30 年度(2018)の南大門と東大門の追加調査(第 2 期追加調査)が行われている。

また、昭和 45 年度(1970)には国分僧寺と国分尼寺の中間地域の遺構分布を確認するための調査が行われ、昭和 55 (1980) ~ 58 年度(1983)には僧寺と尼寺の中間を南北に貫く関越自動車

道建設に伴う僧寺尼寺中間地域の調査が行われている。

## 2 第1期調査成果の概要

### (1)七重塔

心礎を含め15個の礎石が残存していた。建物の平面形は3間×3間で、柱間は12尺等間である。東辺中央部で角閃石安山岩切石を6個、1列1段に並べてあるのが確認され、基壇外装の一部と考えられた。この切石列の検出により基壇の出14尺、基壇高4尺が確定した。方位軸は、 $N-1^{\circ}22'-W$ である。

### (2)金堂(現講堂)

寺域中央の土壇を金堂として調査を行い、身舎柱北列の3個及び側柱南列の5個、計8個の原位置の礎石と、移動ないし落とし込まれた礎石8個の、計16個の礎石が確認された。7間×4間の建物で、身舎の桁行11-12-12-12-11(尺)、梁間11.5-11.5(尺)に11尺の庇がめぐる規模とされ、基壇の出は11尺と推定された。身舎の礎石は2段の柱座造り出しが施されていることが特筆される。また、身舎柱北列中央の1間分で玉石列が検出され、本尊仏の背後に当たる位置であることから、来迎壁の地覆石と判断された。原位置にある基壇外装材は検出されなかったが、凝灰岩切石の破片が出土していることから、凝灰岩切石による壇上積基壇と推定された。築土の底面と内部には、瓦の小破片が多数含まれているのが確認されている。基壇上やその周辺には多数の墓壙が掘られており、埋土中から1380～1440年代の年号が刻まれた宝篋印塔や五輪塔の部材が出土したことから、金堂(現講堂)の廃絶はそれ以前と判断された。方位軸は、 $N-2^{\circ}30'-W$ である。建て替えや大規模な改修の痕跡は確認されていない。

### (3)講堂(旧想定による呼称)

以前は民家が建っていた場所で、基壇の高まりや礎石の残存などは全く確認できない状況であった。調査の結果、金堂の北側に比べて地山の検出面が70～80cm低くなっており、遺構はほとんど削平されていたが、9か所で礎石据付穴と考えられる掘り込みが検出された。それらは金堂(現講堂)の中軸線と合うとして、建物の中央間の部分と想定し、桁行13-14-13、梁間は11尺等間と推定された。方位軸は $N-4^{\circ}-W$ である。

また建物の前面で、東西方向に並ぶ柱穴列(SA01)が検出された。造り替えが行われていることから2時期確認でき、出土遺物から新期が9世紀前期とされている。この柱穴列の性格については、講堂に関係する柵列か塀の可能性も指摘されたが、方位軸が異なるとして不明とされた。

### (4)僧坊

僧坊については、全く痕跡を確認することができなかった。

### (5)中門

研究史にならい、金堂(現講堂)の中心から南に65m付近を中門と想定して調査が実施されている。その結果、中門と断定しうる遺構は検出されなかったものの根石状遺構とされた石組1基が検出され、中門の根石と推定された。

### (6)回廊

回廊と断定しうる遺構は確認されなかった。

### (7)鐘楼・経蔵

鐘楼・経蔵については、全く痕跡を確認することができなかった。

## (8)南大門

東側柱に当たる3個の礎石が検出され、梁間2間、柱間10.5尺(315cm)であったことが確認された。また、乱石積基壇の基壇縁と考えられる石列が2条検出されており、建て替えの可能性が指摘されている。構造は八脚門と推定された。

## (9)東大門

礎石1個が検出されたが、検出状況から原位置からは移動していると判断された。

## (10)築垣

南辺の調査で、築垣基部が確認されている。特に、東側の南大門に取付く箇所では、幅180cm程に黄褐色土と黒色土を交互に積んだ明瞭な版築による本体下部が検出されている。また、南北に180cmの間隔を持って一対の柱穴が検出され、寄せ柱と判断された。南辺東側の方位軸は、E-3°50'-Nである。

一方、南辺西側については一直線にならず、屈曲すると判断された。寺域南西隅にかかるように谷が入り込んでおり、その地形上の制約によるものとして、埋め立て造成工事によって築垣を一直線状に造ろうとした痕跡は認められず、創建当初からこのような形状であったと判断されている。また、この箇所でも基部盛土を掘り込む11世紀初頭～前半の住居跡が検出されたことから、南辺築垣は11世紀初頭までには壊滅状態となっていたと推定された。平成2年度(1990)の築垣復元に伴う事前調査では、角閃石安山岩切石と平瓦を用いて造られた暗渠が検出されている。

北辺については、金堂(現講堂)の中心から1町の位置で、明瞭な築垣の痕跡は確認されなかったが、北側に接する市道との間に段差があることが確認された。また後世のものであるが、人頭大の玉石が東西方向に並べられているのが確認され、境目を示すものとされた。これらの状況から、北辺は金堂(現講堂)から1町の位置、つまり西側北辺道路との境界付近にあったと想定できると判断された。

西辺及び東辺については、道路際までの調査が実施されているが、築垣は確認されていない。伽藍地南東隅の調査で、地山が階段状に削られた状況が築垣基部の形状を示すとし、また谷地形との関係から、南東隅を道路西端から7m程西の位置に当て、ここから東辺築垣は調査グリッド軸の方位に合わせて北へ伸びると推定された。

## (11)その他の遺構

伽藍地南西部で、4×2間の東西棟で南北に庇を持つ掘立柱建物(SB12)が検出された。総長は東西930×南北1010cm、身舎は930×530cmで庇の柱間は南北ともに240cmとなる。東側には目隠し塀と考えられる柱穴列を伴っている。このSB12は、柱穴埋土中に瓦片や平安時代の土器片が含まれないこと、1期のみで比較的短期間であることから、塔の建立に際して設けられた施設と推定された。

## 3 第2期調査成果の概要

### (1)金堂

これまで金堂とされてきた建物跡の前面、塔の東側の位置で、本来の金堂の北東角にあたる掘り込み地業が確認された。掘り込み地業は、東西は伽藍中軸線で折り返すと約28.5m、南北は塔と心々を合わせていると想定し心々ラインで折り返すと南北約19mの規模となる。仮に、掘り込み地業と基壇がほぼ同規模と想定した場合、例えば、7間×4間の建物で身舎の桁行10-12-12-12-10(尺)、梁行11-11(尺)に10尺の庇がめぐる規模が考えられ、金堂は講堂よりやや小

さい規模であったと推定される。また、南西部では地下に落とし込まれた径 130cmの礎石 1 個が再確認されている。

## (2) 講堂(旧金堂)

本来の金堂が発見されたこと、また第 1 期調査において講堂の礎石据付け穴とされた土坑群が後世の攪乱と判明したことで、これまで金堂とされ基壇が復元された建物跡を講堂に修正した。現在、基壇の出 11 尺、基壇高 3.5 尺の凝灰岩による切石積基壇で復元されているが、再検討の結果、基壇の出はもっと小さい規模、基壇高は 2 尺と見直されている。

## (3) 経蔵・鐘楼

第 1 期調査で確認されていた掘立柱建物(SB08)を、鐘楼として再評価した。SB08 は 3 間× 2 間の南北棟の建物である。西面回廊の北延長線上にあり、本来の金堂が発見されたことで金堂と講堂の中間の位置にあたることとなった。第 2 期調査では、SB08 と同じ位置で新たに掘り込み地業を確認した。SB08 の柱穴が版築を掘り込んでいることから、基壇建物から掘立柱建物へと建て替えられたことが分かる。掘り込み地業の規模から基壇建物は 10 尺等間程の規模が推定でき、SB08 は 7 尺等間であることから、規模を縮小して建て替えている。諸国の国分寺では経蔵と鐘楼が東西対に配置される例が多いが、掘立柱への建て替えに際し、梵鐘の重量に耐えられるよう柱間を狭めた可能性があるため、西側が鐘楼であったと推定された。なお、東側の調査では後世の削平が著しく、経蔵にあたる建物の痕跡は確認できなかった。

## (4) 僧坊

僧坊が想定される場所は後世の削平が著しく、建物の痕跡は確認できなかった。しかし、第 1 期調査で確認されていた柱穴列(SA01)を再確認した。SA01 は東西方向の一本柱列で、柱間 9 間、総長 24.7 mを測り、このことから目隠し塀のような構造物と推定される。僧坊の痕跡は確認できなかったが、僧坊はこの SA01 と講堂との間にあったと考えられる。

## (5) 中門

これまで想定されていた位置より 30 m程南で、掘り込み地業を確認した。規模は東西 15 m(50 尺)、南北 12 m(40 尺)程を測る。上部が削平されているため、根石等は確認できなかったが、中門の中央を壊して掘られた後世の堀斜面に落ち込む礎石 2 個を確認した。掘り込み地業の規模から、中門は八脚門であったと推定された。

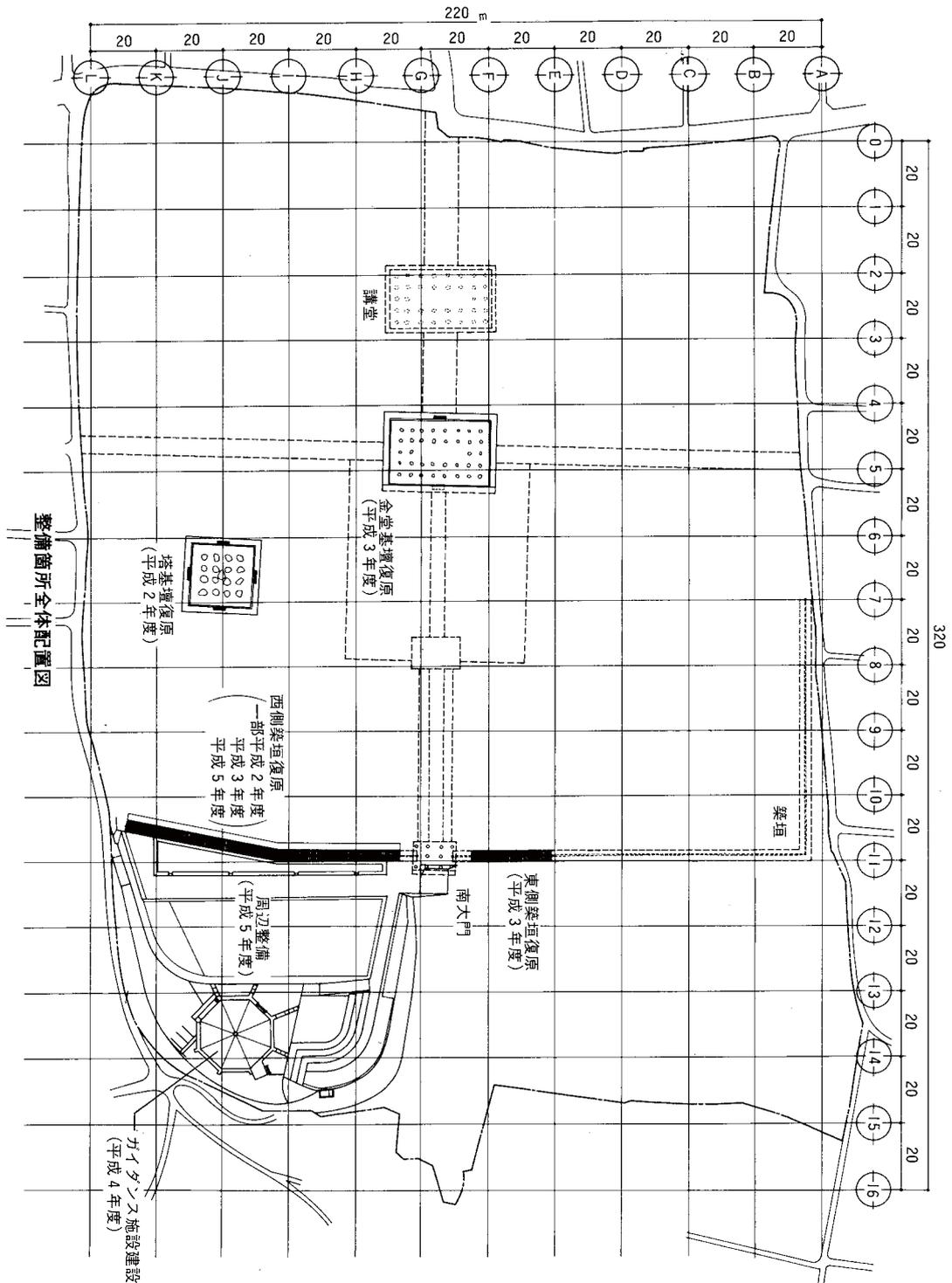
## (6) 回廊

部分的であるが、東西南北の 4 面すべての掘り込み地業を確認した。特に南東部はもっとも残りがよく、中門から東に 25 m程伸び、さらに北へ直角に折れ曲がって伸びる版築層と、その上面に逆 L 字状に並ぶ根石列を確認した。根石は内側柱列にあたるもので、それぞれ 3 m(10 尺)間隔で配置されており、桁行が 10 尺等間であることが分かった。また、西面回廊では外側柱列の根石列が見つかり、図上復元での位置から推察すると梁間 15 尺の単廊であった可能性が考えられる。また、西面回廊の南から 10 間目の北側、外側柱列から 2 尺外の位置で根石が検出されたことから、東西面には門があったと推定された。

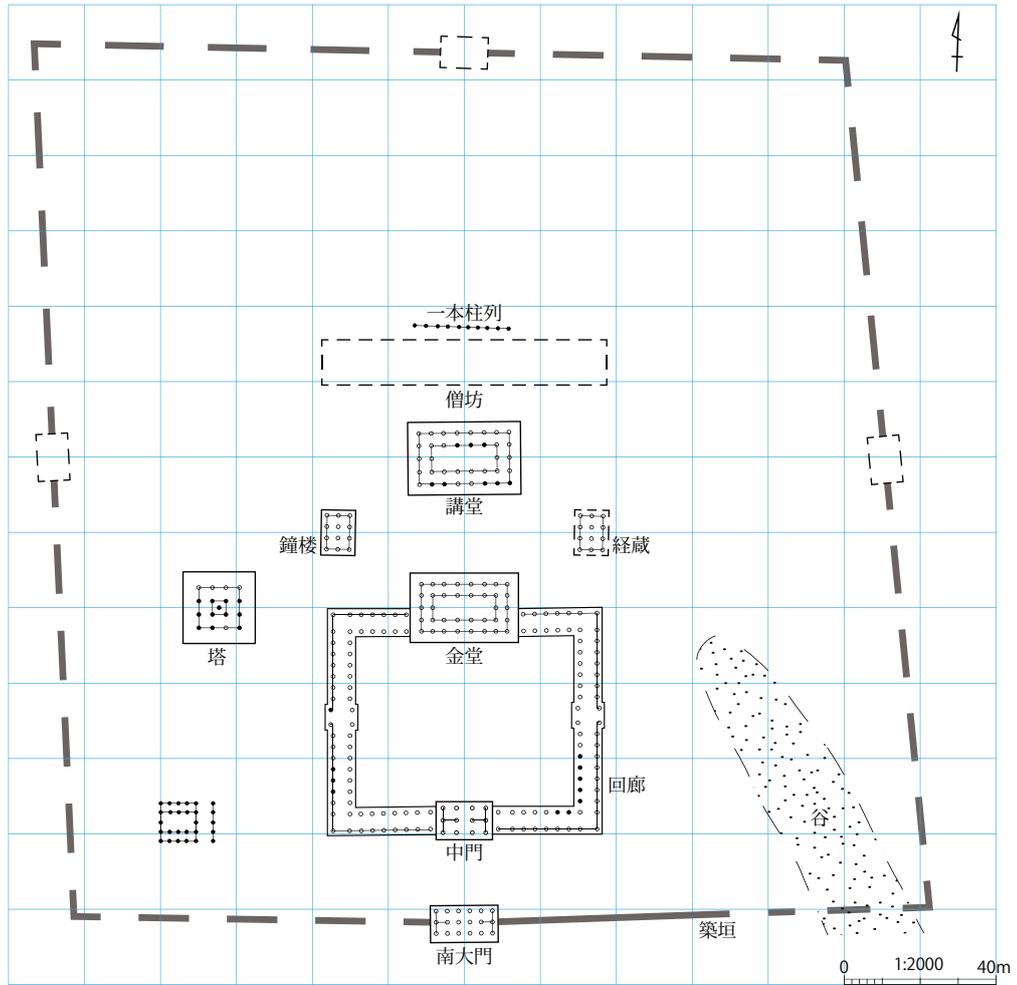
## (7) 南大門

第 1 期調査で確認されていた東辺の礎石 3 個を再確認するとともに、後世の堀斜面に落ち込んだ礎石 2 個を新たに確認した。また東辺南部の石列 2 条を再確認し、それぞれが乱石積基壇の石積と考えられることから、第 1 期調査の所見のとおり建て替えが行われていると考えられた。

第 1 期調査では南大門は八脚門と推定されていたが、第 2 期調査で伽藍造営の基準線となった伽



第 10 図 第 1 期調査成果に基づく伽藍配置推定図(北に対し 4° 東偏)  
 (『史跡上野国分寺跡保存整備事業報告書』1994 より、天地を変えて転載)



第 11 図 第 2 期調査成果に基づく伽藍配置推定図(北に対し 2° 東偏)

藍中軸線が判明し、その伽藍中軸線で礎石列を折り返すと八脚門では柱間が開き過ぎてしまうことから、桁行 10 尺等間程の五間門であった可能性が高くなった。

#### (8) 東大門

平成 3 年度に旧群馬町教育委員会によって調査された原位置の礎石 1 個、第 1 期調査で確認されていた落とし込まれた礎石 1 個を再調査したが、それ以外の痕跡は確認されなかった。旧群馬町教育委員会による調査では、第 1 期調査で確認された礎石の抜取り穴と考えられる土坑も調査されており、その位置から東大門は現道に沿う方位軸で建てられたと推定された。

#### (9) 築垣

南辺東部の調査で築垣下部を確認するとともに、築垣の版築層下から掘立柱塀の柱穴列、また築垣北縁を壊して掘られた大溝(SD27)を確認した。築垣が壊れた後に SD27 を掘り、その排土を築垣残部に盛り上げて土塁状にしていたようである。このことから南辺部は、掘立柱塀→築垣→土塁+大溝と変遷したことが推定された。南辺西部はすでに築垣が復元されているため発掘調査は実施していないが、第 1 期の調査記録を再検討することにより、築垣は屈曲せず一直線に伸びていた可能性を提示した。東辺部の調査では築垣や掘立柱塀の柱穴は確認されなかったが、南辺の SD27 と同様の性格と考えられる溝(SD28)が道路に沿って検出されたことから、現道の位置が東辺築垣の位置であると推定された。

#### (10) 伽藍地南東部

地表下 1 m 程で、浅間 B 混土層が確認され、国分寺当時から南東部は浅い谷地形であることが確認された。もともとは 3 m 程の深さのある谷地であったのを、2 m 程埋土した状況が見られた。南辺築垣部では、版築様に丁寧に埋めている状況も確認された。

#### (11) 伽藍中軸線

伽藍主要部を造営する際に基準とした伽藍中軸線は、概ね N-2°-W である。講堂の中心と中門掘り込み地業の中心を結んだ線で、方位軸は東面回廊南部で確認された根石列の方位軸と一致することから、この中軸線を導き出した。

#### (12) 伽藍地と伽藍配置

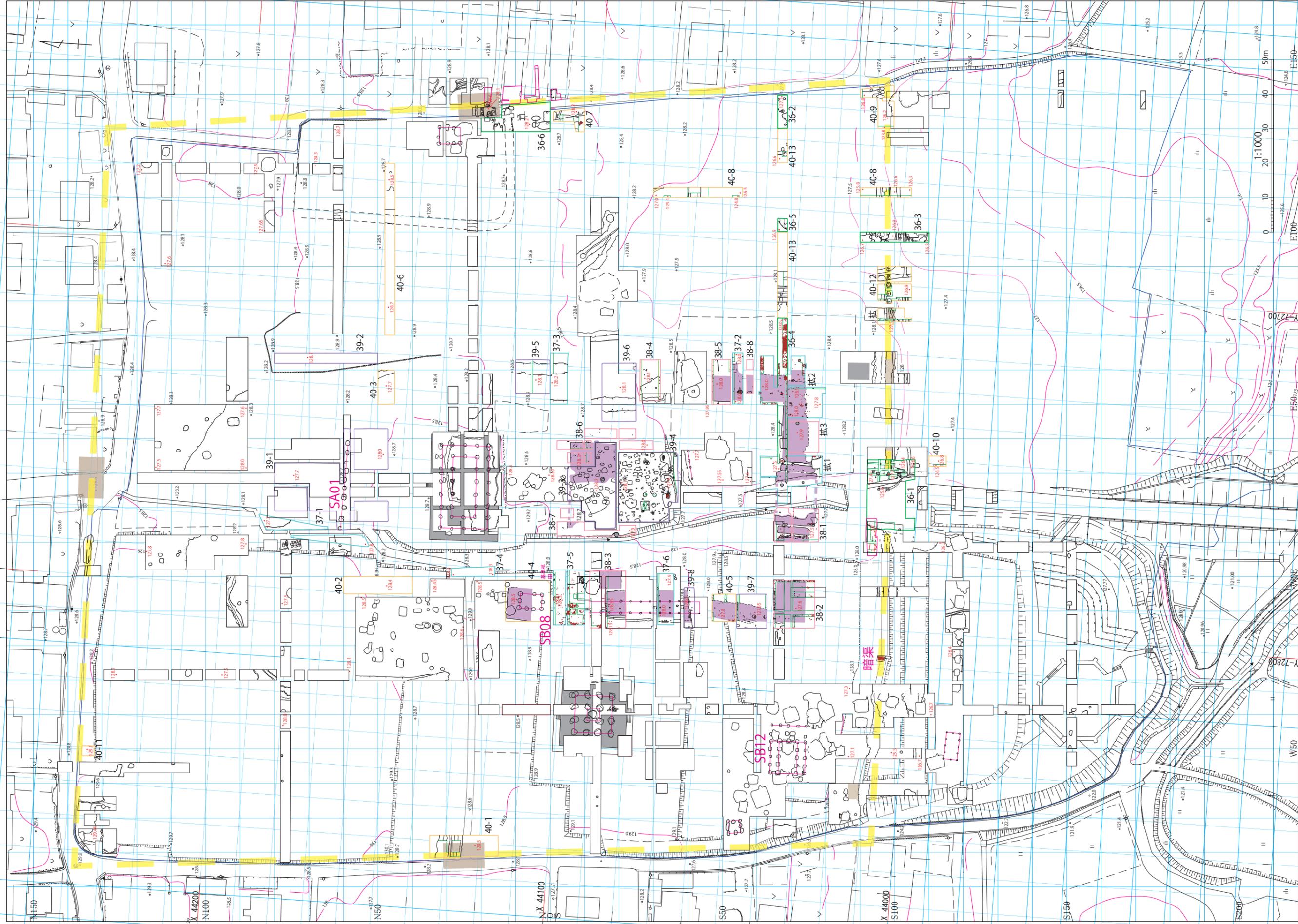
伽藍地は地割としてよく残っていて、東・西・北辺は現道がその名残と考えられる。区画は北に対して西に振れており、やや歪んだ長方形を呈している。特に、東辺南部は東に広がるが、これは南東部に存在する谷地を伽藍地内に取り込んだ結果と推察される。

伽藍地を設定するにあたっては講堂の中心を基準点としているようで、北辺は講堂の中心から 108 m(360 尺：1 町)、南辺は南大門の中心が講堂の中心から 123 m(410 尺：1 町+ 50 尺)、合わせると南北長は 231 m(770 尺：2 町+ 50 尺)となる。東辺については東大門の礎石を中心と考えると、講堂中心から 111 m(370 尺：1 町+ 10 尺)、西辺は 108 m(360 尺：1 町)となり、合わせて東西長 219 m(730 尺：2 町+ 10 尺)となる。

上野国分寺の伽藍配置は塔が回廊の外に置かれる型式だが、塔と金堂が中心をそろえて東西に並んで建つという特徴的な伽藍配置となっている。同様の伽藍配置をもつ国分寺はあまり多くないが、陸奥・近江・但馬で見られる。

### 4 国分僧寺尼寺中間地域(指定地外)の調査成果の概要

昭和 45 年に行われた僧寺東辺から尼寺西辺間のグリッド調査で、僧寺の伽藍地南東角から北へ約 35 m・東辺の道路から東へ約 100 m の位置で、幅 2.5 m・深さ 1.5 m の東西方向の溝と、この



第12図 遺構全体図  
 黒数字：現地表面標高値 赤数字：調査確認面標高値  
 塗りつぶしは版築範囲。緑取り線のあるものは平面的に確認されたもの。  
 ないものは断面観察から想定した範囲。

溝の北側に沿って版築によって非常に硬くつき固められた幅 1.5 m の道路状の遺構が検出された。この溝と道路状遺構の北 15 m の位置で「東院」と墨書された 9 世紀後半の須恵器塚が出土したことから、これらは国分僧寺の東院を限る堀と築垣の基礎である可能性が指摘されている(第 13 図)。

関越自動車道建設に伴って発掘調査が行われた国分僧寺尼寺中間地域では、僧寺東門と尼寺西門の両推定地を結んだ線上に東西方向の溝が検出された。さらに、そこから 160 m 南側で併行する溝が検出され、両溝に挟まれた区画内の井戸跡からは「法花寺」の墨書土器が出土している。この区画については、「東院」との見解や「得度候補者の居住域や寺奴碑または寺の維持に携わっていた人々の居住域」との意見がある。いずれにしても、国分二寺に関わる施設であったことは間違いのないようである。

第 1 表 堂塔の概要

塔	3 間×3 間(初層 12 尺等間)で全国最大級の規模。角閃石安山岩による切石積基壇で基壇高は 4 尺。築土中に瓦の混入はない。
金堂	掘り込み地業推定規模は東西 28.5 m・南北 19.0 m。7 間×4 間で講堂よりやや小さい規模と考えられる。角閃石安山岩による切石積基壇で基壇高 3 尺と推定。築土中に瓦の混入はない。
講堂(旧金堂)	7 間×4 間、身舎桁行(11 - 12 - 12 - 12 - 11)、梁間(11.5 - 11.5)に 11 尺の庇がめぐる。身舎の礎石は 2 段の柱座造り出しがある。凝灰岩による切石積基壇で基壇高は 2 尺と推定。築土中に瓦の混入あり。14 世紀代には墓地となる。
中門	掘り込み地業規模は東西 15.0 m・南北 12.0 m。八脚門の構造で、角閃石安山岩による切石積基壇と推定。1030 ~ 1108 年の間に倒壊。
回廊	桁行 10 尺等間で、東西面の南から 10 間目に間口 13 尺の門がある。梁間は 15 尺と推定。中門との取付きには梁間 1 列分の布掘り地業が存在する。基壇外装は凝灰岩と推定。築土中から出土した軒丸瓦の型式により創建期でも後半段階の造営と判断される。1030 ~ 1108 年の間に倒壊。
鐘楼	3 間×2 間の南北棟の建物。基壇建物(10 尺等間と推定)→掘立柱建物(7 尺等間)へ建て替えが確認されている。
経蔵	遺構確認できず。伽藍中軸線を挟んで鐘楼の対となる位置にあると推定。
僧坊	遺構確認できず。東西棟で、講堂と一本柱列(SA01)との間、SA01 際と推定。
一本柱列(SA01)	9 間で総長 24.7 m だが、柱間にバラツキがある。一度造り替えが行われている。僧坊中央部北側に造られた目隠し塀と推定。
SB12	4 × 2 間の東西棟で南北 2 面に庇をもつ。規模は東西 930 × 南北 1010cm。東側に目隠し塀を伴う。建て替えは認められず 1 期のみ。主要伽藍の建立に際して設けられた施設、あるいは仮僧坊とする見解がある。
南大門	五間門と推定。桁行は 10 尺等間程と推定、梁間は 10 ないし 10.5 尺。乱石積基壇。一度建て替えられており、その際に方位軸を北に対し 1.5° 東に振っている。建て替えの時期は明らかでないが、再建南大門は 10 世紀代に倒壊したと考えられる。
東大門	原位置の礎石 1 個、落とし込まれた礎石 1 個を確認。位置は講堂の東方に当たる。
西大門	遺構確認できず。東大門と対となる位置にあると推定。
外郭南辺	第 1 期：掘立柱塀→第 2 期：築垣→第 3 期：土塁+大溝の変遷が確認されている。第 3 期の溝は 10 世紀前半には埋没。西側中央部に角閃石安山岩切石を並べ、その上に平瓦を積み上げた暗渠が敷設されている。



上空から見た主要伽藍地区（上が北）

西に塔、北に金堂として復元された基壇がある。その金堂（現講堂）基壇の前面、塔と並ぶ位置で本来の金堂が見つかった。その西の調査区では、南から伸びる西面回廊が塔の東で屈曲し、金堂へと向かっている。



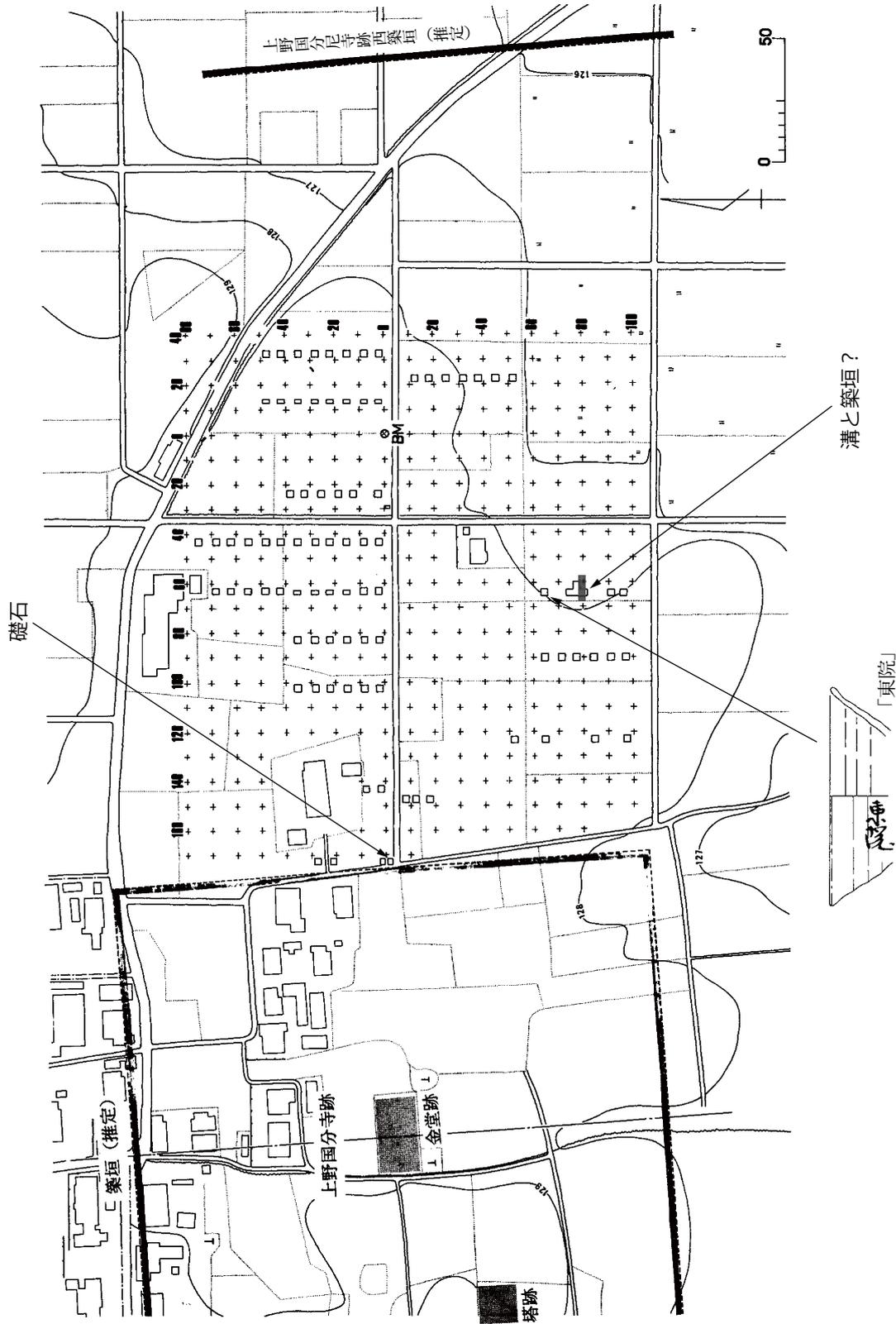
回廊南東部の根石列（北から）

桁行 10 尺等間で逆 L 字状に並ぶ。対応する梁間の根石は確認されなかった。



鐘楼と再評価した建物跡（南から）

人が立っているところが柱穴の位置。北半の黒く見える土は基壇建物の掘り込み地業。



第13図 昭和45年調査のグリッド配置と検出された遺構・遺物(群馬県教育委員会1971より、一部加筆)

## 第5節 現在の整備状況

### 1 整備の経過

昭和44年(1969)に関越自動車道の整備計画が発表され、史跡地の東側約150mの僧寺跡と尼寺跡の中間を南北に縦断して建設されること、史跡地の南2.3kmに前橋インターチェンジを設置することが計画された。史跡地近隣に高速道路とインターチェンジが建設されることによって、周辺の道路網が整備されることが予想され、さらにはそれに合わせて史跡地周辺に開発が及ぶことが懸念される事態となり、諸開発から史跡を保護することが急務となった。そこで、群馬県教育委員会が事業主体となり、史跡を将来にわたって保存するために史跡地の公有化が検討され、昭和48年度(1973)から土地の買上げが進められた。一時中断した時期もあったが、現在では100%公有地化を完了している。また、史跡を保護するだけでなく、積極的に活用することが地域の特色ある発展につながるとして、史跡整備の必要性が強く認識されるようになった。これを受けて昭和55年度(1980)から昭和63年度(1988)まで、群馬県教育委員会によって9か年にわたる発掘調査が実施された。調査と並行して、昭和57年度(1982)には『史跡上野国分寺跡整備基本計画』(以下、『基本計画』という)が策定され、整備の基本方針が示された。昭和62年度(1987)には、『基本計画』をさらに発展・具現化する形で『史跡上野国分寺跡整備基本設計書』(以下、『基本設計書』という)

第2表 整備事業の経過

年 度	内 容
昭和48年度～	史跡地の公有化開始(～平成14年度100%完了)
昭和55～63年度	発掘調査(第1期)
昭和58年1月	『史跡上野国分寺跡整備基本計画』策定
昭和63年2月	『史跡上野国分寺跡整備基本設計書』策定
昭和63～平成元年度	史跡地北西部の盛土・芝張り造成
平成元年3月	『史跡上野国分寺跡発掘調査報告書』刊行
平成2年度	塔基壇復元、南辺築垣復元
平成3年度	金堂(現講堂)基壇復元、南辺築垣復元
平成4年度	ガイダンス施設建設
平成5年度	南辺築垣復元、南辺築垣西側前面周辺整備
平成6年3月	『史跡上野国分寺跡保存整備事業報告書』刊行
平成6年5月31日	ガイダンス施設「上野国分寺館」開館
平成6年度	史跡地南西部法面補強、西辺築垣南部シラカシ高垣植栽
平成7年度	西辺築垣南部シラカシ高垣植栽、塔基壇説明板設置
平成8～10年度	史跡地北西部、塔基壇周辺、史跡地南西部の盛土・芝張り造成
平成11～13年度	史跡地北西部マツ植栽
平成15年度	県産材を使用した木柵等を設置
平成17～22年度	史跡上野国分寺跡進入路(天平の道)、天平の道駐車場整備
平成24～28年度	発掘調査(第2期)
平成24年度	史跡地中央を貫く水路の暗渠化工事(南大門～講堂基壇区間)
平成30年3月	『史跡上野国分寺跡第2期発掘調査報告書—総括編—』刊行
平成30年度	発掘調査(第2期追加調査)

が策定された。そして、『基本設計書』に基づき、平成2(1990)～5年度(1993)にかけて塔と金堂(現講堂)の基壇、南辺築垣の一部が復元された。またガイダンス施設が指定地内南西部に建設され、平成6年(1994)5月31日から一般に公開されている。しかし、さまざまな事情により、『基本設計書』に示された整備の完成を見ずに整備事業は中断となった。そのため、この時に計画された南大門の建物復元や講堂の基壇復元、築垣南東部の建物復元、回廊内の平面表示などの遺構表示、またトイレ・休憩施設などの便益施設は未整備となっている(第1期整備)。

その後は、盛土造成や植栽など小規模な整備事業が続き、平成17(2005)～22年度(2010)には西毛広幹道の建設に合わせ、南側からアクセスできるよう進入路や染谷川に架かる国分寺橋(こくぶのてらはし)、天平の道駐車場が整備された。

そして平成24年度(2012)から、本格的な整備事業が再開された。事業開始当初は、昭和62年度に策定された『基本設計書』に基づく史跡整備の完成(第14図)を目指すとして、平成24～28年度(2016)の5か年にわたる発掘調査を実施したが、中門・回廊さらには本来の金堂が発見されるなど伽藍配置を大きく変える成果が得られたことで、『基本設計書』の改定が必要となっている(第2期整備)。

## 2 第1期整備の目的

昭和57年度(1982)に策定された『史跡上野国分寺跡整備基本計画』には、以下の4点が整備の目的として掲げられている。

- ①文化財の保存と継承のため
- ②歴史の体験学習の場として
- ③地域住民の文化的環境の形成のため
- ④市民の憩いの場、知的レクリエーションの場として

## 3 第1期整備の内容

### (1)南辺築垣

西側全体及び東側24m分が復元されている。基底部幅6尺、上部幅4尺、高さ(棟高)1丈3尺。須柱の間隔8尺の瓦葺き、古代工法の版築で復元。

### (2)塔基壇

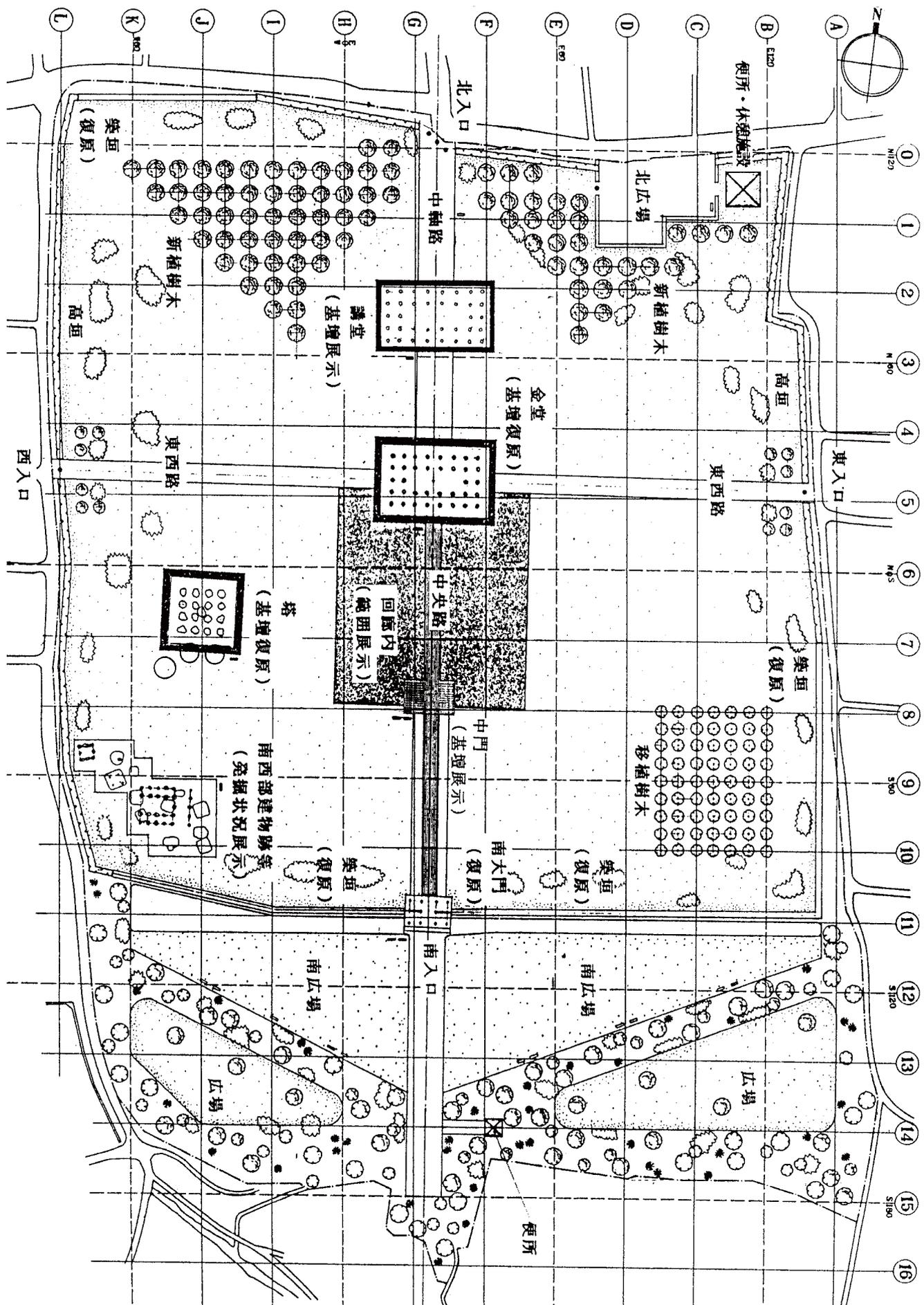
平面形は3×3間で、柱間は12尺等間。初層の1辺長は36尺(10.8m)となる。基壇の出14尺で、基壇は64尺(19.2m)四方となる。角閃石安山岩切石による切石積基壇で、基壇高は4尺(1.2m)。基壇の方位軸はN-1°22'-Wで復元された。

### (3)金堂(現講堂)基壇

桁行7間×梁間4間で、桁行80尺(24.0m)、梁間45尺(13.5m)の規模となる。身舎の桁行11-12-12-12-11(尺)、梁間11.5-11.5(尺)に11尺の庇がめぐる構造。基壇の出11尺で基壇規模は東西30.6m・南北20.1m、基壇高3.5尺(1.05m)、凝灰岩切石による切石積基壇で復元されている。

### (4)ガイダンス施設

史跡地の特性、景観を考慮して、平面八角形の2階建てで建設。位置は史跡地内の南西隅とし、南からの景観(南辺区画施設+南大門+遠景)を重視している。床面積は248.87㎡(1階:212.78㎡、2階:36.09㎡)で、1階には展示室と映像展示室を備え、瓦を中心とした出土遺物



第14図 第1期整備計画図(『史跡上野国分寺跡整備基本設計書』1988より)

のほか 1/20 の七重塔復元模型を展示している。



南辺築垣



塔基壇



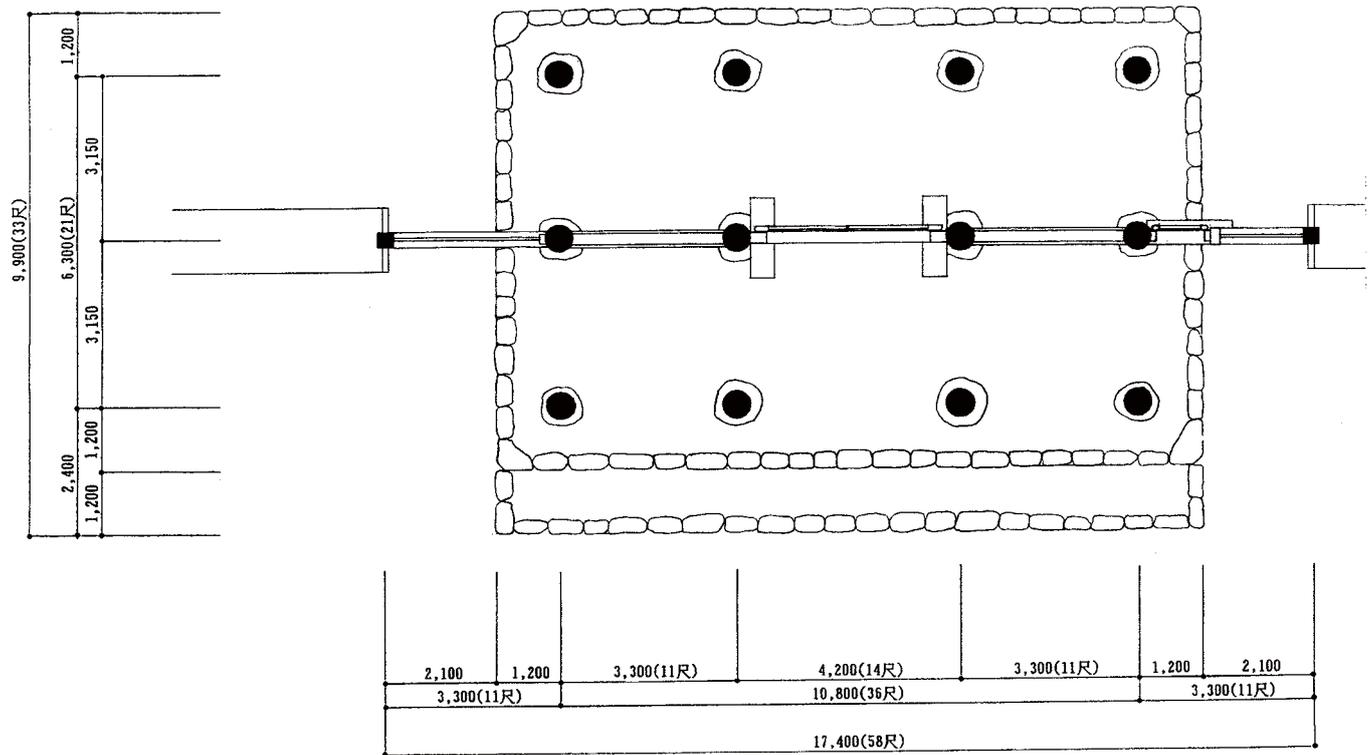
金堂(現講堂)基壇



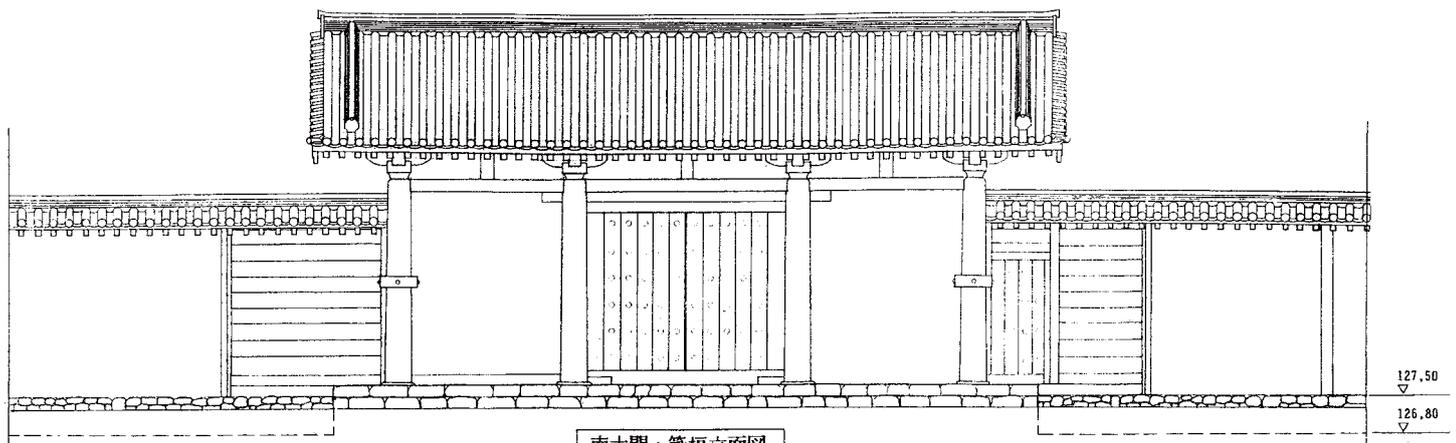
ガイダンス施設

第3表 第1期整備の状況と第2期調査での知見

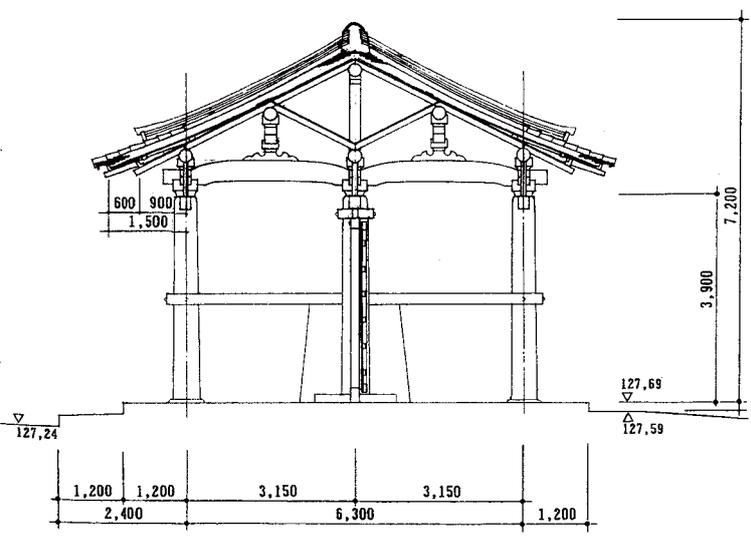
	『基本設計書』の計画	現状	第2期調査での知見
七重塔	基壇復元	平成2年度整備完了	基壇の軸を北に対し、0.5°西に修正
金堂(現講堂)	基壇復元	平成3年度整備完了 基壇の出11尺、基壇高3.5尺で復元	講堂であることが判明 基壇の出はもっと小さく、基壇高は2尺と推定
講堂	基壇復元	未整備	礎石据付穴とされた土坑群は後世の攪乱と判明
築垣	南辺全体及び東辺南部80mを建物復元	平成5年度に南辺西側全体及び東側24mを整備 南東部は未整備	掘立柱塀→築垣→土塁+大溝の変遷を確認 西側は屈曲しないと推定
中門・回廊	平面表示	未整備	想定位置より30mほど南で発見 回廊南東部で良好な根石列を検出
南大門	建物復元	未整備	八脚門ではなく、五間門と推定。
南西部建物跡	発掘状況展示	未整備	
金堂	当時未確認		本来の金堂を発見
鐘楼・経蔵	当時未確認		掘立柱建物を鐘楼と認定。基壇建物→掘立柱建物の建て替えを確認 経蔵は未確認
一本柱列	当時整備対象外		僧坊の北側に造営されたものと推定



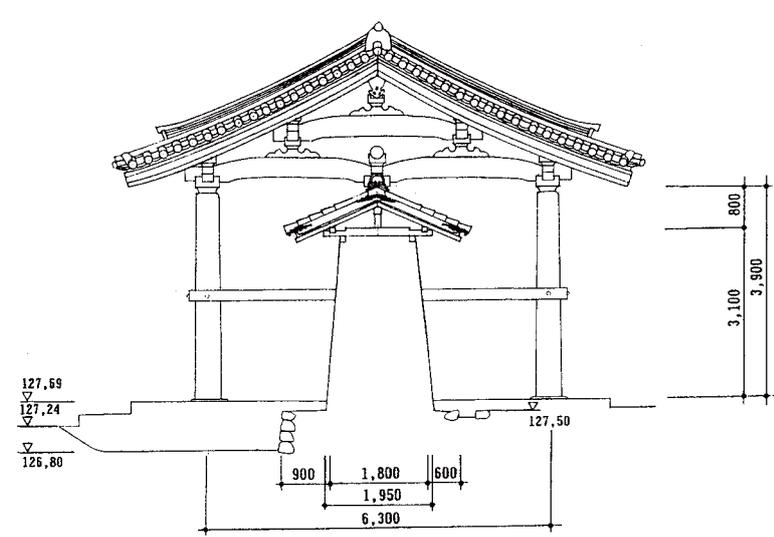
平面図



南大門・築垣立面図



南大門断面図



南大門立面図・築垣平面図

第 15 図 建物復元に至らなかった南大門の設計図(『史跡上野国分寺跡整備基本設計書』1988 より)

## 第6節 現況

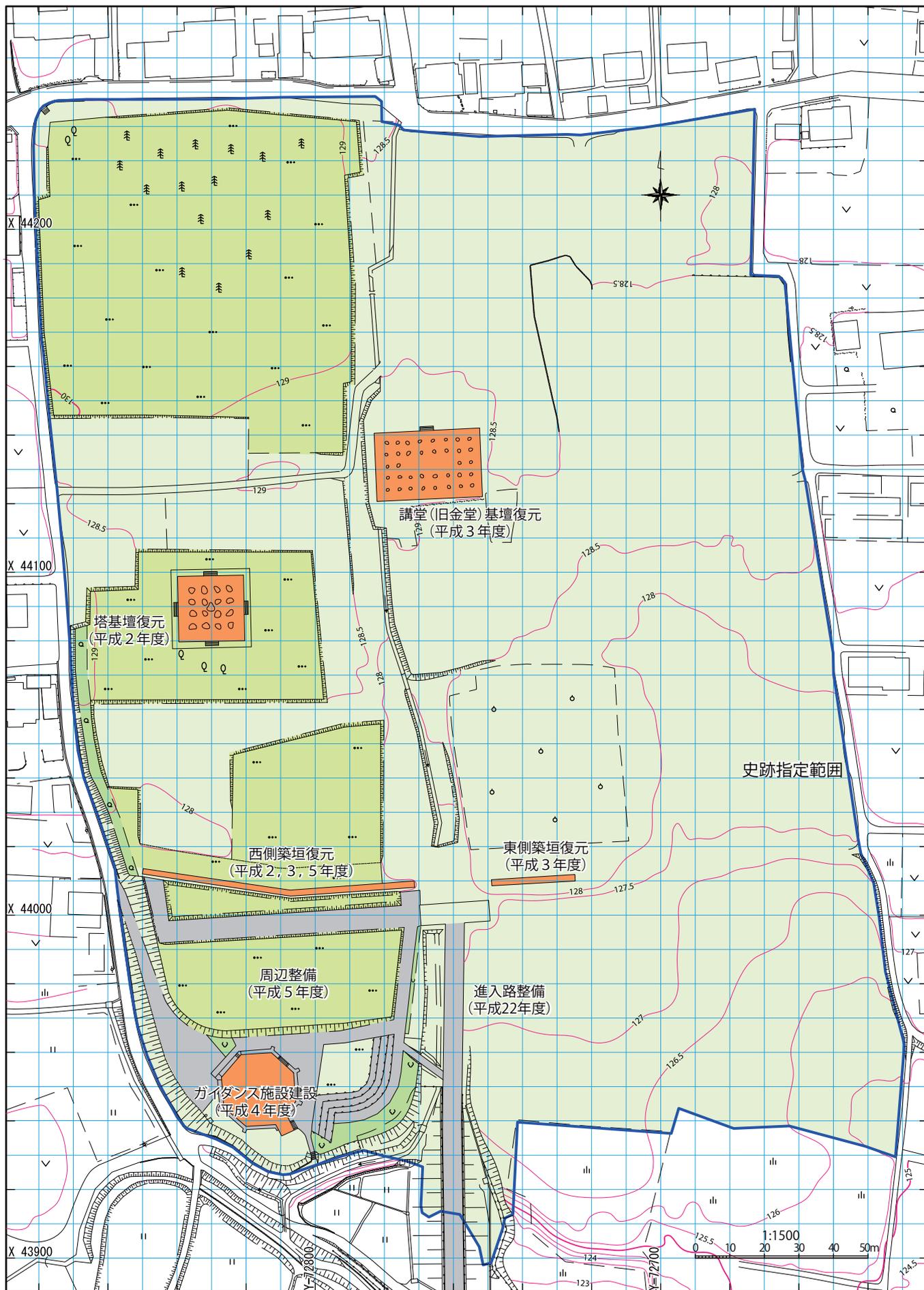
史跡地は、伽藍地推定範囲及び南辺築垣南側の平坦地を含めた東西約 220 m、南北約 320 mの南北に長い長方形の範囲である。史跡地境界は、西・北・東辺は道路によって区切られ、南辺西側は谷地との崖線、南辺東側は西側の崖線をほぼ東に延長した地番境となる。西・北・東辺の道路はそれぞれ直線的に伸びるが、北辺中央及び東辺北部で屈曲しており、北東部が内側に入り込むかたちとなっている。また、西辺南部についても断崖によって、若干内側に屈曲する。長方形の区画は若干ゆがんでおり、北に対して西に振れている。道路の直線的な位置で方位を見ると、東辺がN-7°36'-W、西辺がN-4°35'-W、北辺がE-0°49'-Nとなる。

史跡地の北方は境界の道路を挟んで東国分の集落が広がり、近年では史跡地の西方にも住宅が増えつつある。史跡地の東方は第1期整備時と変わらない状況で、数軒の民家がある以外は畑地が広がっている。また、南東方面は染谷川や関越自動車道にかけて畑地が広がる景観をなす。一方、関越自動車道を挟んだ東側では、前橋市による元総社蒼海土地区画整理事業が実施され、市街地化が急速に進んでいる。

公有地化が開始された昭和48年(1973)時点では、史跡地内に13軒の民家と7か所の墓地があったが、その進展によりすべて移転となった。現在は、第1期整備による講堂(旧金堂)と塔の基壇、南辺築垣西側全体及び東側24m分が復元されている(第16図)。講堂(旧金堂)基壇と塔基壇については、現存する礎石をそのまま利用し、国分寺創建時の高さで復元されている。南辺築垣については、遺構面の上に60～70cm厚の保護層を設け、その上に版築による古代工法で復元されている。また、史跡地南西隅にガイダンス施設が建設され、周囲を盛土してイベント広場が造成された。地形復元も断続的に行われ、伽藍地北西部に盛土を行いクロマツが植栽されている。ほかにも塔基壇の周囲や伽藍地南西部と、部分的に盛土造成が行われている。平成22年度(2010)には史跡地南側からの進入路が整備された。染谷川の南に駐車場を整備し、西毛広幹道からの進入道路を建設した。染谷川を渡るための国分寺橋が架けられるとともに、かつての切通しに盛土をして南大門へと向かう舗装路が整備され、来場者への便益向上に資している。

一方で、第1期整備事業が中断となったため、部分的に整備が進むなか旧態のままの箇所もある。史跡地中央を南北に貫流する水路や水路脇の凹地、南大門跡の北東側にある梅林、ところどころ残る民家や塀の基礎などは公有地化以前の状態である。

地形的に見てみると、台地に合わせて全体的に北西から南東に向けて緩やかに下がっている。標高値でみると、北西隅が129.5mと最も高く、伽藍地南東隅が127.5m、史跡地南東隅が125.5mと最も低い。南大門跡北東側の梅林が128.5m、講堂(旧金堂)基壇の東側から北東側が128.7～9mで、それぞれ比較的平坦なところから見ると、南東部は浅い凹地状になっている様子が分かる。この凹地は史跡地外へと伸び、南東方向へ向かって染谷川へと続いている。東辺南端では、道路との間に60～70cm程の段差を形成している。また、北東部にも一段低い部分が見られる。ちょうど北と東の道路が屈曲する範囲に、50m程の幅をもって東西方向に帯状に伸びていて、特に東側は段差を形成しており、南側に比べて1m近く低い。この凹地は史跡地東方へと伸び、史跡地北側の道路に沿って尼寺跡南西角方向へ帯状に伸びているのが看取される。主要伽藍部は、基壇の復元に合わせて旧地表の高さが復元され、塔基壇周囲は129.0m、講堂(旧金堂)基壇周囲は128.7mとして、塔のほうが高くなっている。南大門跡の標高は127.9mで、そこから南へ緩やかに下がりながら約80m行くと、染谷川の流れる比高5m程の断崖となる。



第 16 図 史跡現況図



第 17 図 史跡現況写真

## 第3章 史跡上野国分寺跡の価値

### 第1節 史跡上野国分寺跡の価値

#### 1 伽藍地がほぼ完全な形で残っている。

創建から1250年以上経った今でも、区画が道路などの地割として受け継がれており、伽藍地全域がほぼ完全な形で残っている。また、史跡地内にあった宅地や墓地は、土地買上げに伴いすべて移転したため史跡地内は遮るものが無く、創建当時の伽藍地の広がりを感じることができる。

#### 2 国分寺伽藍の主要堂塔の遺構が明らかになっている。

金堂院(金堂・中門・回廊)が第2期発掘調査によって確認され、七重塔が回廊の外に置かれるものの、塔と金堂を東西に揃えて配置した伽藍であることが明らかとなった。また、南大門と鐘楼は建て替えが行われていること、南辺の外郭施設が掘立柱塀→築垣→土塁+大溝と造り替えられたことなど、建物の変遷についても一部判明している。

#### 3 『続日本紀』の記事や出土する文字瓦から、国分寺建立に対する上野国内各郡の様子を知ることができる。

『続日本紀』の天平勝宝元年(749)5月条と閏5月条に、碓氷郡と勢多郡の豪族が国分寺への知識物献納によって上位の位階を得た記録が見え、出土する瓦の押印やへら書き文字からは群馬県中東部の勢多・佐位・新田・山田郡や西部の多胡・緑野郡が深く関わったことが判明している。天平19年(747)の郡司に協力を求めた詔を具体的に示すものとして重要である。

#### 4 「上野国交替実録帳」に記載された堂塔の様子と、発掘調査の成果を相互に検証できる。

長元3年(1030)の上野国司の交替に際して作成された不与解由状の草案(通称「上野国交替実録帳」)に、当時の上野国分寺の堂塔や仏像の種別・規模と破損状況が記されており、築垣や諸門・堂塔の発掘調査成果と確認し合うことができる。衰退期の国分寺の具体像を記録した全国で唯一の史料であり、ここに記された「方貳町」の寺域(伽藍地)の規模は、全国の国分寺規模を知る基礎史料となっている。

#### 5 南からの景観が良好で、詔の「好处」としての環境をよくとどめている。

史跡の南から伽藍地全体が見渡せ、その背景に榛名山や赤城山等の山並みが望まれる。天平13年の創建の詔に示された「好处」に相応しい景観は古代から変わらないものであり、現在も良好に保たれている。

#### 6 明らかになりつつある古代上野国中心地の僧寺である。

諸国の国分寺・国分尼寺遺跡の中で、武蔵や下野国と並んで僧寺と尼寺の双方が残る貴重な例である。また、先行する白鳳期の寺院である山王廃寺や東山道駅路、上野国府推定地の調査も進みつつあり、上野国分寺の存立した古代上野国の中心地の様相が明らかになってきている。



第 18 図 古代上野国の推定郡域と主要官衙・寺院

〈参考〉

- 『続日本紀』 天平勝宝元年（七四九）五月戊寅条  
 上野国碓氷郡人外従七位上石上部君諸弟、尾張国山田郡人外従七位下生江臣安久多、伊予国宇和郡人外大初位下凡直鎌足等、各献当国々分寺知識物、並授外従五位下。
- 『続日本紀』 天平勝宝元年（七四九）閏五月癸丑条  
 飛騨国大野郡大領外正七位下飛騨国造高市麻呂、上野国勢多郡少領外従七位下上毛野朝臣足人、各献当国々分寺知識物、並授外従五位下。

同前日記云、以<sup>(ママ)</sup>葺之、指辰巳角傾寄、所所破損、  
今檢同前、

無實

築垣壹廻 四面貳町 長參佰貳丈壹尺

同前日記云、无實者、

今檢同前、

萱葺僧房壹宇 長拾伍丈 廣貳丈 高柒尺

同前日記云、无實者、

今檢同前、

南大門壹宇 長伍丈捌尺 廣壹丈伍尺 高壹丈〇尺

西大門壹宇

東大門壹宇

大衆院

假屋壹宇

同前日記云、件雜舍无實者、

今檢同前、

吳樂壹具

既肆面 勒脚貳拾陸条

(卷十六) (この間に欠失あり)

群馬郡

小野郷參町玖段

井出郷貳拾參町伍段

八木郷肆町肆段

上郊郷捌町伍段

〇—定額寺

〇—放光寺

〇—件寺、依氏人申請不為定額寺、仍除放已了者、

〇—法林寺

〇—金堂壹宇 長貳丈壹尺柒寸 廣貳丈貳尺 高壹丈貳尺

〇—長和三年<sup>(同前)</sup>交替日記云、天延三年七月一日遭大風顛倒無實、

〇—今檢同前、

(〇中略)

[定額寺項・慈廣寺]

納袈裟壹条

同前日記云、天慶六年八月九日運納国分寺寶藏者、

今檢同前、

(〇中略)

(卷三十八)

右、新司良任勘云、國□二寺・諸定額寺佛像經論資財雜具堂舍并□

郡官舍等破損無實、其由如何、前司家業陳云、件國分二寺・諸定額

像經論資財雜具堂塔雜舍等無實破損、是非當任之懈怠、徃代之損□、

具由注載代代不與解由狀・度度檢交替使實錄帳言上先了、然而□

間為致殊功、金光明寺并諸定額寺堂舍或新造立或加修理、就中金□

□堂講堂佛菩薩諸天□像皆悉破損、不□已及數代、而當任□

忠□□修固加并採色宛加新造、依實被錄、新司良任重勘云、國□

破損之内十分之二三每任可修造之由、嚴誠調疊非啻□

之旨、已知舊貫之存、而今修造少數損失多遺、宰吏之勤似忘方典、前□

家業重陳云、損失年積修造難盡、適致隨分之功續已過十分之二三、□

釋矣、

「上野国交替実録帳」国分二寺関連記事

(卷三十二)

國分二寺諸定額寺佛像經論資財雜具堂塔雜舍并府院諸郡官舎(破損)

无實事

金光明寺

銅鐘壹口(破損)

寛仁四年交替日記云、全者、

今檢同前、

破損

釋迦丈六壹體 安座高八尺 金色

同前日記云、眉間无實、左光之飛一體朽落也、

今檢同前、

左脇土普賢菩薩壹體立 高一丈 金色

同前日記云、押金所所剝落、蓮花座葩皆以無實者、

今檢同前、

右脇土文殊師利菩薩壹體立 高一丈 金色

同前日記云、押金所所剝落也、蓮花座葩无實者、

今檢同前、

(卷三十八)

四天王

同前日記云、光并取物各无實者、

今檢同前、

毘頭盧壹體

同前日記云、所所破損者、

今檢同前、

吉祥天壹體

同前日記云、左右御手无實、持堂悉以破損者、

今檢同前、

毘沙門天壹體

同前日記云、右手并塔・鉢无實者、

今檢同前、

丈六十一面觀音像壹體

件觀音像、依長保三年五月十九日官符、前前司平朝臣(重)

奉造供養、即安置金堂者、

同前日記云、左右御手无實、持堂悉以破損者、

今檢同前、

毘沙門天壹體

同前日記云、右御手并塔无實者、

今檢同前、

磐壹枚 長壹尺 徑伍寸

同前日記云、長捌寸徑參寸、已全、但雖有物實今寸法相

者、

今檢同前、

二王貳體

同前日記云、天衣并取物・光等各無實、又无採色者、

今檢同前、

金剛密迹貳體

同前日記云、手足面皆以朽損者、

今檢同前、

板倉壹宇 東 長貳丈伍尺 廣貳丈



南大門跡から榛名山(北西方向)を望む



塔基壇から赤城山(北東方向)を望む

## 第2節 史跡を構成する諸要素

本質的価値を構成する要素	
史跡を構成する要素	
遺構	塔、金堂、講堂、中門、回廊、鐘楼、南大門、東大門、一本柱列(SA01)、掘立柱建物(SB12)、築垣、南辺築垣下の暗渠 経蔵推定地、僧坊推定地、西大門推定地、寺域内の空閑地
遺物	瓦、土器、金属器、切石
地形	上野国分寺が立地する地形、寺域南東部の谷地
景観	寺域から望む山並み
副次的な構成要素	
遺構	縄文時代住居・土坑、梵鐘鑄造土坑、小鍛冶遺構、中世溝、墓壇
遺物	縄文土器・石器、中世陶器・磁器
本質的価値と密接に関連する要素	
復元構造物	塔基壇、講堂基壇、南辺築垣
その他整備施設	ガイダンス施設、広場、園路、史跡名称柱、解説板、植栽
その他の要素	
保存・活用に資する要素	
現状構造物	水路、石積
既存樹木	針葉樹、常緑樹
将来的には除却すべき要素	
現状構造物	コンクリート構造物、防火水槽、電柱
既存樹木	梅林、針葉樹、常緑樹
指定地外の周辺区域にあり、活用等に資する要素	
進入路、国分寺橋、天平の道駐車場、四阿、植込み	
本質的価値と密接に関連する指定地外の要素	
上野国分尼寺跡、山王廃寺跡、上野国府推定地、推定東山道駅路	

## 第4章 現状と課題

### 第1節 土地利用等の状況

史跡指定地はすべて群馬県が買上げを行い、公有地化している。指定時には宅地や墓地があったが、買上げに伴いすべて移転している。一部に高崎市・前橋市管理の公衆用道路、高崎市管理の用悪水路があるが、道路は地目上のことで現状は機能を失っている。

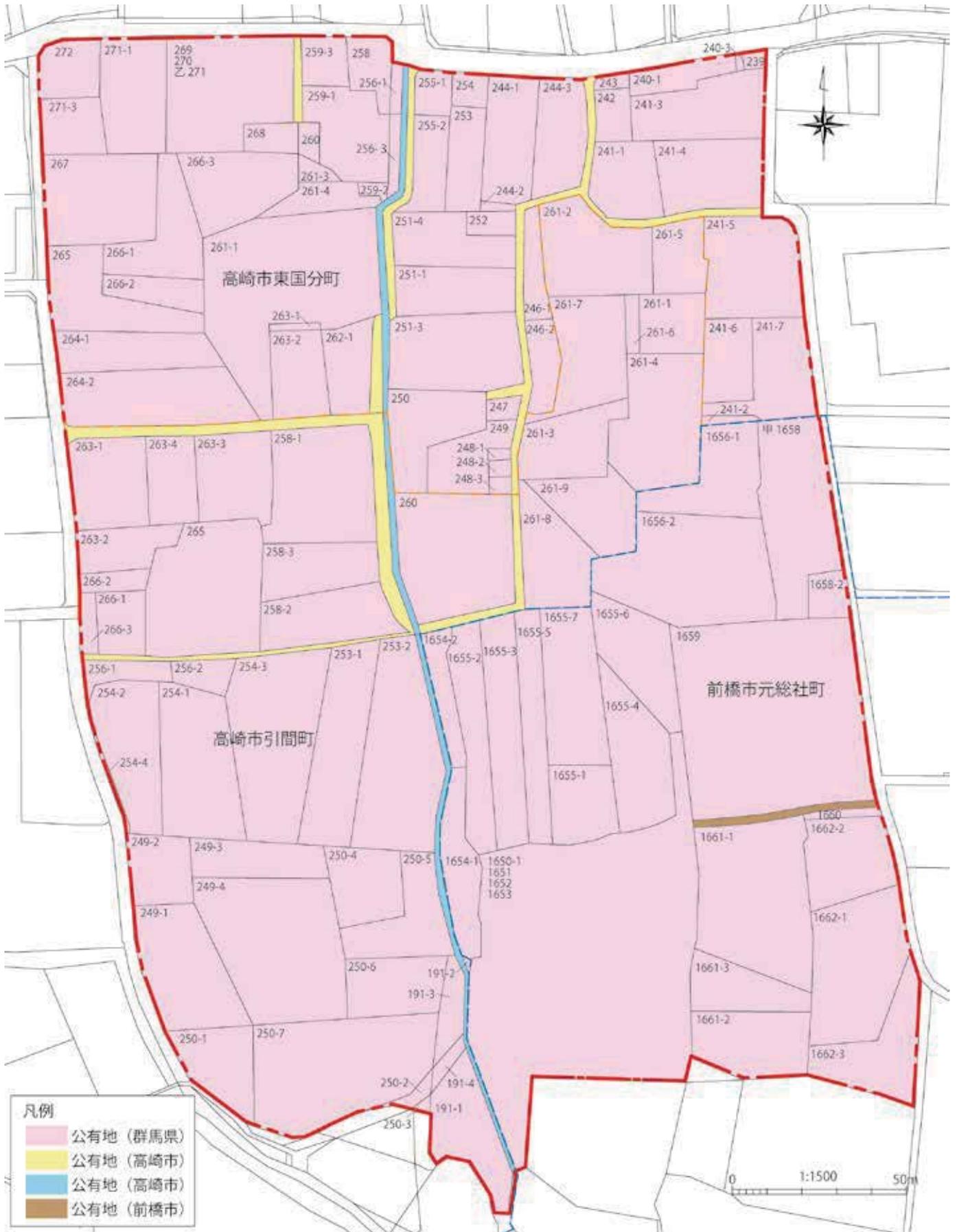
第4表 史跡指定地の地番・地目・地積 1

郡・村	指定時の地番・地目				現状の地番・地積					
	大字	字	地番	地目	市・町	字	地番	地積(m <sup>2</sup> )		
群馬郡国府村	引間	妙見	191	畑	高崎市引間町	妙見	191-1	525		
								-2	6.61	
								-3	135	
								-4	33	
				石堂		249	畑	石堂	249-1	1149
									-2	600
									-3	465
									-4	1082
						250	畑		250-1	533
									-2	95
									-3	46
									-4	480
									-5	600
									-6	390
									-7	1094
				251	畑					
				252	畑					
				253	畑		253-1	931		
							-2	820		
				254	畑		254-1	921		
							-2	856		
							-3	1196		
							-4	16		
				255	畑					
				256	畑		256-1	248		
							-2	184		
				257	畑					
				258	畑		258-1	1083		
							-2	480		
							-3	600		
				259	畑					
				260	畑		260	1266		
				261-1	畑		261-1	307.43		
		-2	宅地		-2	700.82				
					-3	405				
					-4	755				
					-5	347				
					-6	102				
					-7	734				
					-8	601				
					-9	400				
		262	畑							
		263	畑		263-1	709				
					-2	315				
					-3	600				
					-4	396				
		264	畑							
		265	原野		265	1123				
		266	畑		266-1	265				
					-2	165				
					-3	100				
		267	畑							
		268	畑							
群馬郡国府村	東国分	村前	239	畑	高崎市東国分町	村前	239	49		
			240	畑		240-1	208			
				畑		-3	13			
			241	畑		241-1	477			
						-2	195.28			
						-3	600			
						-4	600			
						-5	756.77			
		-6	330.04							
					-7	410.45				

第5表 史跡指定地の地番・地目・地積 2

郡・村	指定時の地番・地目				現状の地番・地積				
	大字	字	地番	地目	市・町	字	地番	地積(㎡)	
群馬郡国府村	東国分	村前	242	畑	高崎市東国分町	村前	242	138	
			243	畑			243	39	
			244	畑			244-1	519	
							-2	65.55	
								-3	600
				畑					
			245	畑					
			246	畑			246-1	147	
							-2	248	
			247	畑			247	128	
			248	墓地			248-1	29	
							-2	12	
							-3	22	
			249	畑			249	317	
			250	畑			250	585	
			251	宅地			251-1	510.9	
							-3	909	
							-4	444.46	
			252	墓地			252	49	
			253	畑			253	238.01	
			254	畑			254	128.92	
			255	畑			255-1	132.23	
							-2	228.09	
			256	畑			256-1	198	
							-3	69.42	
			257	宅地					
			258	宅地			258	366.94	
			259	畑			259-1	444	
							-2	59	
							-3	209	
			260	畑			260	76	
			261	畑			261-1	1213	
							-3	59	
							-4	141	
			262	畑			262	238	
			263	畑			263-1	62	
							-2	842	
			264	畑			264-1	535	
							-2	911	
			265	畑			265	462	
			266	畑			266-1	681	
		-2	480						
		-3	633						
267	畑	267	707						
268	墓地	268	148						
269	畑	269	333						
270	宅地	270	267.76						
271-1	宅地	271-1	618.18						
		-3	267.76						
271-2	宅地	乙 271	251.23						
272	墓地	272	198						
群馬郡元総社村	元総社	小見	1650	畑	前橋市元総社町	小見	1650	1021	
			1651	畑			1651	1084	
			1652	畑			1652	988	
			1653	畑			1653	647	
			1654	畑			1654-1	387	
							-2	240	
			1655	畑			1655-1	554	
							-2	599	
							-3	600	
							-4	600	
							-5	404	
							-6	599	
							-7	776	
			1666	畑			1656-1	633	
							-2	1200	
			1657	畑					
			1658-甲	畑			甲 1658	1090	
			-乙	宅地			1658-2	76	
			1659	畑			1659	2667	
							1660	59	
1661	畑	1661-1	1431						
		-2	614						
		-3	429						
1662	畑	1662-1	1102						
		-2	600						
		-3	600						

合計 62,459.85



第 19 图 土地所有区分图

## 第2節 現状と課題

### 1 保存

#### (1) 地下遺構

##### 〈現状〉

- ・現在、史跡指定地の全域が公有地であり、適切に保存されている。
- ・指定地外の周縁部でも、国分寺に関連する遺構が見つまっている。

##### 〈課題〉

- ・指定地外、西辺の西側で宅地化が進んでいる。
- ・国分寺に関連する遺構が保護されていない箇所がある。

#### (2) 地形環境

##### 〈現状〉

- ・部分的な盛土造成により、史跡地内の段差が著しい。
- ・史跡地中央を貫流する水路の講堂基壇以南の暗渠化工事は済んでいるが、講堂基壇以北は未整備である。
- ・豪雨時は史跡地北方から大量の雨水が流れ込む。水路が大量の水を処理できず、一段低くなっている史跡地北東部は冠水する。

##### 〈課題〉

- ・史跡地の中を来場者が歩きづらい。来場者に対して、自由に散策できない状態になっている。
- ・講堂以北の水路暗渠化と冠水対策を両立する必要がある。

#### (3) 景観

##### 〈現状〉

- ・史跡から見る榛名山や赤城山等、背景となる山並みが良好である。
- ・指定地外の景観を遮蔽するため、西辺南部に67mにわたるシラカシによる高垣が植栽されている。
- ・修景ゾーンとして北西部にクロマツ13本が植栽されている。
- ・指定地南縁と染谷川との間に民有地がある。雑木が繁茂しており、天平の道駐車場からの史跡南面景観を遮っている。
- ・第1期整備時、ガイダンス施設東側に植栽した樹木が生長し、やはり南面景観を遮っている。

##### 〈課題〉

- ・シラカシは生長が早く、クロマツも大きく生長しており、維持管理に手間と費用がかかる。
- ・指定地南隣の雑木林は、希少な鳥や小動物の住処となっている。

### 2 活用

#### (1) 来場者

##### 〈現状〉

- ・近隣の保育園や幼稚園、養護学校、病院デイケアが散歩に訪れる。
- ・毎年4～6月を中心に、近隣の小学校が校外学習に訪れる(平成30年度 前橋市内4校、高崎市内3校、渋川市内3校)。

- ・大学の歴史学専攻生が訪れる。
- ・歴史を学習する生涯学習団体が見学を訪れる。
- ・春には北東部の桜がきれいに咲き誇り、花見見学者が訪れる。

〈課題〉

- ・校外学習に訪れる小学校の数は多いとは言えない。
- ・中学生・高校生の来場者が少ない。

(2) ガイダンス施設

〈現状〉

- ・年末年始(12/29～1/3)以外は、無休で開館している。
- ・平成6年に開館したが、展示内容はほぼ当時のままである。
- ・1/20で精巧に復元された七重塔の模型が展示の目玉となっている。
- ・リーフレット(A3表裏、半折り)を印刷し、来館者に配布している。

〈課題〉

- ・開館後20年以上が経過し、展示や映像が古くなっている。また建物自体も老朽化している。
- ・国分寺や古代上野国について、見学者に具体的に伝えるにはスペースが狭い。
- ・リーフレットの内容は一部、最新の情報を盛り込んでいるものの、基本的には第1期調査に基づくものとなっている。

(3) 広報・普及

〈現状〉

- ・県ホームページに、史跡の情報や最新の発掘調査成果について紹介している。
- ・群馬テレビと地元紙である上毛新聞を媒体として、不定期に見学を呼びかけている。
- ・利用案内チラシを県内小中学校全校に配布して、利用を呼びかけている。
- ・上野国分寺まつりのイベントの一つとして、まつり前週の日曜日に国分寺をテーマにした歴史講演会を開催している。
- ・「史跡上野国分寺跡だより」を年2～3号作成し、地元の高崎市国府地区に回覧板として情報提供している。
- ・平成30年3月10日に上野国分寺シンポジウム「新しい上野国分寺像を探る」を開催し、最新の成果を県民に発表した。

〈課題〉

- ・広報活動が不十分であり、さらに対象を広げる余地がある。

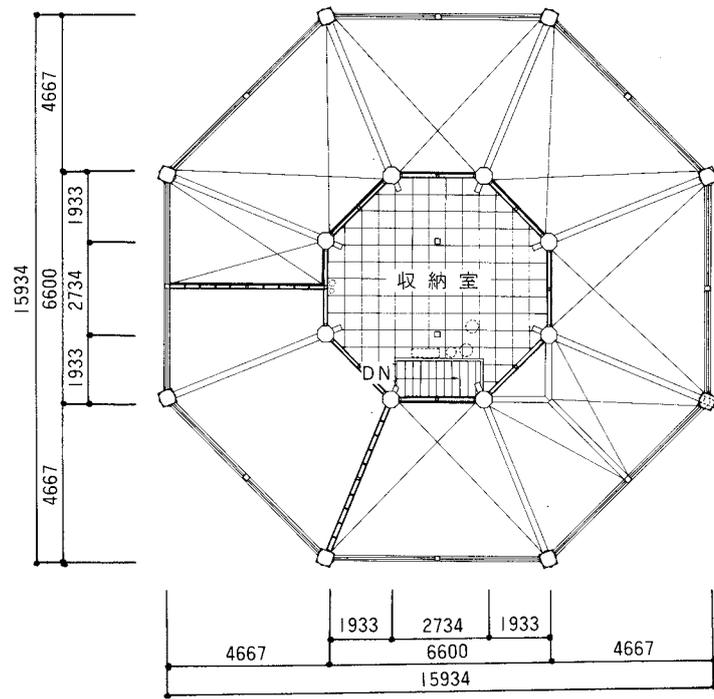
第6表 ガイダンス施設来場者数

年 度	来場者数
平成6年度	15,458
7年度	10,430
8年度	8,734
9年度	8,666
10年度	6,874
11年度	6,458
12年度	4,941
13年度	4,836
14年度	4,432
15年度	4,209
16年度	3,570
17年度	3,397
18年度	3,091
19年度	3,866
20年度	4,498
21年度	4,322
22年度	5,802
23年度	5,910
24年度	8,466
25年度	7,944
26年度	12,133
27年度	12,925
28年度	19,708
29年度	6,916

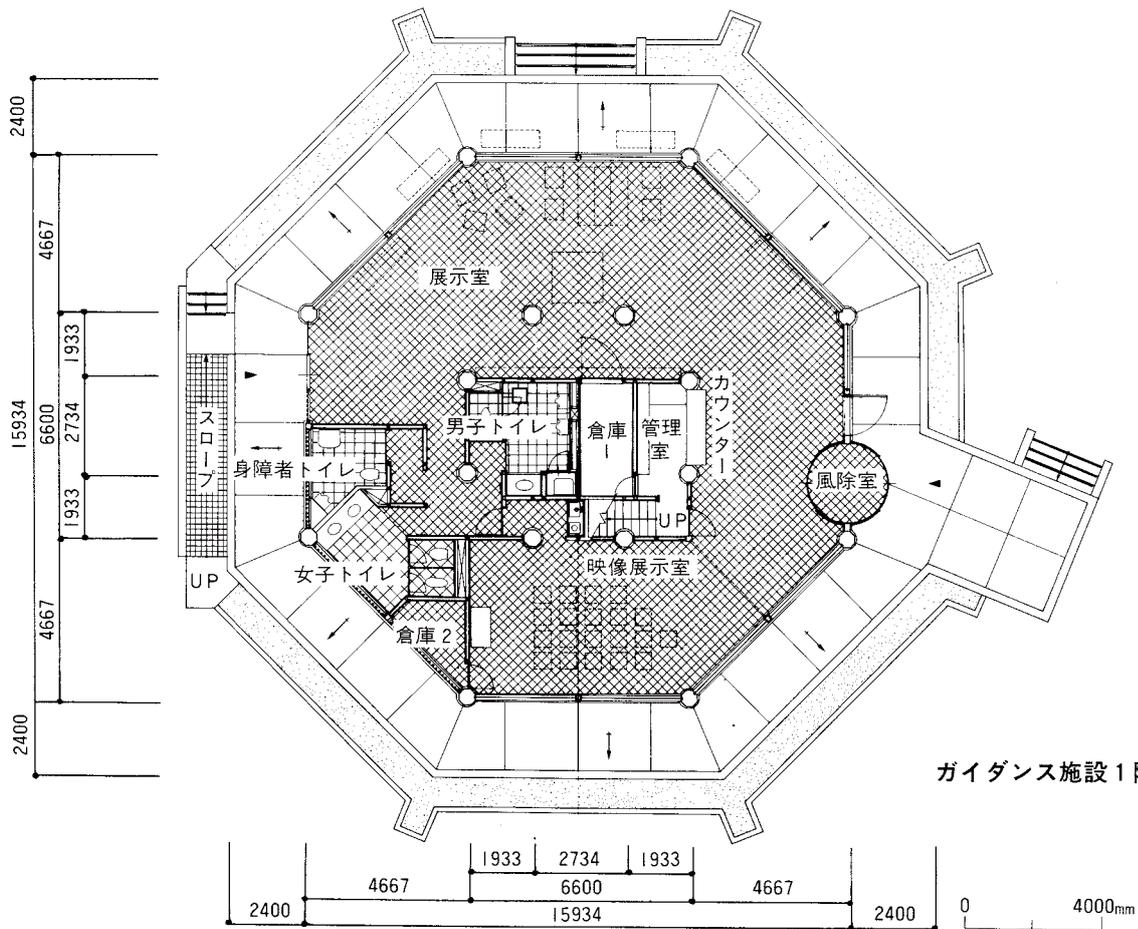
※平成29年度は、上野国分寺まつりが台風により中止となったため減少した



利用案内チラシ



ガイドンス施設 2階平面図



ガイドンス施設 1階平面図

第 20 図 ガイドンス施設「上野国分寺館」平面図

#### (4) 史跡地の活用

##### 〈現状〉

- ・ イベントとして、地元 NPO 法人を中心に運営される 4 月の「上野国分寺元気になる集い」、地元 区長会・上野国分寺遺跡愛好会を中心に運営される 10 月の「上野国分寺まつり」が定着してきている。平成 30 年度で「元気になる集い」が第 8 回、「上野国分寺まつり」が第 9 回を数える。それぞれが芸能発表や物販を行うほか、「元気になる集い」は熱気球をあげて七重塔の高さから国分寺を眺めるイベントが目玉となっている(平成 30 年度来場者 1,000 人(主催者発表))。「上野国分寺まつり」は 200 人もの天平衣装行列がまつりの華となっており、多くの来場者を迎えている(平成 30 年度来場者 16,000 人(主催者発表))。また学校教育と連携し、高崎市立群馬中央中学校演劇部の生徒による歴史劇「上野国分寺物語」も上演されている。

##### 〈課題〉

- ・ 地域住民との連携を強化し、イベントを継続していく必要がある。

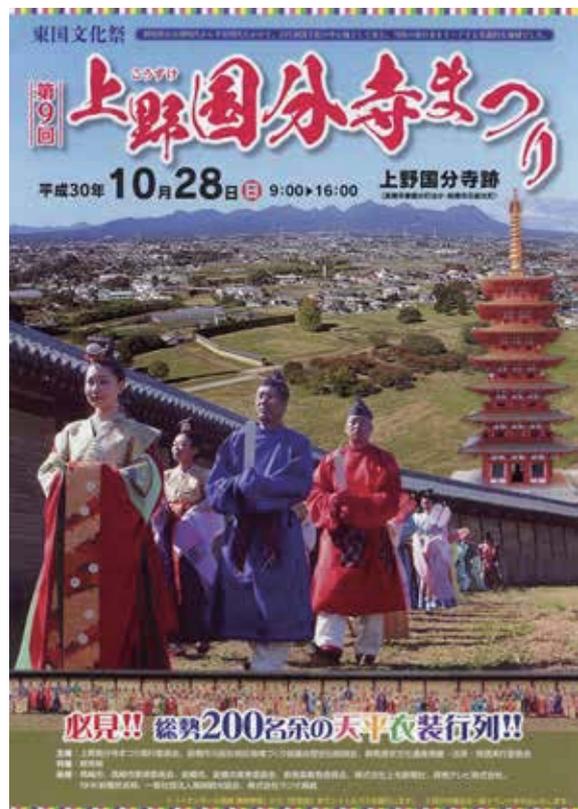
#### (5) 周辺遺跡等との連携

##### 〈現状〉

- ・ 史跡周辺には上野国分尼寺跡や上野国府推定地・山王廃寺跡・総社古墳群・保渡田古墳群など、当地域が古代上野国の中心地であったことを物語る重要遺跡が分布する。
- ・ 県内では、伊勢崎市の史跡上野国佐位郡正倉跡や太田市の史跡上野国新田郡家跡、高崎市の多胡郡正倉跡等の調査が進められており、それぞれ大きな成果があがっている。

##### 〈課題〉

- ・ 地元である前橋市・高崎市をはじめ、伊勢崎市・太田市との連携が不十分である。



第 21 図 上野国分寺元気になる集い・上野国分寺まつりのチラシ

### 3 整備

#### (1) 第1期整備施設

##### 〈現状〉

- ・第1期整備事業が中断したため、部分的な整備になっている。
- ・塔基壇・講堂(旧金堂)基壇・南辺築垣の一部が復元されている。
- ・塔基壇・講堂(旧金堂)基壇は国分寺創建時の地表面レベルで復元されているのに対し、南辺築垣は旧地表面レベルより60～70cm盛土して整備されている。
- ・南からの景観を重視して史跡地南西部にガイダンス施設が建設されたが、南辺の景観が完成していない。

##### 〈課題〉

- ・土地買上げに伴って移転した宅地の基礎や石積がそのまま残されている箇所、梅林がある。
- ・伽藍地南東部に第1期整備時の残土の高まり、第1期調査で出土した礎石や玉石類の集石がある。
- ・施設の経年劣化が著しい。南辺築垣は版築土の表面が剥がれたり、鳥が穴をあけて巣にしたりしている。また、講堂(旧金堂)基壇の階段はかなり破損している。
- ・第2期調査の新たな成果により、第1期整備の復元施設に見直しが生じている。
- ・第2期調査で判明した新たな堂宇の表現手法を検討する必要がある。

#### (2) 便益施設

##### 〈現状〉

- ・外周柵や解説板・名称標識の設置、伽藍地外にガイダンス施設、広場と園路、設備(照明等)を整備している。
- ・解説板は塔と南辺築垣の2か所設置されている。南辺築垣は西端に設置されており、見学者が解説板のところまで行くことは少ない。
- ・ガイダンス施設以外にトイレ・水飲み場がない。
- ・休息場所は塔前のイチョウの下のベンチ1か所のみである。
- ・南から南大門へと向かう進入路の軸線が、北に対して2°東にずれている。

##### 〈課題〉

- ・来場者が長く滞在できる状態になっていない。
- ・進入路と南大門との取付きに齟齬が生じている。

#### (3) 駐車場

##### 〈現状〉

- ・西毛広幹道の開通に合わせ、西毛広幹道からの進入路、天平の道駐車場が整備されている。駐車場は大型バス5台、普通車23台(うち身障者用2台)が利用できる。

##### 〈課題〉

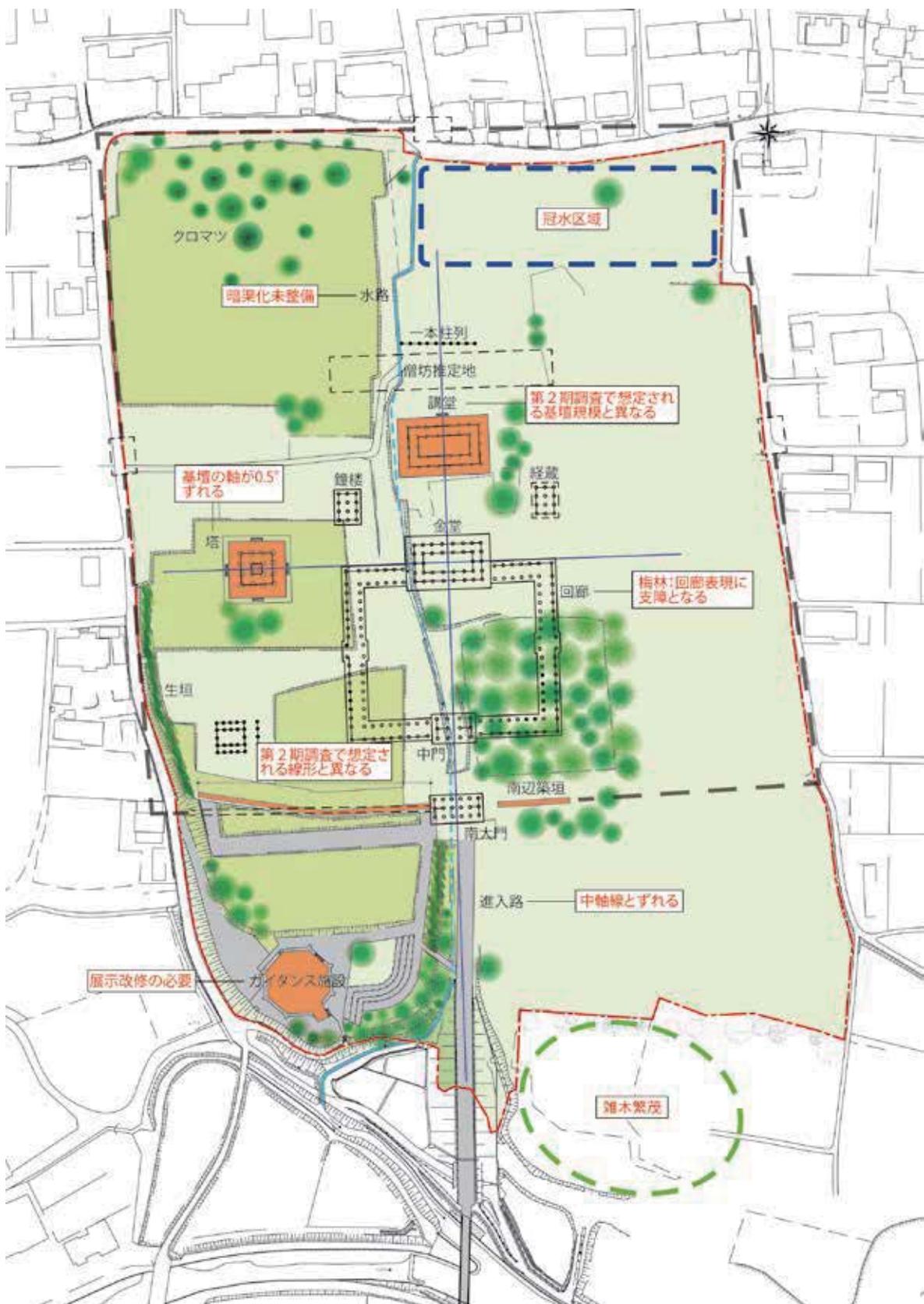
- ・史跡地からはやや離れている。

#### (4) 道路案内標識

##### 〈現状〉

- ・現在設置されている道路案内標識で、天平の道駐車場へ誘導したものではない古い標識もある。





第 23 図 既存整備施設等整備への課題



暗渠化未整備の水路



冠水した北東部



染谷川南からの景観



北東部の桜



1/20 スケールの七重塔模型



色褪せたパネル



伽藍地内に残る梅林



講堂階段の破損



屈曲する南辺築垣



整備未完成の南辺

- ・ 史跡地周辺のみで、広域には設置されていない。

〈課題〉

- ・ 来場者がスムーズに天平の道駐車場へ辿り着けないケースが見られる。

#### 4 管理運営

〈現状〉

- ・ 群馬県教育委員会が直営で、適切に管理している。
- ・ ガイダンス施設に3人の臨時職員を雇用し、ローテーションで見学者対応を行っている。
- ・ 史跡地内除草は業者委託で行っている。史跡地全域を3回、基壇周辺など見学者が歩くルートを中心に2回、除草作業を行っている。
- ・ 年3回程度、上野国分寺遺跡愛好会によるボランティア除草を行っている。

〈課題〉

- ・ 臨時職員の雇用や除草委託費に相応の経費がかかる。
- ・ ボランティアガイドの導入・育成を検討する必要がある。

### 第3節 関係法令と関連計画

#### 1 文化財保護法

史跡指定地内では、土地や建物の現状を変更する行為を行う際には、文化財保護法に基づく現状変更等の許可申請が必要となる。(法第125条)

(周知の埋蔵文化財包蔵地において、土地の改変を伴う行為を行う場合は、事前に届出・通知を行わなければならない。(法第93・94条)

#### 2 都市計画法

##### (1) 都市計画区域における区域区分

高崎市の範囲：市街化調整区域（開発行為は行われない）

前橋市の範囲：市街化調整区域（                    ”                    ）

【課題】 史跡整備の際には、建築の許可・開発行為について協議が必要

防火地域：防火・準防火の指定はない（高崎市・前橋市ともに）

## (2) 関連計画

### ○高崎市都市計画マスタープラン（平成 23 年 3 月改訂）

将来都市像：交流創造都市

都市づくりの目標

誰もが安心して住み続けられる、人にやさしい居住環境の形成

災害や日常の危険に対処した、安全な都市基盤の形成

身近な自然を守り、環境と共生する都市づくり

歴史・文化・伝統などの個性を活かした地域づくり

都市内の連携を充実させる交通基盤整備

新しい産業や文化が創造、発信される都市づくり

人々が集う、魅力ある拠点づくり

- ・史跡周辺は田園環境共生エリアに区分される。

上野国分寺跡を中心に環境保全に配慮した良好な住環境の形成を図る。

史跡は自然活用保全地の地域拠点に位置付けられている。

### ○前橋市都市計画マスタープラン（平成 27 年 3 月改訂）

将来都市像「生命都市いきいき前橋」

基本目標

①市の発展、都市活力の創出の中心となる都心核・地域核の形成

②地域の発展や地域住民の生活を支える地域拠点・生活拠点の形成

③市全域を結ぶ道路・公共交通網の確立

④すべての人々が生き生きと暮らせる居住環境の形成

⑤都市と自然が調和した土地利用の推進

- ・史跡周辺は、田園地区に区分される…無秩序な市街化の抑制、農地の確保と有効利用による営農環境の保全、既存集落の生活環境の向上

## 3 景観法

高崎市：平成 18 年 1 月に景観行政団体となり、平成 22 年 6 月に市全域を景観計画区域とする。

前橋市：景観行政団体であり、市全域を景観計画区域とする。

景観法に基づく届出対象行為について、景観計画区域内で建築行為などを行う場合には、当該行為が届出対象行為に該当するかどうか、市と協議する必要がある。

## (1) 関連計画

### ○群馬県景観条例（平成 5 年 10 月制定）

- ・大規模行為の届出（第 18 条）

大規模な建築や土地区画形状の変更など、地域の景観に著しい影響を及ぼす可能性のある行為（大規模行為）を行う際には届出の必要がある。

### ○高崎市景観計画（平成 21 年 6 月 1 日施行、平成 23 年改訂）

史跡は群馬地域に区分される。

地域別景観形成の方針の中で、以下の方針において上野国分寺跡が景観資源として位置付けられている。

- ・上毛野はにわの里公園、三ツ寺公園や上野国分寺跡、高崎渋川線バイパスなどからの良好な山並みへの眺望を守ります
- ・古代東国の中心として栄えた古の風景を守り、まちづくりに活かします

景観形成基準において、史跡周辺は田園地域に区分される。建築物や工作物の位置・配置、形態・デザイン、屋外設備、色彩、材料、外構デザイン・敷地の緑化、等について基準が示されている。

【保存管理における課題】景観計画では景観重点地区制度を設けており、積極的な景観づくりのために史跡周辺の地区指定も検討される。

#### ○高崎市景観色彩ガイドライン（平成 22 年 6 月策定）

高崎市景観計画に定める美しい色彩景観形成のためのルールとして、色彩基準と適用区域を定めている。

史跡周辺は田園地域に区分される。高崎ならではの豊かな自然が輝く景観の形成のために自然素材やそれに近い色彩の範囲が示され、景観への配慮を呼びかけている。

#### ○高崎市屋外広告物条例（平成 23 年 4 月施行）

高崎市屋外広告物条例における許可共通基準が定められ、また、高崎市景観計画における屋外広告物配慮事項が示されている。

また、地域の区分として史跡は禁止地域に区分され、良好な景観の保全を優先するため原則として屋外広告物は表示できない。

#### ○前橋市景観計画（平成 29 年改訂）

史跡周辺は平坦田園地区に区分される。将来にわたり田園地として利用されることが望ましく、田園風景を保全すべき地区とされている。

【保存管理における課題】景観計画では景観形成重点地区を設けており、地域住民による積極的な景観づくりの為に史跡周辺の地区指定も検討される。

#### ○前橋市屋外広告物条例（平成 22 年 7 月 1 日施行）

市全域が禁止区域と許可区域に区分されるが、史跡周辺は許可区域にあたる。屋外広告物を表示するには許可が必要となる。

【保存管理における課題】文化財保護法の規定により指定された 6 つの史跡は禁止地域に指定されている。今後は上野国分寺跡も禁止区域に区分するよう働きかけることも検討される。

## 4 農地法

農地の転用については、県が行う事業であるため農地転用の許可を必要としない(第 4 条)。

## 5 農業振興地域の整備に関する法律

指定地は、区域内農用地には含まれない。

## 第5章 計画の大綱

本計画における大綱を次のとおり定める。

### ○ 地下遺構と地形の確実な保存と景観の保全

上野国分寺跡は、伽藍地全域がほぼ完全な形で残っている全国的に見ても稀有な国分寺である。また、これまでの発掘調査によって、伽藍地内に配置された堂塔の様子もかなり判明している。長年にわたって、地元の人々に愛され守られてきた史跡を、これからも群馬県が誇る史跡として適切に保存し、確実に未来に継承していく。さらに、豊かな自然環境と調和した景観についても合わせて継承していく。

### ○ 上野国分寺の意義・特性を生かした活用の推進

現在でもガイダンス施設を核とした活用、地域住民によるイベント等が実施されているが、これらをさらに強化・充実させた活用を推進する。学校教育や生涯学習への利用を促進し、イベントや体験活動等を充実させることで史跡を訪れてもらう機会をより多く創出する。また、史跡の周辺地域には上野国分尼寺跡や上野国府推定地・山王廃寺跡・総社古墳群・保渡田古墳群・三ツ寺I遺跡・北谷遺跡等、古代上野国中心地としての重要遺跡が多く分布するため、これら関連遺跡とのネットワークを構築し、上野国分寺跡を核とした古代上野国の中心地としての総合的な活用を図る。さらに適切に発掘調査を進め、継続して調査研究を進めることで、上野国分寺の解明をさらに進めるとともに史跡の価値をより高め、これらの情報を県内外に積極的に発信する。

### ○ 保存・活用の目的を達成するための整備の実施

地下遺構の保存をより一層確実にするための整備を行うとともに、古代上野国を表徴する国分寺として古代の歴史・文化を学習、体感できる場、また地域住民・県民の憩いの場、交流の場として整備を進める。第2期発掘調査の新たな成果に基づき、適切な整備方法により本来の上野国分寺の姿を表現することやガイダンス施設の展示等をリニューアルすることで、子どもたちをはじめ多くの県民が史跡の価値を再認識し、郷土への誇りや愛着を育むよう促す。これにより、史跡を大事にしようとする県民の意識を醸成し、適切な保存へと結びつけることを目指す。

### ○ 保存・活用を適切に行うための管理運営体制の構築

群馬県教育委員会を核とし、群馬県関係部局・前橋市・高崎市・地域住民・関連団体等との連携を強化した管理運営体制を構築する。上野国分寺遺跡愛好会による史跡地内のボランティア除草等による史跡の保全、また「上野国分寺元気になる集い」や「上野国分寺まつり」などのイベント等による史跡の活用など、行政と地域住民・関連団体との連携をさらに強め、協働して史跡の保存・活用を推進する。

## 第6章 保存

### 第1節 保存の方向性

本計画では、史跡指定地及び東方に所在する上野国分尼寺跡や国分二寺に関連する施設が存在が推定される周辺地域を含めて取り扱うこととする。史跡の遺構・遺物の確実な保存と継承のために、史跡と関連する周辺地域について保存のための地区区分を設定し、区分毎に保存の方法と現状変更等の取扱い基準や土木工事等の取扱い基準について定める。

また区分毎に、各地区の現状や調査研究の進捗の状況等から、発掘調査や追加指定、公有地化、周辺環境の保全について方針を定める。

### 第2節 保存の地区区分

史跡指定地及び上野国分寺跡と関連する施設存在の可能性から地区区分する。

史跡指定地は伽藍地をほぼ包含し、全域が公有地化されて遺構の保存が図られていることから、厳格に保存する地区として現状変更の取扱基準を定める。この区分をⅠ地区とし、さらに伽藍地をⅠA地区、伽藍地前面をⅠB地区として細分する。

史跡指定地を取り囲む東・西・北面は、伽藍地の外郭施設が存在が想定されることから、史跡と一体的な保存を目指すⅡ地区とする。

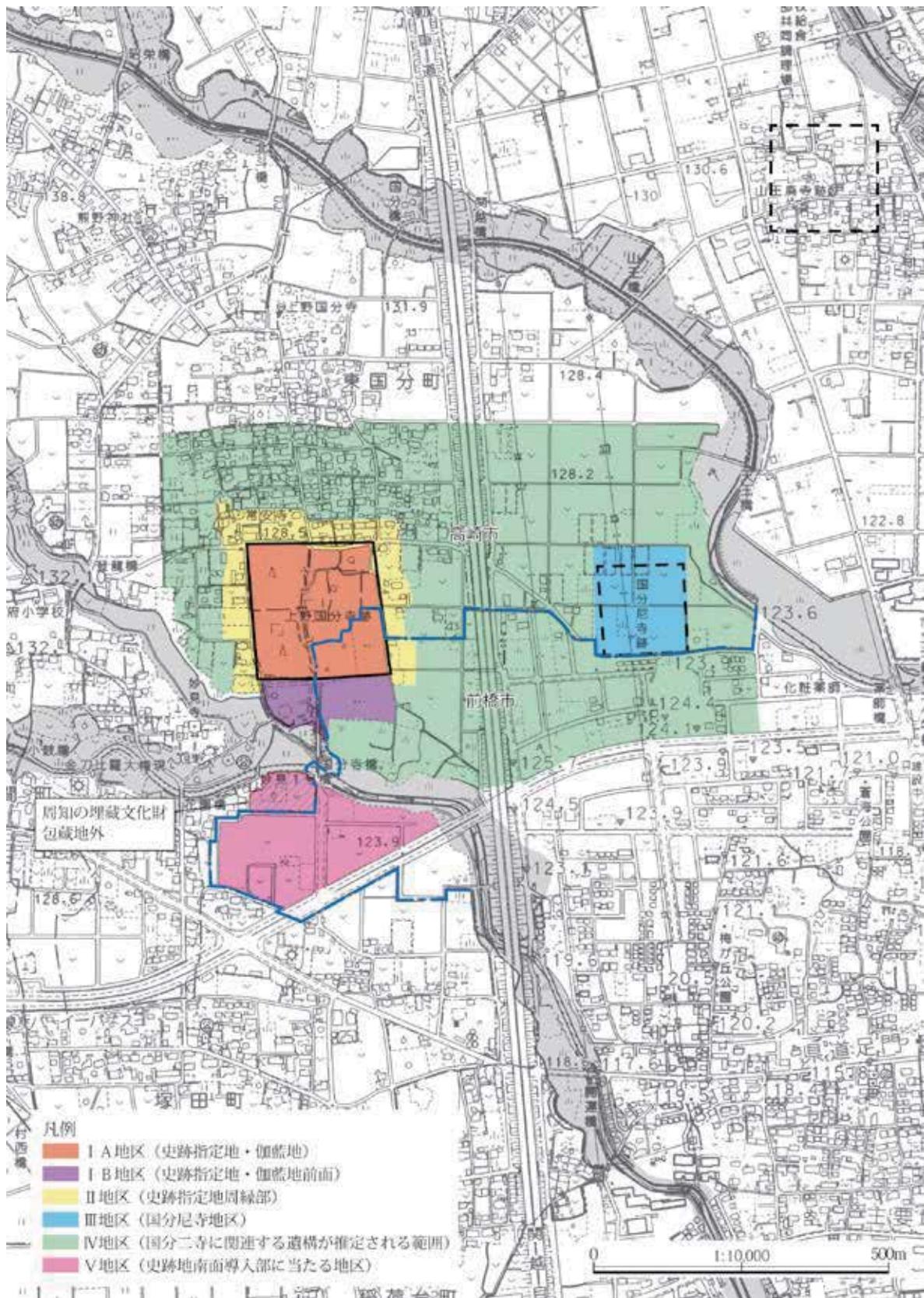
国分寺と並ぶように東方に建立された国分尼寺の伽藍地を包含する範囲をⅢ地区とする。

史跡周辺一帯は、周知の埋蔵文化財包蔵地「奈良平安No.34遺跡」であり、また国分二寺の管理・運営施設や集落等、国分寺に関連する遺構が想定される地区である。この周辺地域をⅣ地区として、遺跡の保存並びに史跡と一体的な景観保全に努める。

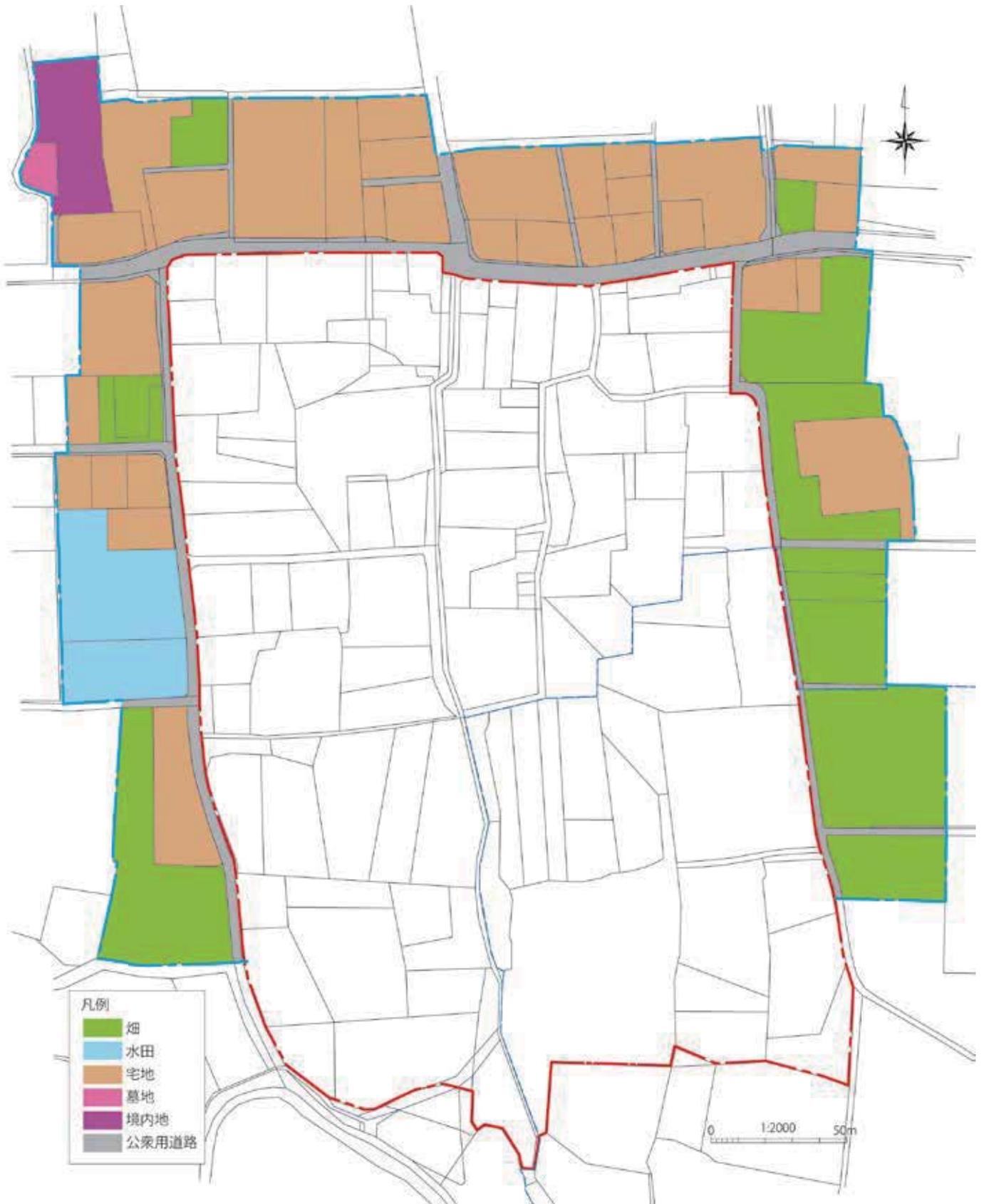
史跡指定地の南方、染谷川と西毛広幹道に挟まれた地域をⅤ地区とする。史跡指定地へとアクセスする導入部として、史跡との一体的な活用と景観保全に努める。

第7表 保存活用計画の地区区分

地区区分	地区の性格	保存・活用・整備の方針
I A 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡指定地。</li> <li>・ 伽藍地をほぼ包含し、伽藍を構成する遺構と遺物が存在する範囲。</li> <li>・ 全域が公有地化されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確実に遺構を保存する。</li> <li>・ 積極的に活用する。</li> <li>・ 活用に有効で適切な整備を実施する。</li> </ul>
I B 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡指定地。</li> <li>・ 伽藍地の前面にあたる範囲。</li> <li>・ 西半部にガイダンス施設や広場が整備されている。</li> <li>・ 東半部は未整備だが、イベント時に熱気球や物販テント等を配置する地区として活用される。</li> <li>・ 全域が公有地化されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確実に遺構を保存する。</li> <li>・ 積極的に活用する。</li> <li>・ 活用に有効で適切な整備を実施する。</li> </ul>
II 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡指定地の東・西・北側の周縁部。</li> <li>・ 上野国分寺の外郭施設が存在する可能性がある範囲。</li> <li>・ 北東部は築垣想定位置を含む。</li> <li>・ 東大門の礎石、東辺外郭溝の一部が確認されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要な遺構が確認された場合には追加指定を検討する。</li> <li>・ 史跡と一体的な景観形成に努める。</li> <li>・ 群馬県景観条例や高崎市景観計画・前橋市景観計画に基づき、景観保全に努める。</li> </ul>
III 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国分尼寺推定地を包含する範囲。</li> <li>・ 回廊・尼坊・外郭施設の一部が確認されている。</li> <li>・ 未指定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高崎市教育委員会による範囲確認調査が進められている。</li> <li>・ 史跡と一体的な活用を図る。</li> <li>・ 群馬県景観条例や高崎市景観計画・前橋市景観計画に基づき、景観保全に努める。</li> </ul>
IV 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国分二寺に関連する遺構が推定される範囲。</li> <li>・ 僧寺と尼寺を中心とした周辺環境を構成する範囲。</li> <li>・ 北は僧寺北辺から約 200 m、南は染谷川・西毛広幹道、西は弁天川、東は牛池川の範囲。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要な遺構が確認された場合には史跡指定を検討する。</li> <li>・ 群馬県景観条例や高崎市景観計画・前橋市景観計画に基づき、景観保全に努める。</li> </ul>
V 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡指定地への南面導入部となる範囲。</li> <li>・ 史跡指定地の南面、北は染谷川、南は西毛広幹道の範囲。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 群馬県景観条例や高崎市景観計画・前橋市景観計画に基づき、景観保全に努める。</li> <li>・ 史跡と一体的な活用を検討する。</li> </ul>



第24図 地区区分図



第 25 図 II 地区の範囲と土地利用区分

### 第3節 保存の方法

地区区分毎に、現状変更等の取扱い基準、発掘調査、追加指定、公有地化の進め方について定める。

#### I A地区

塔・金堂・講堂・中門・回廊・鐘楼・南大門・東大門・築垣・一本柱列等の伽藍を構成する遺構が発見されている。また、経蔵や僧坊・西大門の存在も推定される。これらの重要な遺構・遺物、地形を確実に保存する。

現状変更等について、原則として史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。既設構造物等の補修・改修については、地下遺構に影響の無い範囲に限り認める。既設構造物のうち、史跡の価値を構成しないものは将来的に除却を目指す。

現状を変更する場合は、事前に文化庁及び群馬県教育委員会と協議を行い、必要な事務手続きを行う。

史跡の調査研究及び整備に必要な場合は、発掘調査を実施する。

#### I B地区

南辺外郭溝や土採り穴等の国分寺に関連する遺構、国分寺創建以前・衰退期以降の住居跡等が検出されている。現状では、西半部にガイダンス施設や広場が整備されており、史跡理解の導入部としての位置づけとなっている。東半部は未整備だが、イベント時に熱気球や引き馬を行う場所、物販テントが並ぶ場所として多目的広場のように活用されており、積極的な活用地区として保存を図る。

現状変更等について、原則として史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。既設構造物等の補修・改修については地下遺構に影響の無い範囲で、またガイダンス施設の維持管理に伴う行為に限り認める。既設構造物のうち、史跡の価値を構成しないものは将来的に除却を目指す。

現状を変更する場合は、事前に文化庁及び群馬県教育委員会と協議を行い、必要な事務手続きを行う。

史跡の調査研究及び整備に必要な場合は、発掘調査を実施する。

#### II地区

上野国分寺の外郭施設の存在が想定される地区であり、東部では東大門や東辺に関連すると考えられる遺構が確認されている。重要な遺構・遺物が確認された範囲は、史跡と一体的な保存を目指し、また地権者や管理者に、遺構の存在や価値と保存について周知し、保存についてI地区と同等の扱いとするよう協力を求める。

周知の埋蔵文化財包蔵地であることから、掘削を伴う建築・土木工事を行う際は、当該市の教育委員会に届出・通知を行う必要がある。

伽藍地外郭施設や伽藍地範囲把握のための発掘調査を積極的に実施し、重要な遺構・遺物が発見された場合には優先的に追加指定する。追加指定後には公有地化を検討する。

史跡に隣接する範囲であることから、史跡と一体的な景観形成を目指す。

#### III地区

上野国分尼寺が想定される範囲であり、平成28年度(2016)から高崎市教育委員会による範囲確認調査が継続されている。事業の遂行に対して、高崎市を支援する。

周知の埋蔵文化財包蔵地であるため、掘削を伴う建築・土木工事を行う際は、事前に高崎市教育委員会に届出・通知を行う必要がある。

高崎市教育委員会による、史跡指定に向けた諸手続に対する支援を行う。史跡に指定された場合は将来的に公有地化を支援する。

史跡に関連する重要な範囲であることから、景観保全に努める。

#### IV地区

国分二寺の管理・運営に関連する施設の可能性がある区画溝や「東院」、「法花寺」墨書土器が確認されている。

周知の埋蔵文化財包蔵地であることから、掘削を伴う建築・土木工事を行う際は、事前に当該市の教育委員会に届出・通知を行う必要がある。

重要な遺構が発見された場合には、史跡指定を検討する。史跡に指定された場合は将来的に公有地化を検討する。

史跡に関連する重要な範囲であることから、景観保全に努める。

#### V地区

史跡への南面からの導入部として重要な範囲であることから、史跡と一体的な景観保全、活用に努める。史跡への主要なアクセス道路である西毛広幹道に面した地区としての利点を重視し、将来的に活用を検討する。

周知の埋蔵文化財包蔵地では、掘削を伴う建築・土木工事を行う際は、事前に当該市の教育委員会に届出・通知を行う必要がある。周知の埋蔵文化財包蔵地以外の地区では、事前の届出・通知を行う必要はないが、景観保全や将来的な活用のため、建築・土木工事を行う際は事前に群馬県教育委員会と協議を行うよう地権者に協力を求める。

### 第4節 現状変更等の内容と許可

#### 1 史跡指定地の現状変更等について

史跡指定地内において現状変更及び遺構に影響を及ぼす行為を行う場合には、文化財保護法第125条に基づき文化庁長官の許可が必要となる。ただし、「文化財保護法施行令第5条第4項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」によって許可できない現状変更の行為も規定されている。文化財保護法施行令第5条第4項に規定された行為は、当該市教育委員会(高崎市・前橋市にまたがる場合は群馬県教育委員会)がその事務を行う。

「維持の措置」「非常災害の為に必要な応急措置」「保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微である場合」は、許可申請不要とされている(「文化財保護法第125条第1項」)。また、遺構に影響の無い日常的な維持管理のための行為についても現状変更等に該当しない。

ただし、これらの行為を実施する際にも、群馬県教育委員会と事前協議を行うものとする。

#### (1) 許可できない現状変更の行為

- ・ 史跡の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画」(本書)に定められた保存の基準に反する行為
- ・ 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある行為

- ・史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる行為

## (2)文化庁長官に許可申請が必要な行為

- ・土地の形状の変更を伴う行為
- ・建築物の新築・建替・増改築・除却(次項(3)の範囲を超えるもの)
- ・工作物の新設・改修・除却(次項(3)の範囲を超えるもの)
- ・木竹の植栽・移植・抜根(次項(3)の範囲を超えるもの)
- ・史跡の発掘調査及び保存整備工事
- ・その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

## (3)当該市教育委員会に許可申請が必要な行為(ただし、高崎市と前橋市にまたがって行われる場合は群馬県教育委員会)

- ・小規模建築物(階数が2以下、建築面積が120㎡以下など)で2年以内の期限を限って設置されるものの新築・増築・改築
- ・工作物(建築物を除く)の設置、若しくは改修(設置の日から50年を経過していない工作物)
- ・道路の舗装若しくは修繕(土地の形状の変更を伴わないもの)
- ・史跡の管理に必要な施設の設置又は改修(設置等に必要最小限度のやむを得ない規模のもの)
- ・埋設されている電線、ガス管、水道管又は下水道管の設置又は改修
- ・建築物等の除却(建築または設置の日から50年を経過していない建築物等)
- ・木竹の伐採

## (4)現状変更等の許可を必要としない行為

- 維持の措置(特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に関する規則第4条)
  - ・史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき
  - ・史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
  - ・史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき
- 非常災害のために必要な応急措置
- 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

## (5)現状変更等に該当しない日常的な維持管理

- ・既存建築物・工作物の維持管理、掘削を伴わない屋根・外壁・内装・開口部・設備の修繕、基礎の改修を伴わない門・塀などの工作物の改修
- ・既存園路・水路の維持管理、清掃など
- ・史跡の維持管理：施設の保守点検、既存樹木・生垣などの剪定や枝払い、除草、清掃など
- ・その他上記に準ずる程度の日常生活や生業上必要なもの

## 2 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について

周知の埋蔵文化財包蔵地においては、建築・土木工事など、土地の掘削を伴う行為を行う場合は、文化財保護法第93条、94条の規定により、事前に事業者が届出を行わなければならない。埋蔵文化財の保護上必要と認めるときは、土木工事等の前に埋蔵文化財の記録作成のための発掘調査の実施などを指示することができる。

### 第5節 現状変更等の取扱い基準

史跡を適切に保存するために、第4節で整理した現状変更等の制限や土木工事等に伴う届出について、地区区分毎に具体的な取扱基準を定める。なお、実施する行為が該当するか等、不明点・疑問点がある場合には、事前に群馬県教育委員会あるいは当該市教育委員会へ確認を求めるものとする。

#### I A地区

史跡指定地であり、原則として史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。ただし、遺構に影響が無い範囲での既設建造物の補修・改修は認める。既設建造物のうち、史跡の価値を構成しないものは除却を目指す。

現状を変更する場合は、事前に文化庁及び群馬県教育委員会と協議を行い、必要な事務手続きを行う。

##### ①建築物

- ・建築物の新築は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。
- ・既設建築物の補修・改修について、遺構に影響の無い範囲は認める。

##### ②園路

- ・園路の新設は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。

##### ③水路

- ・水路の新設は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。
- ・既設の水路は、維持管理のための補修・改修に限り認める。

##### ④工作物

- ・工作物の新設は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。
- ・既設工作物の補修・改修について、遺構に影響の無い範囲は認める。
- ・既設の工作物のうち、史跡の価値を構成しないものは除却を目指す。

##### ⑤埋設物

- ・埋設物の新設は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。保存活用のための埋設物を設ける場合は、盛土による十分な保護層を設けたうえで遺構への影響が無いものとする。
- ・既設の埋設物のうち、史跡の価値を構成しないものは除却を目指す。

##### ⑥地形

- ・史跡の保存活用を目的としたもの以外の造成(切土・盛土)は認めない。

##### ⑦樹木

- ・新規の樹木植栽は、史跡の保存活用や良好な景観形成を目的としたもの以外は認めない。保存活用を目的とした植栽を行う場合には、根系が遺構に影響を与えない方法とする。
- ・既存樹木のうち、史跡の価値を構成しないものは伐採を検討する。なお、抜根は地下遺構への影響を考慮して、その都度検討する。また、既存樹木のうち根系が重要な遺構に抵触する可能性があるものは、伐採を検討する。

## I B地区

史跡指定地であり、基本的にI A地区と同等の取り扱いとするが、ガイダンス施設の維持管理に伴う行為は認める。現状を変更する場合は、事前に文化庁及び群馬県教育委員会と協議を行い、必要な事務手続きを行う。

### ①建築物

- ・建築物の新築は認めない。
- ・ガイダンス施設の補修について、遺構に影響の無い範囲は認める。
- ・ガイダンス施設の建替・増築については、事前に文化庁と協議を行う。

### ②園路

- ・園路の新設は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。
- ・既設の園路は、補修や史跡の保存活用に資する改修に限り認める。

### ③水路

- ・水路の新設は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。
- ・既設の水路は、維持管理のための補修・改修に限り認める。

### ④工作物

- ・工作物の新設は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。
- ・既設の工作物は、維持管理のための補修・改修に限り認める。
- ・既設の工作物のうち、史跡の価値を構成しないものは除却を目指す。

### ⑤埋設物

- ・埋設物の新設は、保存活用に資する行為以外は認めない。保存活用のための埋設物を設ける場合は、盛土による十分な保護層を設けたうえで遺構への影響が無いものとする。
- ・既設の埋設物は、維持管理のための補修・改修に限り認める。

### ⑥地形

- ・史跡の保存活用を目的としたもの以外の造成(切土・盛土)は認めない。

### ⑦樹木

- ・新規の樹木植栽は、史跡の保存活用や良好な景観形成を目的としたもの以外は認めない。保存活用を目的とした植栽を行う場合には、根系が遺構に影響を与えない方法とする。
- ・既存樹木のうち、史跡の価値を構成しないものは伐採を検討する。なお、抜根は地下遺構への影響を考慮して、その都度検討する。

## II地区・III地区・IV地区・V地区

周知の埋蔵文化財包蔵地(V地区は一部包蔵地外)であり、建築・土木工事など土地の掘削等を行う場合は、文化財保護法に基づき当該市教育委員会へ事前に届出を行い、協議を経て、発掘調査の実施等の取扱いを決める。

II地区については、史跡の外郭施設が存在する可能性があることから、地権者・管理者に、遺構の存在と価値を周知し、史跡の保存と景観保全に理解と協力を求める。

### ①建築物

- ・建築物の新築・増改築の際に掘削を伴う行為を行う場合は、遺構への影響について事前に当該市教育委員会と協議し、届出が必要となる。必要に応じて発掘調査を実施する。
- ・建築物の外観の形状や色彩について、景観に調和したものとするよう協力を求める。

## ②道路、水路

- ・ 県・市等の関係部局に遺跡や遺構の保存と史跡の活用について周知し、理解と協力を求める。
- ・ 掘削を伴う行為を行う場合は、遺構への影響について事前に当該市教育委員会と協議し、届出が必要となる。必要に応じて発掘調査を実施する。
- ・ 既設道路や水路は、遺構に影響のない範囲での軽微な改修は認める。ただし事前の協議と届出を行う。
- ・ 道路付帯構造物や護岸構造物等の意匠について、景観に調和したものとするよう協力を求める。

## ③工作物・埋設物

- ・ 掘削を伴う工作物・埋設物の新設・増設・改修は、遺構への影響について事前に当該市教育委員会と協議し、届出が必要となる。必要に応じて発掘調査を実施する。
- ・ 工作物の意匠について、景観に調和したものとするよう協力を求める。

## ④地形

- ・ 掘削を伴う地形の変更(盛土・切土)は、遺構への影響について事前に当該市教育委員会と協議し、届出が必要となる。必要に応じて発掘調査を実施する。
- ・ 現状地形の大規模な変更は行わないよう協力を求める。

## ⑤樹木

- ・ 掘削行為を行う際は、遺構への影響について事前に当該市教育委員会と協議し、届出が必要となる。必要に応じて発掘調査を実施する。
- ・ 景観保全に協力を求める。

## ⑥耕作

- ・ 地権者・管理者・土地利用者に、遺跡や遺構の存在を周知し、遺構の保存に協力を求める。

## 第6節 発掘調査

I 地区は、第1期及び第2期発掘調査が実施され、主な伽藍配置や伽藍地の範囲は概ね確認されている。しかし、僧坊の位置や寺院に付帯する施設、北側空間の利用状況等、明らかとなっていない部分もある。今後の整備の必要に応じて、発掘調査を実施する。

II 地区は、東大門や東辺外郭溝の一部が発見され、伽藍地の外郭施設が存在する可能性が高いことから、伽藍地範囲を明らかにするための発掘調査を計画的に実施する。

III 地区は、上野国分尼寺の推定地であり、平成28年度(2016)から高崎市教育委員会による確認調査が継続的に行われている。史跡指定を視野に入れ、高崎市の事業進捗を支援する。

IV・V地区は史跡指定地外であるため、周知の埋蔵文化財包蔵地として文化財保護法の第93条、94条の規定に則るものとする。

## 第7節 追加指定等

II 地区について、国分寺の外郭施設が存在する可能性が高く、関連する遺構も一部発見されている。関連する遺構が確認された部分については、積極的に追加指定を目指す。

III 地区は、上野国分尼寺の推定地であり、適切な発掘調査を経た上で将来的に史跡指定を目指す。

IV・V地区は、発掘調査により国分二寺に関連する重要な遺構が確認された場合は、追加指定あるいは史跡指定を検討する。

## 第8節 公有地化

I 地区は、全域が公有地化されている。

II・III・IV・V地区は、史跡指定や追加指定された場合は公有地化を検討する。

## 第9節 周辺環境の保全

II・III・IV・V地区は、史跡をとりまく景観として重要な範囲であり、群馬県景観条例や高崎市景観計画、前橋市景観計画等に基づき、景観保全に努める。

特にII地区は史跡に隣接する範囲であり、一部は畑地として良好な景観を保っているものの、宅地化も進んでいる。また、伽藍地外郭施設は現状の道路(市道)と重複する可能性もある。地権者や管理者に遺構の存在と価値を周知し、史跡と一体的な景観を保つよう理解と協力を求める。

第8表 地区区分ごとの保存とそための管理手法

	I A 地区	I B 地区	II 地区	III 地区	IV 地区	V 地区	
地区の性格	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡指定地で、伽藍地をほぼ包含する範囲。</li> <li>伽藍を構成する遺構と遺物が存在する範囲。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡指定地で、伽藍地の前面にあたる範囲。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡指定地の東・西・北側の周縁部で、上野国分寺の外郭施設が存在する可能性がある範囲。</li> <li>外郭施設の一部が確認されている。</li> <li>周知の埋蔵文化財包蔵地「奈良平安No.34 遺跡」の一部。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上野国分尼寺の推定範囲で、伽藍の一部が確認されている。</li> <li>周知の埋蔵文化財包蔵地「奈良平安No.34 遺跡」の一部。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>古代上野国に関する遺構が推定される範囲。</li> <li>僧寺と尼寺に関連すると考えられる遺構が確認されている。</li> <li>周知の埋蔵文化財包蔵地「奈良平安No.34 遺跡」の一部。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡指定地への南面導入部となる範囲。</li> <li>将来的に活用施設等の設置を検討する範囲。</li> <li>周知の埋蔵文化財包蔵地「前橋市0143 遺跡」「奈良平安No.39 遺跡」の一部。</li> <li>一部は周知の埋蔵文化財包蔵地外。</li> <li>天平の道駐車場、畑、道路などがある。</li> </ul>	
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1期整備において、塔基壇、講堂(旧金堂)基壇、南辺築垣の一部が整備されている。</li> <li>公有地化前の宅地の基礎や石積、梅林等が残っている。</li> <li>中央に水路が貫流している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1期整備において、西半部にガイダンス施設、広場が設けられている。</li> <li>東半部は、イベント時に熱気球や物販のテントを配置する場として活用されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地、畑、水田、境内地、墓域、道路などがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地、畑、道路などがある。</li> </ul>			
保存の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡の保存活用に資する行為以外の現状変更は認めない。</li> <li>国分寺の遺構を確実に保護するとともに、史跡の価値を広く共有するための活用整備を推進する。</li> <li>第2期発掘調査成果を基に、第1期整備施設の再整備、新期整備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡の保存活用に資する行為以外の現状変更は認めない。</li> <li>史跡理解の導入部として、遺跡の価値を広く共有するための活用整備を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地権者・管理者に、遺跡の保存について理解と協力を求める。</li> <li>周知の埋蔵文化財包蔵地であり、掘削を伴う場合は、当該市教育委員会との事前協議と土木工事等のための発掘に関する届出が必要となる。</li> <li>群馬県景観条例や高崎市景観計画・前橋市景観計画に基づき、景観保全に協力を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周知の埋蔵文化財包蔵地である場合は、当該市教育委員会との事前協議と土木工事等のための発掘に関する届出が必要となる。</li> <li>群馬県景観条例や高崎市景観計画・前橋市景観計画に基づき、景観保全に協力を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周知の埋蔵文化財包蔵地では、掘削を伴う場合は、当該市教育委員会との事前協議と土木工事等のための発掘に関する届出が必要となる。</li> <li>群馬県景観条例や高崎市景観計画・前橋市景観計画に基づき、景観保全に協力を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周知の埋蔵文化財包蔵地では、掘削を伴う場合は、当該市教育委員会との事前協議と土木工事等のための発掘に関する届出が必要となる。</li> <li>群馬県景観条例や高崎市景観計画・前橋市景観計画に基づき、景観保全に協力を求める。</li> </ul>	
現状変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の新設は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。</li> <li>整備事業において施設等を設ける場合には、地下遺構の保護を徹底し、景観に調和したものとす。</li> <li>既設建築物の補修・改修は、遺構に影響が無い範囲は認められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の新設は認めない。</li> <li>ガイダンス施設の補修は、遺構に影響が無い範囲は認められる。</li> <li>ガイダンス施設の建替・増築は、文化庁と協議する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の新設・増改築の際には、当該市教育委員会と遺構への影響についての事前協議と届出を必要とし、必要に応じて発掘調査を行う。</li> <li>外観の形状や色彩について、景観に調和したものとすよう協力を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の新設・増改築の際には、当該市教育委員会と遺構への影響についての事前協議と届出を必要とし、必要に応じて発掘調査を行う。</li> <li>外観の形状や色彩について、景観に調和したものとすよう協力を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の新設・増改築の際には、当該市教育委員会と遺構への影響についての事前協議と届出を必要とし、必要に応じて発掘調査を行う。</li> <li>外観の形状や色彩について、景観に調和したものとすよう協力を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の新設・増改築の際には、当該市教育委員会と遺構への影響についての事前協議と届出を必要とし、必要に応じて発掘調査を行う。</li> <li>外観の形状や色彩について、景観に調和したものとすよう協力を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の新設・増改築の際には、当該市教育委員会と遺構への影響についての事前協議と届出を必要とし、必要に応じて発掘調査を行う。</li> <li>外観の形状や色彩について、景観に調和したものとすよう協力を求める。</li> </ul>

	I A 地区	I B 地区	II 地区	III 地区	IV 地区	V 地区
現状 変 更	園路	園路の新設は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。	園路の新設は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。	県・市等の関係部局に遺跡・遺構の保護と史跡の活用について周知し、理解と協力を求める。 掘削を伴う場合には、遺構への影響についての事前協議と届出を必要とする。必要に応じて発掘調査を行う。	IV 地区	V 地区
	水路	水路の新設は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。 現状の水路は維持管理のための補修・改修に限り認める。	水路の新設は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。 現状の水路は維持管理のための補修・改修に限り認める。	既設道路・水路の補修は、遺構の影響の無い範囲での軽微なものに限り認める。ただし、事前に協議・届出を行う。 道路付帯構造物の色彩や護岸構造物の意匠について、景観に調和したものとすることを求める。	IV 地区	V 地区
現 状 変 更	工作物	工作物の新設は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。 既設工作物の補修・改修は、遺構に影響が無い範囲は認める。 既設工作物のうち、史跡の価値を構成しないものは除却を目指す。	工作物の新設は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。 既設工作物のうち、史跡の価値を構成しないものは除却を目指す。	掘削を伴う工作物・埋設物の新設・増設・除却については、当該市教育委員会との事前協議と届出を必要とする。また必要に応じて発掘調査を実施する。 工作物の色彩や護岸構造物の意匠について、景観に調和したものとすることを求める。	IV 地区	V 地区
	埋設物	埋設物の新設は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。新規の埋設物を設ける場合は、遺構への影響が無い方法とする。 既設の埋設物のうち、史跡の価値を構成しないものは除却を目指す。	埋設物の新設は、史跡の保存活用に資する行為以外は認めない。新規の埋設物を設ける場合は、遺構への影響が無い方法とする。 既設の埋設物は、維持管理のため認められる。	掘削を伴う工作物・埋設物の新設・増設・除却については、当該市教育委員会との事前協議と届出を必要とする。また必要に応じて発掘調査を実施する。 工作物の色彩や護岸構造物の意匠について、景観に調和したものとすることを求める。	IV 地区	V 地区
地形	史跡の保存活用を目的としたもの以外の造成(切土・盛土)は認めない。	史跡の保存活用を目的としたもの以外の造成(切土・盛土)は認めない。	掘削を伴う地形の改変(切土・盛土)を行う際は、当該市教育委員会との事前協議と届出を必要とする。また必要に応じて発掘調査を実施する。 現状の地形の大規模な改変を行わないよう協力を求める。	掘削を伴う地形の改変(切土・盛土)を行う際は、当該市教育委員会との事前協議と届出を必要とする。また必要に応じて発掘調査を実施する。 現状の地形の大規模な改変を行わないよう協力を求める。	IV 地区	V 地区
樹木	新規の植栽は、史跡の保存活用や良好な景観形成を目的としたもの以外は認めない。 既存樹木のうち、史跡の価値を構成しないものは、根系が遺構に抵触する恐れがあるものは伐採を検討する。抜根については地下遺構への影響を考慮してその都度検討する。	新規の植栽は、史跡の保存活用や良好な景観形成を目的としたもの以外は認めない。 既存樹木のうち、史跡の価値を構成しないものは、根系が遺構に抵触する恐れがあるものは伐採を検討する。抜根については地下遺構への影響を考慮してその都度検討する。	掘削を伴う場合は、当該市教育委員会との事前協議と届出を必要とする。また必要に応じて発掘調査を実施する。 景観保全に協力を求める。	掘削を伴う場合は、当該市教育委員会との事前協議と届出を必要とする。また必要に応じて発掘調査を実施する。 景観保全に協力を求める。	IV 地区	V 地区
耕作	—	—	地権者・管理者・土地利用者に遺跡や遺構の存在を周知し、遺構の保護に協力を求める。	地権者・管理者・土地利用者に遺跡や遺構の存在を周知し、遺構の保護に協力を求める。	IV 地区	V 地区
発掘調査	史跡の調査研究に必要な発掘調査を実施する。 整備のために必要な発掘調査を実施する。	史跡の調査研究に必要な発掘調査を実施する。 整備のために必要な発掘調査を実施する。	伽藍地の範囲を把握するため発掘調査を実施する。 尼寺の範囲と性格を把握するための発掘調査を実施する。	尼寺の範囲と性格を把握するための発掘調査を実施する。 尼寺の範囲が確認された段階で、史跡指定を目指す。	IV 地区	V 地区
追加指定 史跡指定	—	—	外郭施設が確認された範囲について、積極的に追加指定を目指す。	尼寺の範囲が確認された段階で、史跡指定を目指す。 国分二寺に関連する重要な遺構・遺物が発見された場合は、追加指定あるいは史跡指定を検討する。	IV 地区	V 地区
公有地化	—	—	追加指定、史跡指定後には公有地化を検討する。	追加指定、史跡指定後には公有地化を検討する。	IV 地区	V 地区

## 第7章 活用

### 第1節 活用の方向性

現在、取り組んでいる活用事業をさらに強化・充実させる。現地のガイダンス施設には年末年始を除いて解説員が常駐しており、来場者に対して丁寧に分かりやすく解説できる環境が整っている。広報活動を強化し、校外学習として活用する学校や生涯学習として活用する団体等をさらに増やすことを目指す。

また、史跡を会場としたイベントや体験活動をさらに充実させ、「史跡を訪れてもらうこと、史跡を知ってもらうこと」を重視する。周辺の文化財や文化施設、観光施設等とのネットワーク化を図り、相互に訪れてもらうよう連携するとともに、調査研究の継続と情報発信に努め、関係機関や観光産業等とも連携してより広い情報提供に努める。

### 第2節 活用の方法

#### 1 学習の場としての活用

##### (1) 学校教育への利用

- ・ 県内の小中学校等に広報を行い、さらに多くの学校に校外学習として活用してもらうよう積極的に働きかける。
- ・ 史跡の価値を伝えるため、積極的に出前授業に出向く。
- ・ 地域の歴史を学ぶ授業の中で取り上げてもらうよう、教員向けの資料作成や講座を行う。
- ・ 上野国分寺を分かり易く解説した子ども向けのリーフレットを作成する。
- ・ ガイダンス施設の映像資料をリニューアルし、授業でも活用できるようにする。

##### (2) 生涯学習への利用

- ・ 上野国分寺や古代上野国に関する講座や体験学習行事、発掘調査現地説明会等を実施し、史跡の価値の周知を図り、地域の歴史を学ぶ場として活用する。
- ・ リーフレットの改定を行う。最新の発掘調査成果に基づいた構成とし、史跡の価値を分かりやすく伝えるよう工夫する。

##### (3) 体験活動・イベント

- ・ 現地に整備された施設を用いて、伽藍地の規模や空間・古代の景観を体験する。
- ・ 現在、実施しているイベント（「上野国分寺元気になる集い」、「上野国分寺まつり」）を継続して実施する。
- ・ 史跡を訪れてもらう、知ってもらうためのイベントを実施する（天平衣装体験・伝統芸能・音楽の演奏会等）。

##### (4) 周辺文化財、文化施設との活用連携

- ・ 周辺に分布する上野国分尼寺跡・山王廃寺跡・総社古墳群・保渡田古墳群等とのネットワークを構築し、調査研究や情報提供、展示・イベント開催等を実施する。また、これらの遺跡を探訪するルートの設定やルート案内のパンフレット作成、誘導標識の設置等により来場者への情報提供を行う。
- ・ 群馬県立歴史博物館・かみつけの里博物館・観音塚考古資料館・群馬県埋蔵文化財調査センター発掘情報館等との連携を強化する。
- ・ ユネスコ「世界の記憶」に登録された「上野三碑」との連携を図る。また、西毛広幹道が開通す

れば世界遺産富岡製糸場と道路1本でつながることとなるため、富岡製糸場の来場者を取り込む方法を模索する。

## 2 地域づくりの場としての活用

### (1) 地域連携

- ・史跡の確実な保存と充実した活用を図るためには、地域住民の理解と協力が不可欠となる。史跡の価値を周知し、維持管理や体験活動への参加を呼びかけ、地域との連携を図る。
- ・イベントやボランティア除草等を通して、地域住民の交流やつながりを形成し、地域づくりに資する。

### (2) 憩いの場

- ・史跡に気軽に親しんでもらうために、地域住民や来訪者の憩いの場として休憩や散策等、自由に活用できるものとする。

## 3 研究交流の場としての活用

### (1) 調査研究・情報発信

- ・史跡の全体像を解明するための調査研究を今後も継続して実施する。調査成果は、印刷物や県ホームページ等を用いて広く情報発信する。
- ・史跡の価値を周知するための講座やシンポジウムを開催する。

### (2) 古代関連遺跡との連携事業

- ・現在、調査が進められている前橋市の国府推定地、高崎市の上野国分尼寺跡・多胡郡正倉跡、伊勢崎市の史跡上野国佐位郡正倉跡、太田市の史跡上野国新田郡家跡等、古代関連遺跡と連携した事業を展開する。

## 4 観光交流の場としての活用

### (1) 情報発信

- ・パンフレットやリーフレット、ホームページの充実等により、上野国分寺跡の存在や価値を県内外に広く情報発信し、周知を図る。

### (2) 観光産業との連携

- ・観光協会や交通機関、旅行会社、道の駅等と連携し、ポスターの掲示やパンフレットの配架により観光客へ情報提供を行う。

### (3) 観光イベント

- ・季節毎の観光イベント等とも連携し、集客を図り、リピーターを増やす取り組みを工夫する。

## 5 第2期整備事業期間中の活用

- ・整備工事期間中は、安全面に配慮しながら可能な限り公開する。公開が難しい時期は、講座やシンポジウム等を開催し、史跡の周知に努める。
- ・整備事業自体を活用事業と捉え、広く情報発信し、整備工事の見学会等を開催する。また、工事内容の一部を住民参加により実施することで、人々の史跡への愛着心を育てる。さらに整備工事を記録保存することは、ガイダンス施設での展示にも有効となる。

## 第8章 整備

### 第1節 整備の方向性

遺構の保存をより一層確実にするための整備を行う。その上で、史跡の本質的価値の理解を促し、積極的な活用を図るための整備を行うこととする。本史跡では第1期整備事業が中断したため、部分的な整備となってしまっている。その後の第2期調査(平成24～28年度)では、これまで不明であった堂宇が新たに発見されるなど伽藍配置が大きく変更となり、上野国分寺の本来の姿が分かってきた。この新たな成果に基づき、上野国分寺の全体像が分かる整備を行うとともに、県民のみならず全国の人々が「見てみたい」「行ってみたい」と心を動かすような「見る者に分かりやすく、また感動を与える」整備を目指す。調査成果に基づいた適切な整備を行うことで、史跡そのものに魅力を持たせることが肝要であり、歴史学習の場としてだけでなく、あらゆる世代の人々が気軽に訪れ、散策することのできる史跡公園としての整備を目指す。

### 第2節 整備の基本方針

#### 1 遺構の確実な保存を図る

覆土により概ね地下遺構の保存が図られているが、それをより確実にするための地盤整備を行う。合わせて雨水排水を円滑にする整備を行う。

#### 2 史跡の情報や価値を正確にわかりやすく伝える

第2期発掘調査成果に基づいた正確な整備に努める。適切な遺構表示や案内板の設置により、来場者が史跡の情報と価値を理解できるような整備を目指す。また、ガイダンス施設が開館して四半世紀がたち、パネルの色褪せなど設備の老朽化や展示の情報自体が古くなっているため、最新の調査成果を踏まえ、映像・展示ともにリニューアルを行う。

#### 3 来場者の理解を深めるための適した整備手法を採用する

遺構表示に際し、建物復元や平面表示、VRやARの活用等、どの堂塔にどのような整備手法が最良であるか、発掘調査成果や動線、便益施設、景観等との関係から総合的に検討する。来場者への理解を深めるよう、ハードとソフトのバランスのとれた整備を目指す。

#### 4 伽藍地の広さを体感できる空間を提供する

伽藍地のほぼ全域が保存されているため、国分寺当時の広さを体感できる稀有な例といえる。空間内にできる限り遮蔽物を置かず、また視界を遮る樹木は伐採し、伽藍地全体を見渡せる空間として整備を行う。

#### 5 人々が安心して訪れることのできる空間を提供する

現状では部分的な盛土による伽藍地内の段差が著しく、また講堂基壇以北の水路暗渠化が未整備である。さらに、土地買上げに伴って移転した宅地の基礎や石積がそのまま残されている箇所や梅林もあり、来場者に対して安心・安全であるとは言えない状況である。これら諸々の問題を解消し、来場者が安心して気軽に散策できる場所を提供する。

- 5 地域住民・県民が気軽に訪れることのできる空間、交流できる空間を提供する  
四阿(休息所)の設置や適切な植栽を行うことによって、子どもからお年寄りまであらゆる世代の人々が気軽に訪れ、くつろげる空間を提供する。

### 第3節 整備の方法

#### 1 地盤整備と水路暗渠化

盛土造成により地下遺構を確実に保存するとともに、地盤を平坦化する。北東部については冠水との兼ね合いから現状維持も検討する。講堂基壇以北の水路暗渠化工事も、同様に冠水との関係で工法を検討する。また、地下遺構をき損する可能性のある樹木・伽藍を表現する上や景観形成に支障となる樹木は伐採し、史跡の価値を有しない現状構造物は極力除却する。

#### 2 伽藍の整備

第2期発掘調査で明らかになった堂宇を整備し、上野国分寺の本来の姿を表現する。表現方法について建物復元や平面表示等、適切な方法を検討する。また、第1期整備において整備された施設のうち、第2期調査成果により見直しが必要となった堂宇、破損等により修理が必要なものは再整備を行う。

##### (1) 第2期調査で明らかになった堂宇の新規整備

- ・金堂院(金堂・中門・回廊)
- ・鐘楼
- ・僧坊北の一本柱列
- ・南大門
- ・南辺築垣東部

##### (2) 既存整備施設の再整備

- ・講堂(旧金堂)基壇の改修(基壇の規模・高さ調整)
- ・南辺築垣西半の再確認及びそれに伴う改修(線形、外溝)
- ・進入路の改修(中軸線のズレ解消・高さ調整)

##### (3) 適切なサイン表示

来場者への理解を促すため、適所に適切な解説板・案内板等の整備を行う。

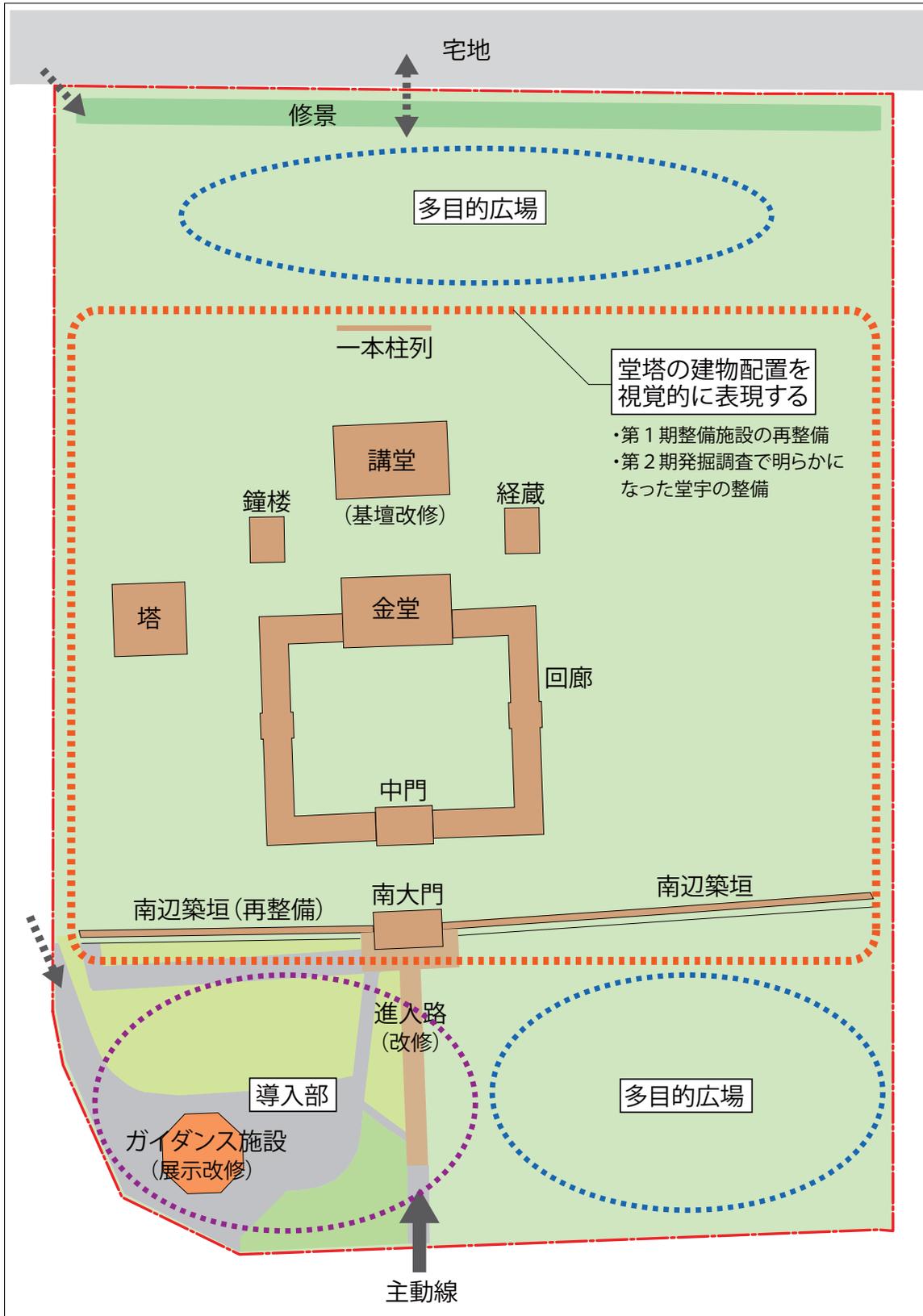
#### 3 ガイダンス施設の展示改修

第2期調査により明らかとなった上野国分寺の姿を反映した展示内容とする。現地で表現できない堂宇等は、模型やイラスト、VRやARの活用を検討するなど、分かり易い展示を目指す。

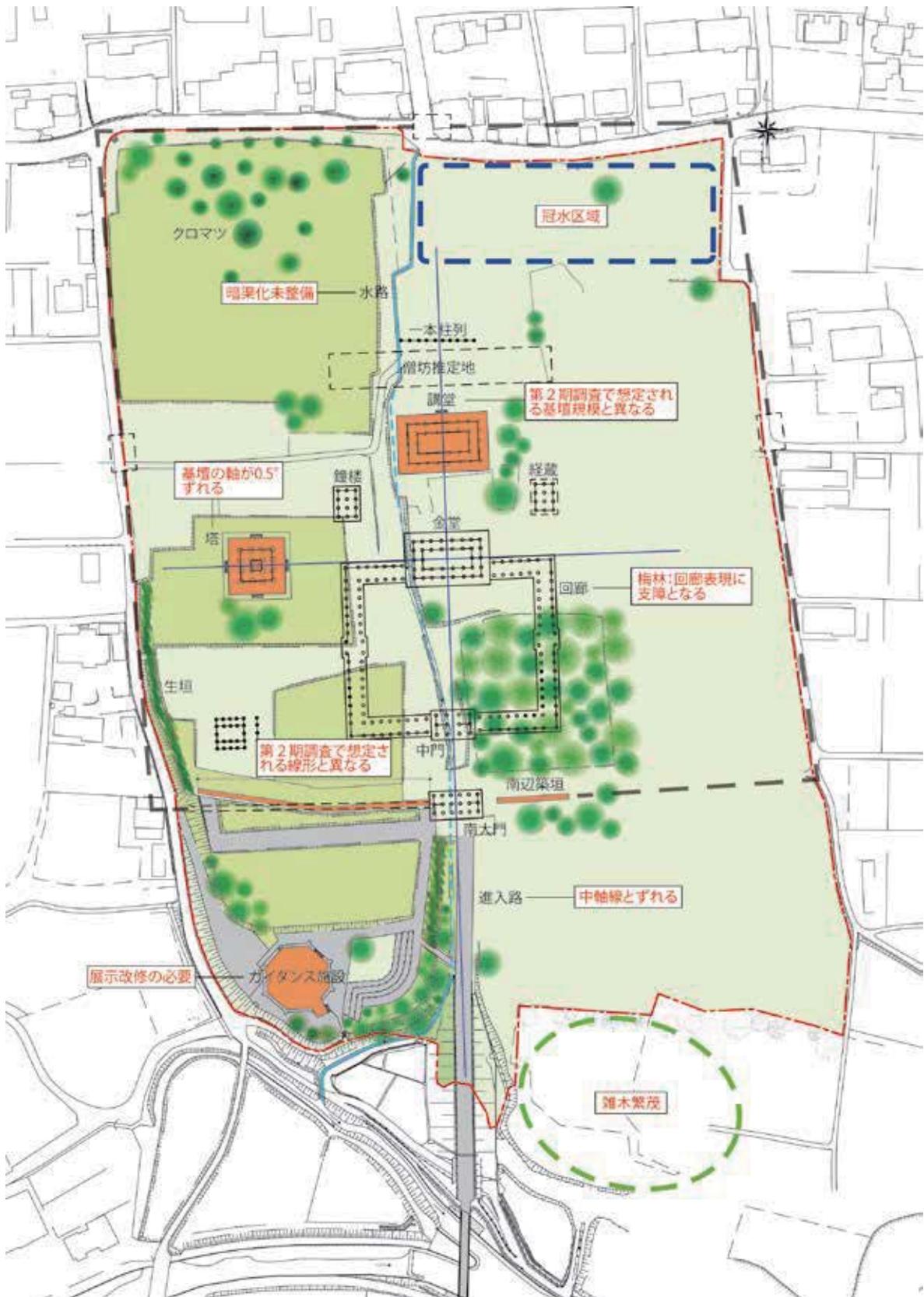
### 第4節 整備の事業計画

短期(2019～2023年度)・中期(2024～2028年度)事業として第2期整備事業を推進する。

短期事業として詳細な現地測量、整備基本計画の策定、実施設計、第2期調査成果に基づいた整備を実施する。伽藍地周縁部や今後の調査で新たに得られた成果に基づく整備を、中期事業として第2期整備事業を実施する。



第26図 整備模式図



第 27 図 既存整備施設等整備への課題

## 第9章 管理運営と体制

### 第1節 管理運営の方向性

日常の維持管理業務は、原則として群馬県教育委員会が主体となって行うが、史跡の適切な保存と活用の充実を目指して、群馬県関係部局・地元である前橋市・高崎市との連携を強化した運営体制を整える。また、将来にわたる活動の継続のために地域住民や地元関連団体と連携し、官民協働の体制を目指す。

### 第2節 方法と体制

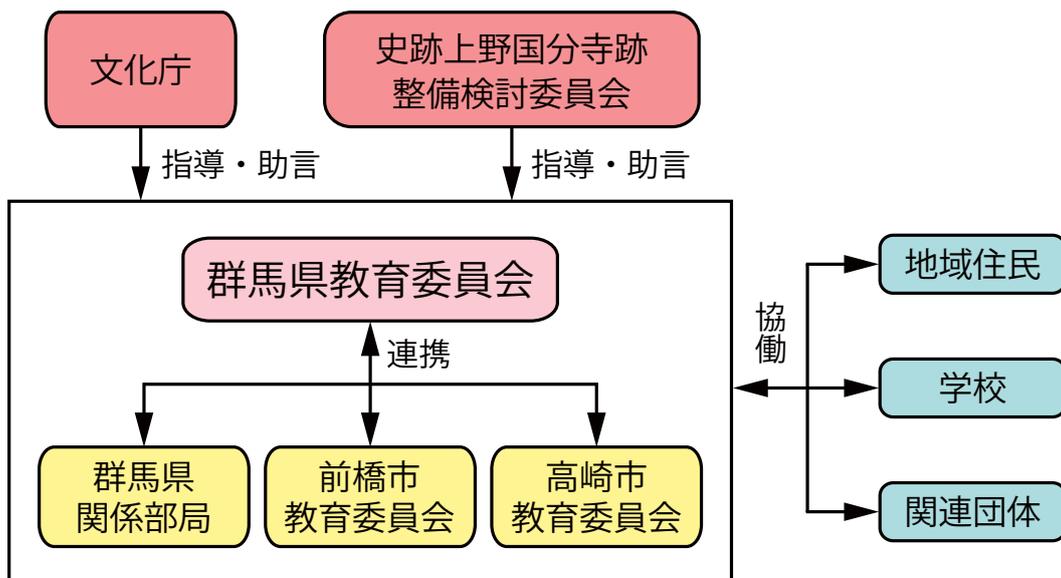
#### 1 運営体制の充実

当面は、群馬県教育委員会が直営で管理運営を行う。地元である前橋市・高崎市両教育委員会との連携体制を強化するとともに、群馬県関係部局との連携を図り、体制を充実させる。

現在、ガイド施設は、群馬県教育委員会が直接雇用した臨時職員3名のローテーションにより見学者対応にあたっているが、将来的にボランティアガイドの導入・育成を検討する。

#### 2 地域住民との協働体制の強化

現在、活動している地元関連団体(高崎市国府地区区長会や前橋市元総社地区自治会連合会、上野国分寺遺跡愛好会、上野国分寺まつり実行委員会、NPO 法人しるく等)との連携を強化し、イベントや体験活動、日常の維持管理への地域住民の参加を促し、市民参加の体制を整える。



第28図 管理運営体制の模式図

## 第 10 章 行動計画の策定・実施

今後、実施する各種の施策について、前章までに計画した保存・活用・整備・管理運営の内容を事業計画として整理する。短・中期(短期(2019～2023年度)、中期(2024～2028年度))と長期(2029～2038年度)の2段階に分けるものとし、短・中期は第2期整備事業を実施する期間、長期は第2期整備事業完了以降としての位置づけとする。

第9表 事業計画

	短・中期	長期
調査研究	・外郭施設や伽藍地範囲を確認するための発掘調査を継続する。	
追加指定	・外郭施設等、重要な遺構が確認された場合は追加指定を目指す。	
公有地化	・追加指定となった民有地について、将来的に公有地化を目指す。	
保存	・建築物・園路・水路・工作物・埋設物・地形・樹木等の現状変更等に対し、保存管理地区区分毎の取扱基準に従って、遺構の保護に関する周知、協議による調整や発掘調査を行う。	
活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備工事との安全を考慮しながら現地での活用を実施する。</li> <li>・整備工事への県民参加を実施する。</li> <li>・古代上野国分寺の姿や役割を学べる活用を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期整備が完了した現地を用いて有効な活用を実施する。</li> <li>・ガイダンス施設の史跡指定地外への移転を検討する。</li> </ul>
整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期整備事業を実施する。</li> <li>・第1期整備の再整備を行う。</li> <li>・第2期調査成果に基づく上野国分寺の本来の姿を表現する。</li> <li>・整備工事期間中の情報発信を行う。</li> </ul>	・追加指定し、公有地化が進んだ範囲は整備を検討する。
管理運営・体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県教育委員会が直営で管理運営を行う。</li> <li>・前橋市・高崎市・関係部局との連携を図る。</li> <li>・地域住民との連携に向けた周知と人材育成に取り組む。</li> <li>・ボランティアガイドの導入・育成を検討する。</li> </ul>	・適切な管理のあり方について検討する。

## 第11章 経過観察

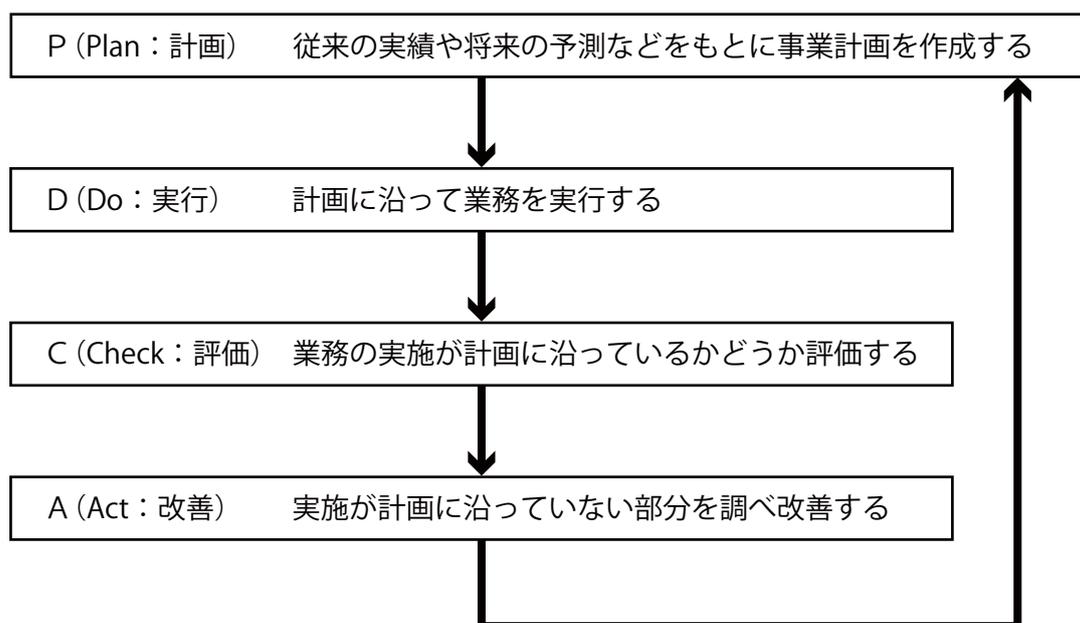
### 第1節 方針

史跡の確実な保存と充実した活用は、将来にわたって取り組むべきものである。管理者はその過程において、自主的な経過観察を定期的に行うことにより、当初の理念に立ち返り、現状を把握・分析して問題点を改善していくことが求められる。この経過観察は、群馬県教育委員会が主体となって実施する。

### 第2節 方法

経過観察は群馬県教育委員会が主体となって実施し、その結果は県民に公表する。経過観察の方法としてPDCAサイクルを導入し、継続的な改善及び改善点を次年度に反映させるためにも、毎年度実施することとする。

評価(C)の内容は、①重点課題の進捗状況の点検及び見直し、②保存・活用・整備の実施項目と方法の点検及び見直し、③方法の妥当性の点検とし、改善(A)の指標とする。



第29図 経過観察の方法

#### ① 重点課題の進捗状況の点検

保存・活用の重点課題は、当初の目的と基本方針の達成である。基本方針に対し、各項目についてどの程度達成できているかを具体的に明記し、群馬県教育委員会内の共通認識として現状を把握し、目標を明らかにする。

#### ② 保存・活用・整備の実施項目と方法の点検

基本方針の実現に向けて、何にどのように取り組んでいるか、保存、活用、整備、運営・体制の項目毎に実施事項とその方法を整理して点検項目とし、達成の可否や度合いを認識する。点検項目の案を示す。

③ 方法の妥当性の点検

上記②の保存活用に係わる実施項目について、円滑に進められているかなどの妥当性を確認し、必要に応じて実施方法を見直す。

第10表 点検項目(案)

	点検項目(案)
保存	史跡指定地内の遺構・遺物は、適切な方法で確実に保存されているか。
	各種調査記録類や出土遺物は適切に保管・管理されているか。
	史跡の本質的価値を有しないその他の要素(工作物・樹木等)の除却について、遺構を傷付けることなく行われているか。
	外郭施設等伽藍地が想定される範囲について、追加指定に向けた働きかけがなされているか。
	史跡周辺の景観保全のための、地域住民や関係機関との合意・連携が図られているか。
	条例や計画に則した景観保全の措置を定め、史跡周辺の環境や景観を良好に保つことができているか。
活用	古代上野国分寺の姿や役割を学び体験できる活用が図られているか。
	学びの場として、体験活動やイベントの内容は適切か。
	学校教育や生涯学習との連携は図られているか。
	地域住民と連携し、地域づくりの場としての活用が図られているか。
	活用事業に携わる人々は、史跡の価値を共有し、参画できているか。
	史跡の価値を普及するための情報発信は十分に行われているか。
	関連遺跡と連携した活用の充実が図られているか。
	継続的な発掘調査・研究と情報提供が行われているか。
	観光産業等と連携した活用が図られているか。
整備	遺構を確実に保護するための整備が行われているか。
	遺構の表現は発掘調査成果に基づいて適切に行われているか。
	第2期発掘調査成果に基づく、上野国分寺の本来の姿を示しているか。
	古代上野国分寺の姿や役割を表現する整備ができているか。
	伽藍地内の堂塔の表現手法は、正しく説得力のあるものか。
	ガイダンス施設での解説や展示施設は適切か。
	ガイダンス施設の機能は活用に有効か。
	便益施設や緑陰は適切に設置されているか。
運営・体制 維持管理	保存・活用に必要な、適切な体制が整えられているか。
	地域住民と協働での保存・活用の運営は、適切な方法で行われているか。
	活動に参加する関連団体の育成が図られているか。
	国・県・前橋市・高崎市・関係部局・関連団体との連携が図られているか。
	周辺公共施設・交通機関との連携が図られているか。
	関係機関との情報共有が図られているか。
	保存・活用・維持管理・運営に必要な予算や人員を十分確保し、適切に配分できているか。
	整備された施設の日常の維持管理は適切に行われているか。
	整備された施設の修繕は計画的かつ適切に実施されているか。